

3. 区域施策に関する事項

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況

1) 平成30年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

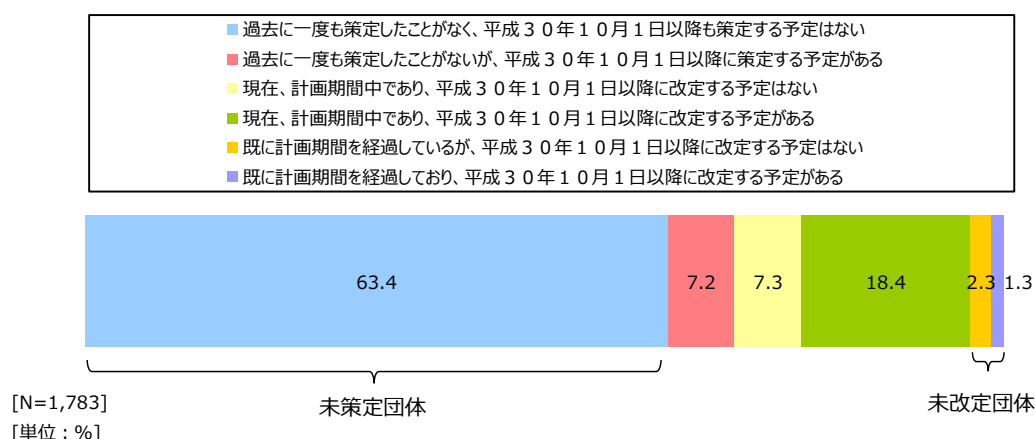
都道府県・市町村（特別区含む。）において、実行計画（区域施策編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、全体の25.7%である。

全体の70.6%が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、全体の7.2%は今後策定予定があると回答しているが、63.4%は今後も策定する予定がないと回答している。

また、全体の3.6%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、全体の1.3%は今後改定予定があると回答しているが、2.3%は改定する予定がないと回答している。

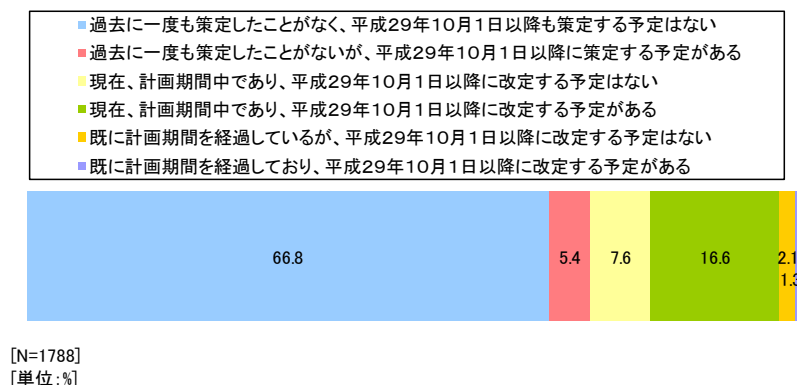
なお、未策定団体は昨年度の72.2%から1.6%減少、未改定団体は昨年度の3.4%から0.2%増加した。

図表 195 平成30年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況



図表 196 平成29年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

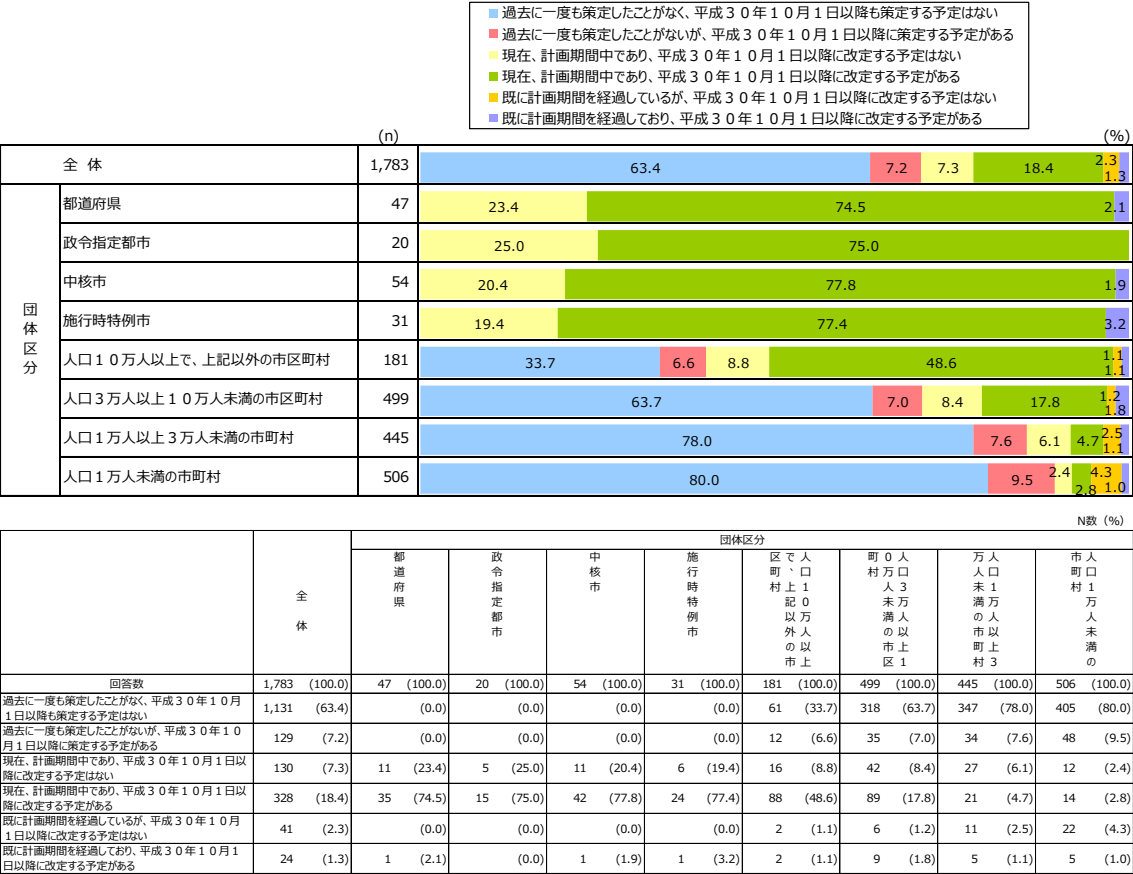
【昨年度調査】



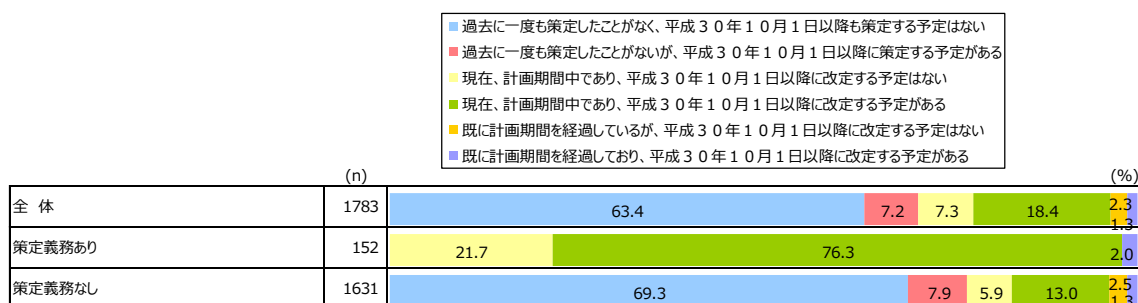
地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）は、全ての団体が計画を策定済みとなっている。ただし、都道府県、中核市、施行時特例市でそれぞれ1団体、計画期間を経過した“未改定団体”が存在する。

策定義務のない団体のうち、人口10万人以上の市町村(特別区含む。)の59.7%、人口3万人以上10万人未満の市町村（特別区含む。）の29.3%、人口1万人以上3万人未満の市町村の14.4%、人口1万人未満の市町村の10.5%が計画を策定している。

図表 197 平成30年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況【団体区分別】



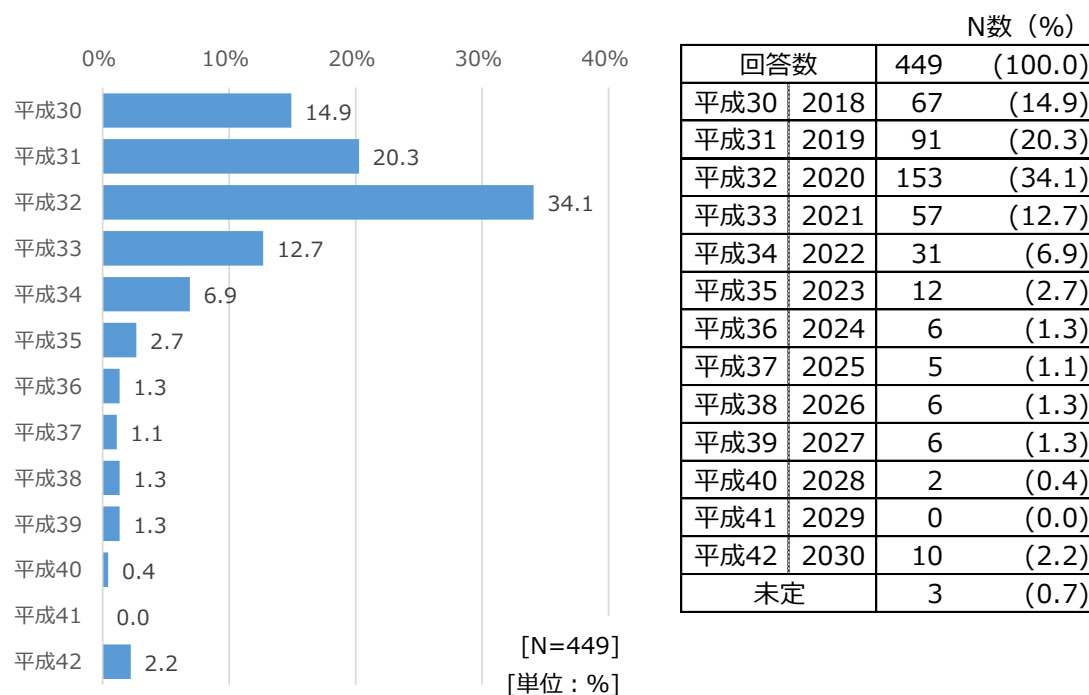
図表 198 平成 30 年 10 月 1 日現在の区域施策編の策定・改定状況
【策定義務の有無別】



2) 区域施策編の策定・改定予定年度

区域施策編の策定・改定を予定している団体において、その予定年度は、「平成 32 年度」(34.1%) が最も多く、「平成 31 年度」(20.3%)、「平成 30 年度」(14.9%) と続く。

図表 199 区域施策編の策定・改定予定年度

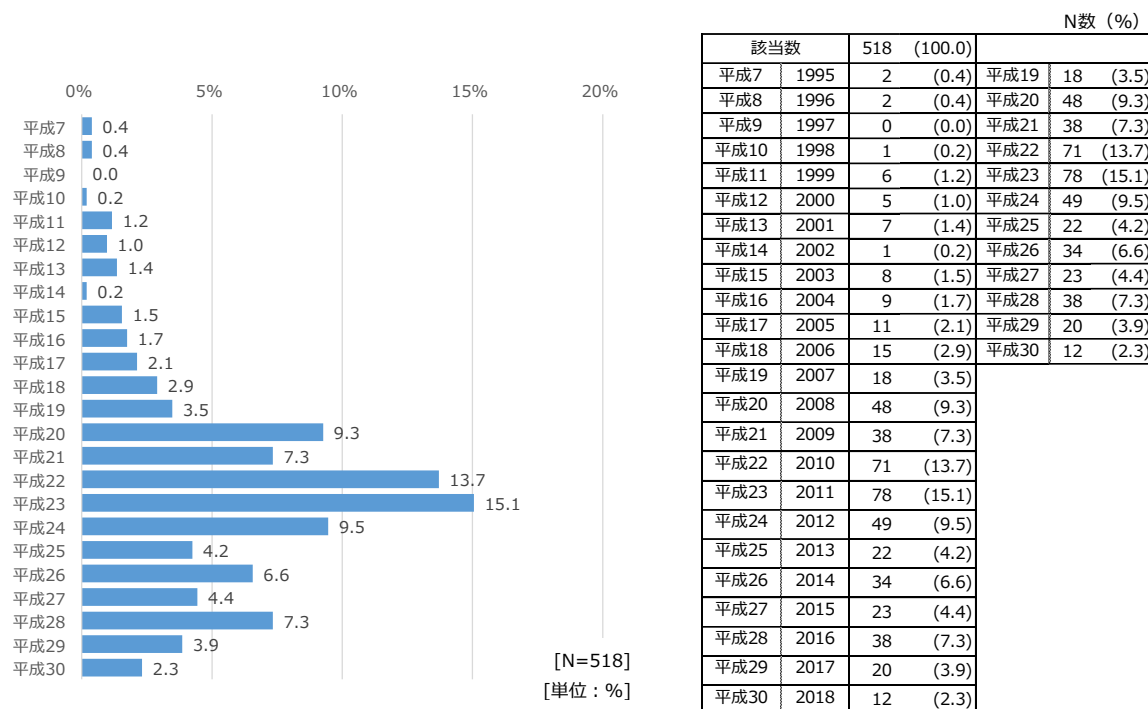


3) 区域施策編の当初策定年度及びその計画期間

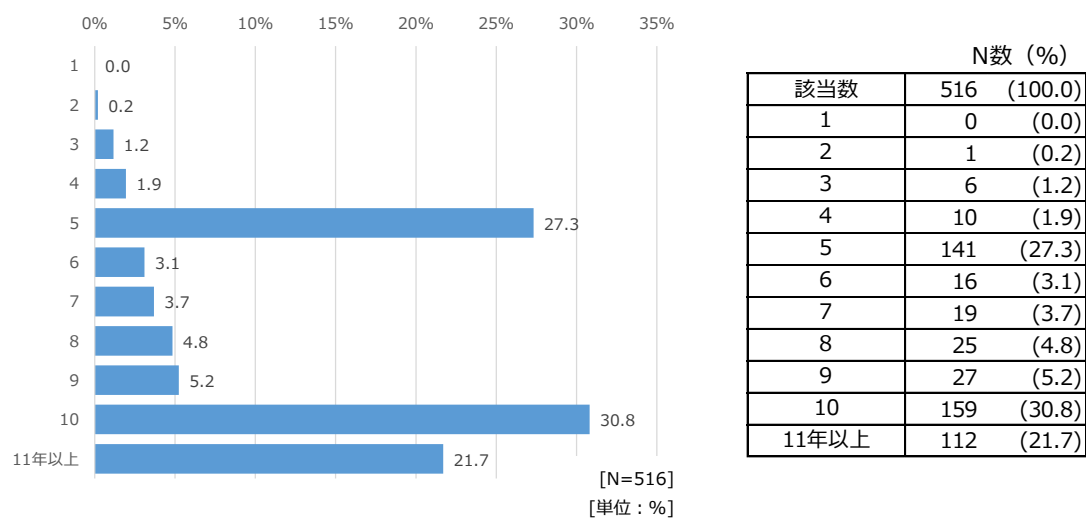
区域施策編を策定済みの団体において、その当初策定年度は、「平成 23 年度」(15.1%)、「平成 22 年度」(13.7%) 及びその前後に集中している。

また、当初策定した区域施策編の計画期間は、「10 年」(30.8%)、「5 年」(27.3%)が多い。

図表 200 区域施策編の当初策定年度



図表 201 当初策定した区域施策編の計画期間

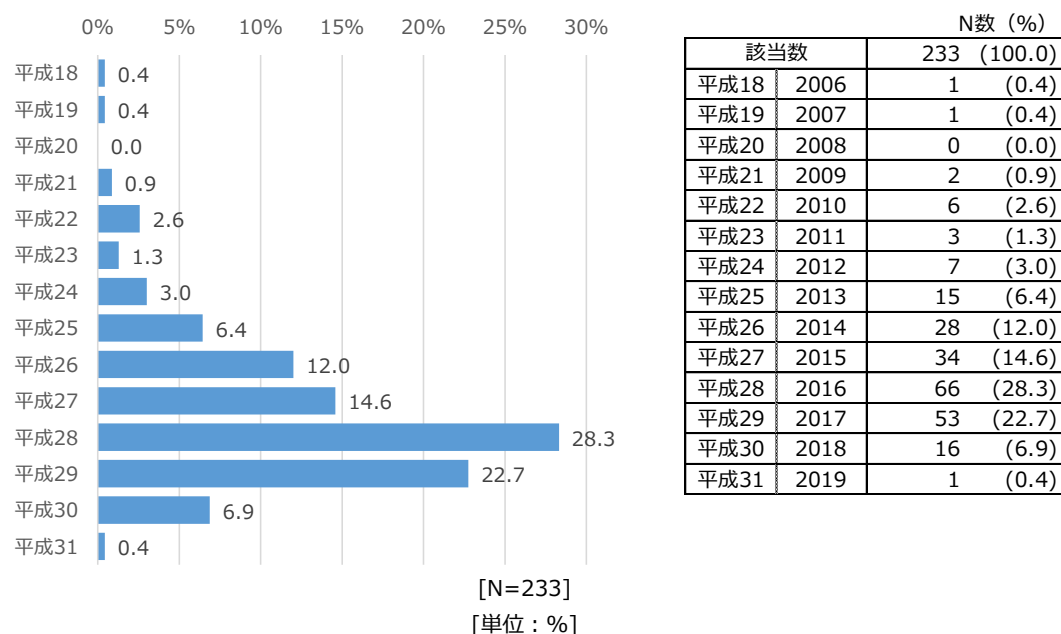


4) 区域施策編の最終改定年度及びその計画期間

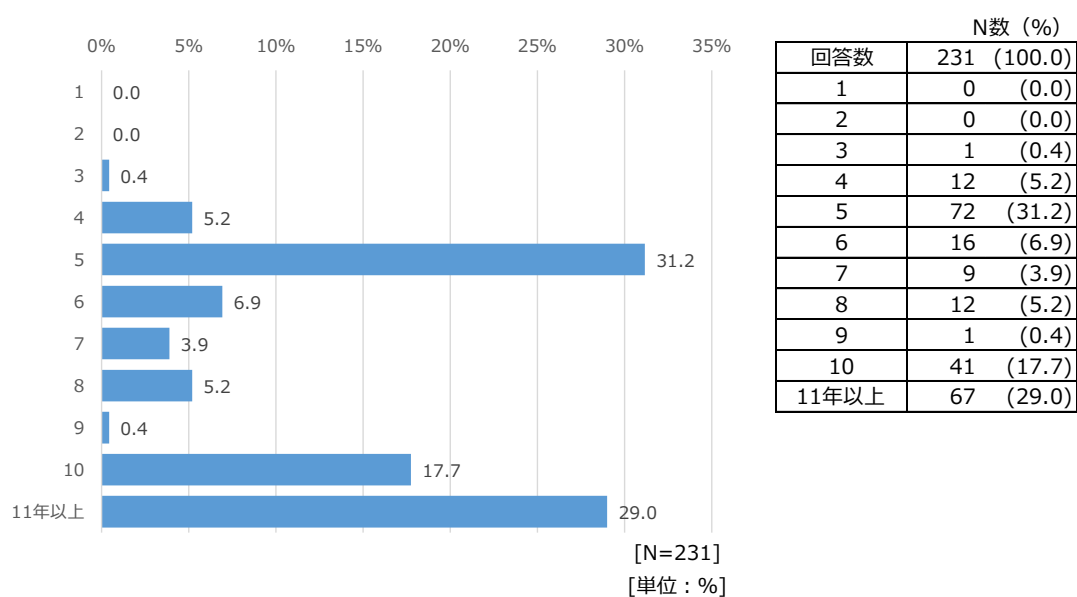
区域施策編を策定済みの団体において、その最終改定年度は、「平成 28 度」(28.3%)、「平成 29 年度」(22.7%)が多い。

また、最新の区域施策編の計画期間は「5 年」(31.2%)、「11 年以上」(29.0%)が多い。

図表 202 区域施策編の最終改定年度



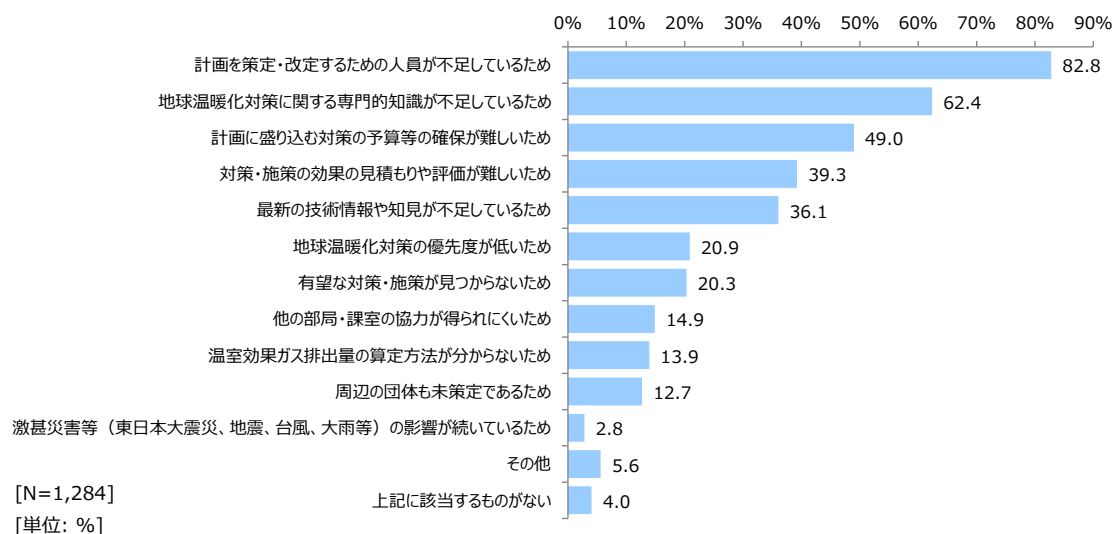
図表 203 最終改定した区域施策編の計画期間



5) 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

区域施策編を未策定・未改定の団体において、その理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」(82.8%)が最も多く、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」(62.4%)「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」(49.0%)、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため。」(39.3%)、「最新の技術情報や知見が不足しているため。」(36.1%)と続く。

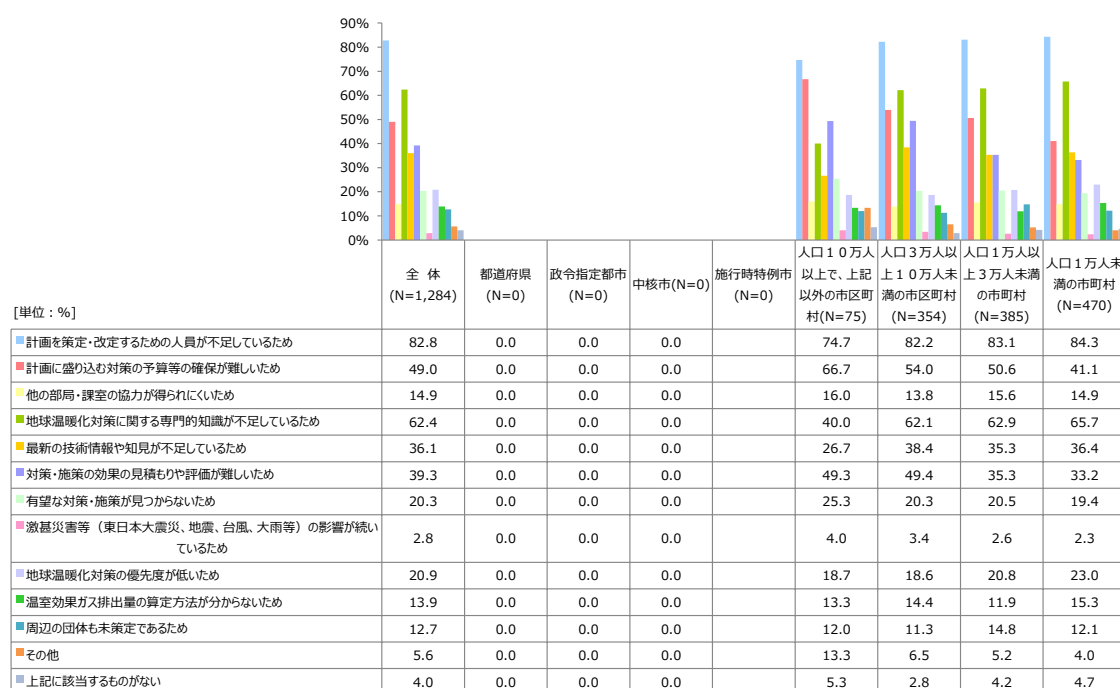
図表 204 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」が最も多い。

人口規模が小さくなるほど、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」を選択する割合が高くなる傾向が見られる。

図表 205 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由
【団体区分別】

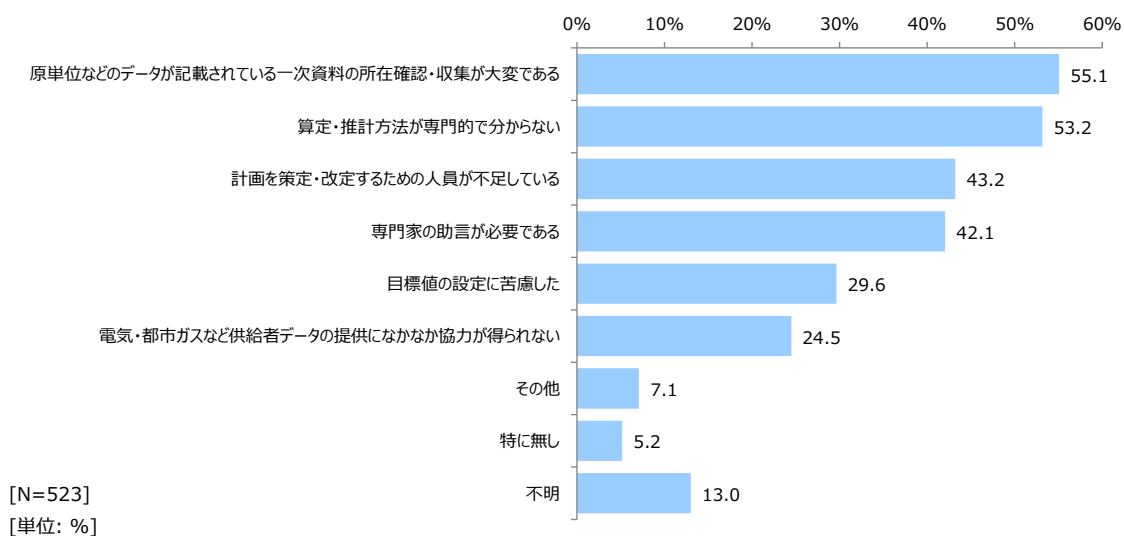


	全 体	団体区分								N数 (%)	
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 域 人 口 1 万 人 以 上 1 0 万 人 未 満	町 0 人 村 万 口 人 3 未 満 人 の 以 上 区 1	万 人 人 口 未 1 万 人 以 上 3 万 人 未 満	市 人 口 村 1 万 人 未 満 の		
回答数	1,284 (100.0)	0 (100.0)	0 (100.0)	0 (100.0)	0 (100.0)	75 (100.0)	354 (100.0)	385 (100.0)	470 (100.0)		
計画を策定・改定するための人員が不足しているため	1,063 (82.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	56 (74.7)	291 (82.2)	320 (83.1)	396 (84.3)		
計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	629 (49.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	50 (66.7)	191 (54.0)	195 (50.6)	193 (41.1)		
他の部局・課室の協力が得られにくい	191 (14.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (16.0)	49 (13.8)	60 (15.6)	70 (14.9)		
地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため	801 (62.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	30 (40.0)	220 (62.1)	242 (62.9)	309 (65.7)		
最新の技術情報や知見が不足しているため	463 (36.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (26.7)	136 (38.4)	136 (35.3)	171 (36.4)		
対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため	504 (39.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	37 (49.3)	175 (49.4)	136 (35.3)	156 (33.2)		
有望な対策・施策が見つからないため	261 (20.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (25.3)	72 (20.3)	79 (20.5)	91 (19.4)		
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため	36 (2.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (4.0)	12 (3.4)	10 (2.6)	11 (2.3)		
地球温暖化対策の優先度が低い	268 (20.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (18.7)	66 (18.6)	80 (20.8)	108 (23.0)		
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	179 (13.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (13.3)	51 (14.4)	46 (11.9)	72 (15.3)		
周辺の団体も未策定であるため	163 (12.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (12.0)	40 (11.3)	57 (14.8)	57 (12.1)		
その他	72 (5.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (13.3)	23 (6.5)	20 (5.2)	19 (4.0)		
上記に該当するものがない	52 (4.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (5.3)	10 (2.8)	16 (4.2)	22 (4.7)		

6) 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量の算定で困難だったこととしては、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」(55.1%) が最も多く、「算定・推計方法が専門的で分からない。」(53.2%)、「計画を策定・改定するための人員が不足している。」(43.2%)、「専門家の助言が必要である。」(42.1%) と続く。

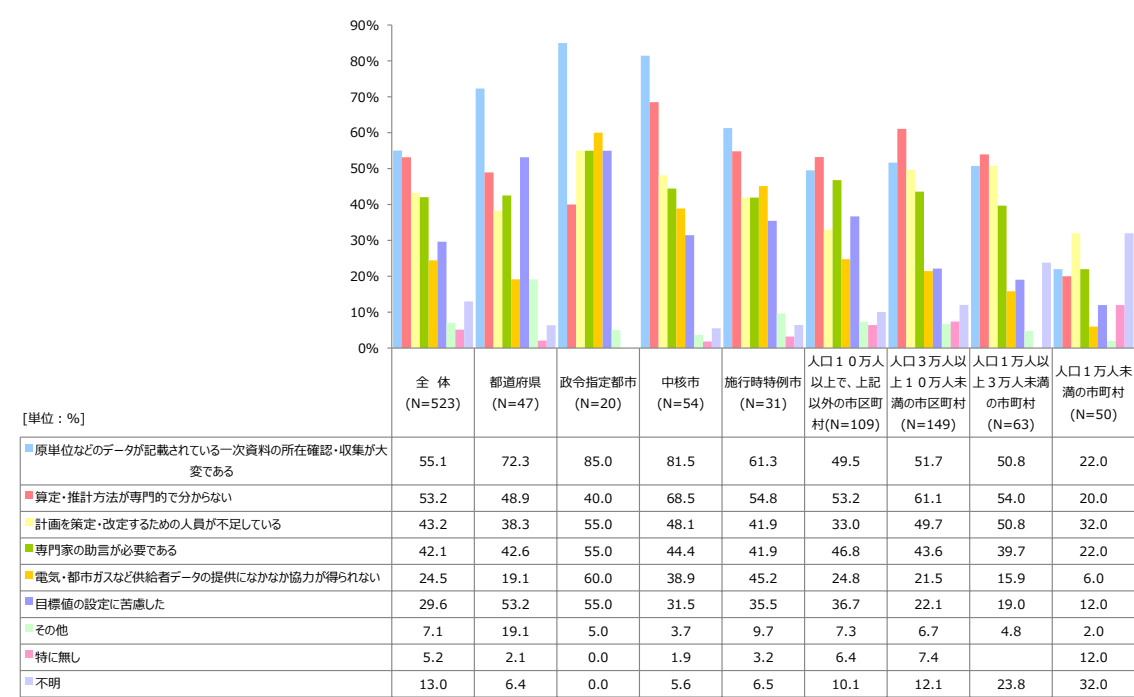
図表 206 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市、中核市では 70% 以上の団体が「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」を選択している。

また、人口規模が大きい団体ほど、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」「電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない。」「目標値の設定に苦慮した。」を選択する割合が高くなる傾向がある。

図表 207 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと【団体区分別】

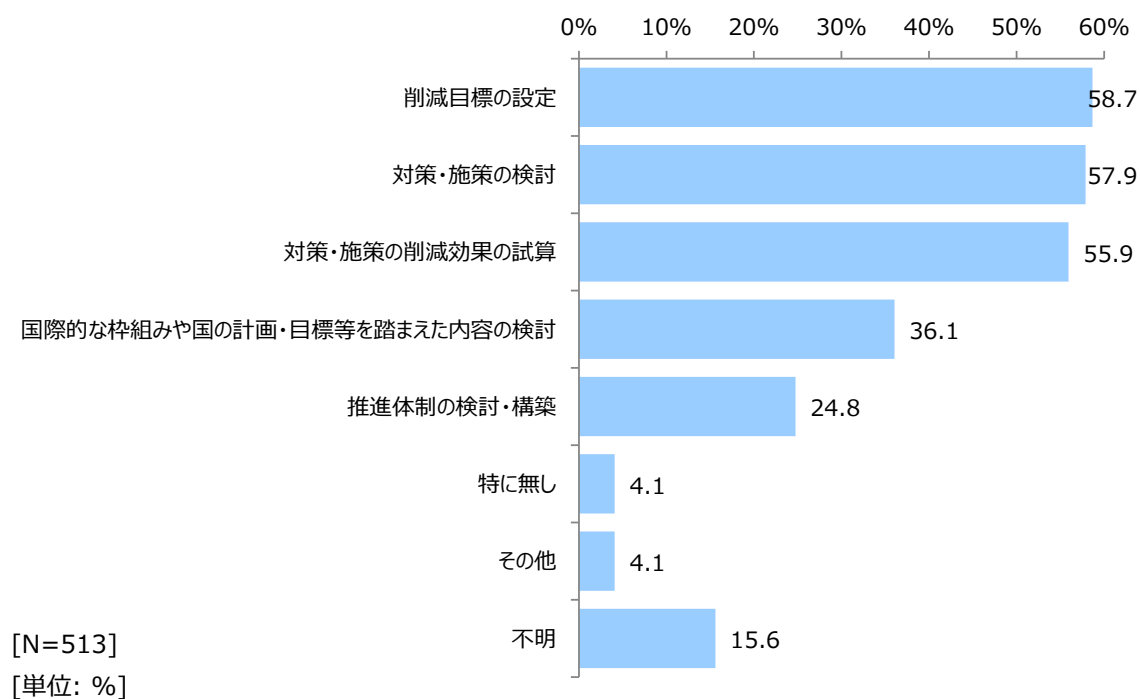


	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 で 人 口 1 0 万 人 未 満	市 で 人 口 1 0 万 人 未 満	市 で 人 口 1 0 万 人 未 満
回答数	523 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	109 (100.0)	149 (100.0)	63 (100.0)	50 (100.0)
原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である	288 (55.1)	34 (72.3)	17 (85.0)	44 (81.5)	19 (61.3)	54 (49.5)	77 (51.7)	32 (50.8)	11 (22.0)
算定・推計方法が専門的で分からない	278 (53.2)	23 (48.9)	8 (40.0)	37 (68.5)	17 (54.8)	58 (53.2)	91 (61.1)	34 (54.0)	10 (20.0)
計画を策定・改定するための人員が不足している	226 (43.2)	18 (38.3)	11 (55.0)	26 (48.1)	13 (41.9)	36 (33.0)	74 (49.7)	32 (50.8)	16 (32.0)
専門家の助言が必要である	220 (42.1)	20 (42.6)	11 (55.0)	24 (44.4)	13 (41.9)	51 (46.8)	65 (43.6)	25 (39.7)	11 (22.0)
電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない	128 (24.5)	9 (19.1)	12 (60.0)	21 (38.9)	14 (45.2)	27 (24.8)	32 (21.5)	10 (15.9)	3 (6.0)
目標値の設定に苦慮した	155 (29.6)	25 (53.2)	11 (55.0)	17 (31.5)	11 (35.5)	40 (36.7)	33 (22.1)	12 (19.0)	6 (12.0)
その他	37 (7.1)	9 (19.1)	1 (5.0)	2 (3.7)	3 (9.7)	8 (7.3)	10 (6.7)	3 (4.8)	1 (2.0)
特に無し	27 (5.2)	1 (2.1)	0 (0.0)	1 (1.9)	1 (3.2)	7 (6.4)	11 (7.4)	0 (0.0)	6 (12.0)
不明	68 (13.0)	3 (6.4)	0 (0.0)	3 (5.6)	2 (6.5)	11 (10.1)	18 (12.1)	15 (23.8)	16 (32.0)

7) 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと

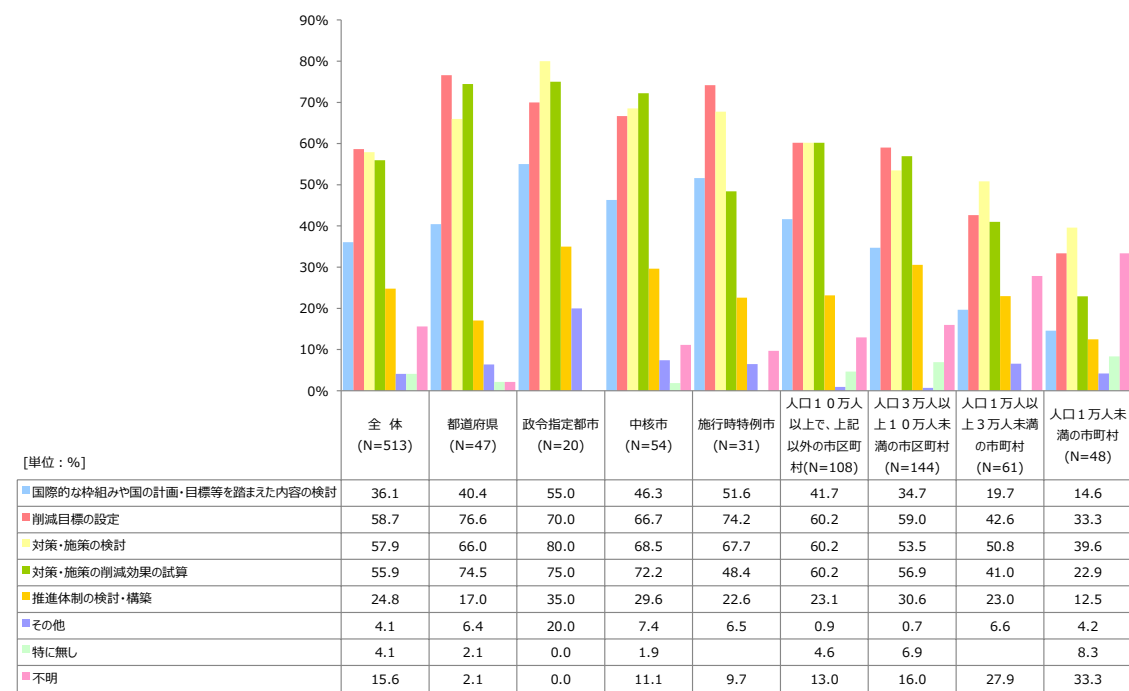
区域施策編を策定済みの団体において、その策定又は改定の過程で困難だったこととしては、「削減目標の設定」(58.7%)が最も多く、「対策・施策の検討」(57.9%)、「対策・施策の削減効果の試算」(55.9%)と続く。

図表 208 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと



地方公共団体の区分別に見ると、人口規模が大きい団体で「対策・施策の検討」を選択する割合が高くなる傾向が見られる。

図表 209 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと【団体区分別】

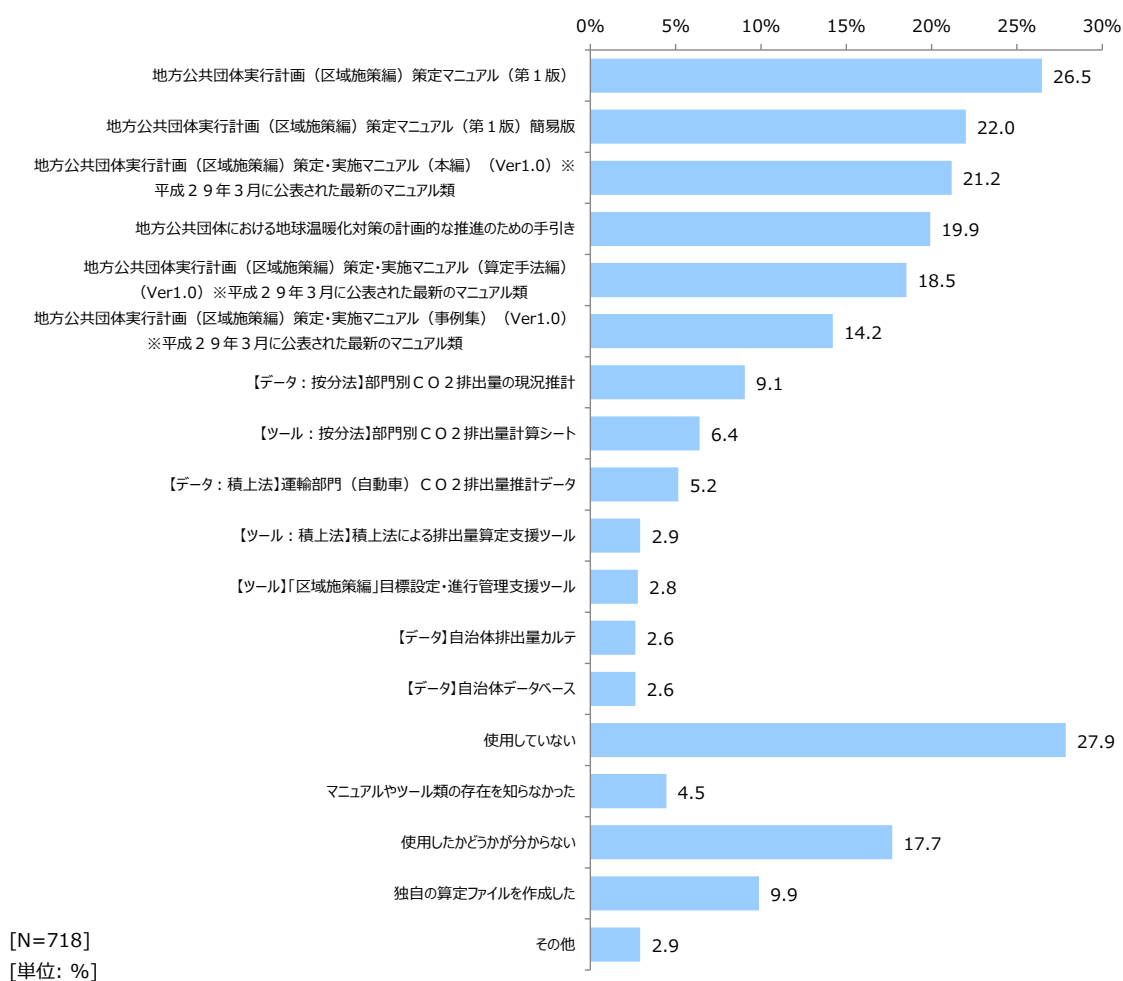


	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人 町上1 村上1 記0以 外人の 以市上	町0人 村万口 人3未 満人の 以市上 区1	万人人 口万口 未1満 万人の 市市上 町町上 村村3	市人 町口 村1万 人未 満の
回答数	513 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	144 (100.0)	61 (100.0)	48 (100.0)
国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討	185 (36.1)	19 (40.4)	11 (55.0)	25 (46.3)	16 (51.6)	45 (41.7)	50 (34.7)	12 (19.7)	7 (14.6)
削減目標の設定	301 (58.7)	36 (76.6)	14 (70.0)	36 (66.7)	23 (74.2)	65 (60.2)	85 (59.0)	26 (42.6)	16 (33.3)
対策・施策の検討	297 (57.9)	31 (66.0)	16 (80.0)	37 (68.5)	21 (67.7)	65 (60.2)	77 (53.5)	31 (50.8)	19 (39.6)
対策・施策の削減効果の試算	287 (55.9)	35 (74.5)	15 (75.0)	39 (72.2)	15 (48.4)	65 (60.2)	82 (56.9)	25 (41.0)	11 (22.9)
推進体制の検討・構築	127 (24.8)	8 (17.0)	7 (35.0)	16 (29.6)	7 (22.6)	25 (23.1)	44 (30.6)	14 (23.0)	6 (12.5)
その他	21 (4.1)	3 (6.4)	4 (20.0)	4 (7.4)	2 (6.5)	1 (0.9)	1 (0.7)	4 (6.6)	2 (4.2)
特に無し	21 (4.1)	1 (2.1)	0 (0.0)	1 (1.9)	0 (0.0)	5 (4.6)	10 (6.9)	0 (0.0)	4 (8.3)
不明	80 (15.6)	1 (2.1)	0 (0.0)	6 (11.1)	3 (9.7)	14 (13.0)	23 (16.0)	17 (27.9)	16 (33.3)

8) 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの

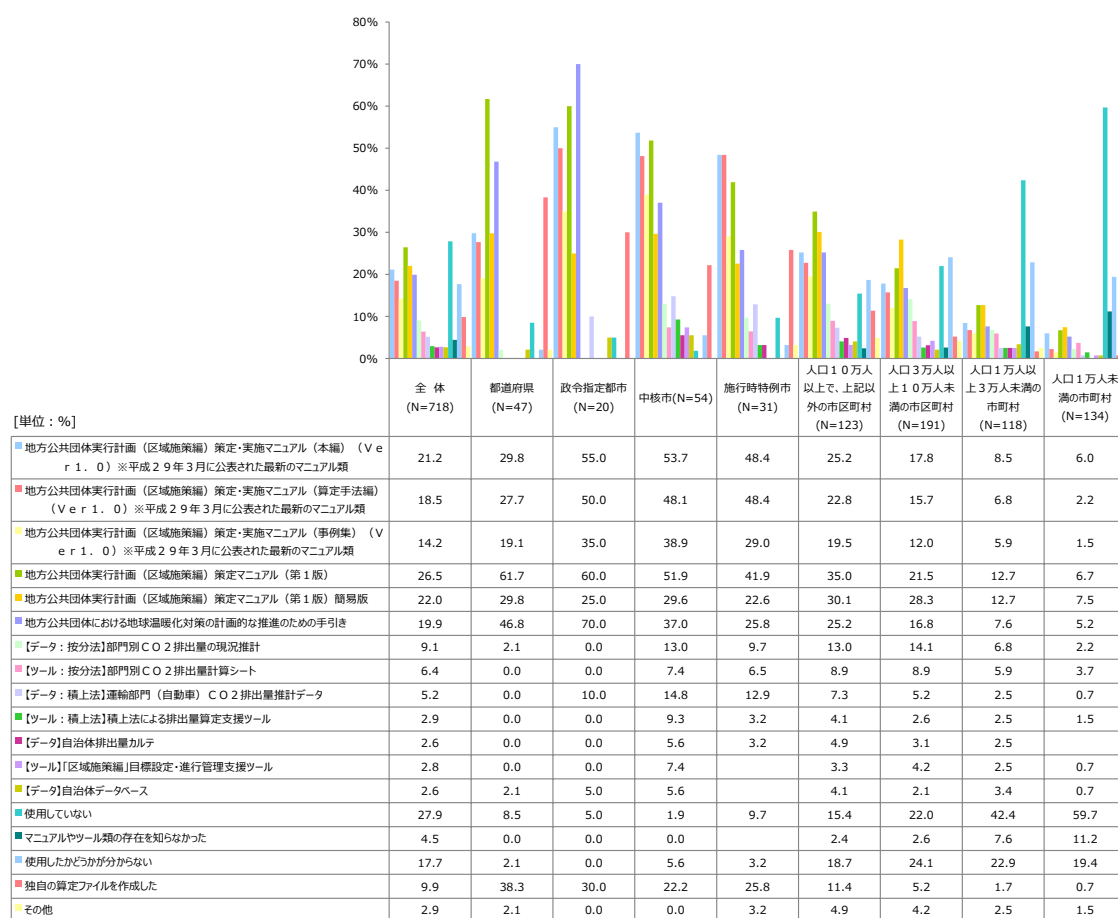
区域施策編を策定済み、または策定予定の団体において、その策定又は改定に当たって使用したものとしては、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」（26.5%）が最も多く、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版」（22.0%）、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）※平成29年3月に公表された最新のマニュアル類」（21.2%）、「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」（19.9%）と続く。

図表 210 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの



地方公共団体の区分別に見ると、人口規模が大きいほど「平成 29 年 3 月に公表された最新のマニュアル類」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。また、人口規模が小さいほど、「使用していない」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。

図表 211 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの【団体区分別】

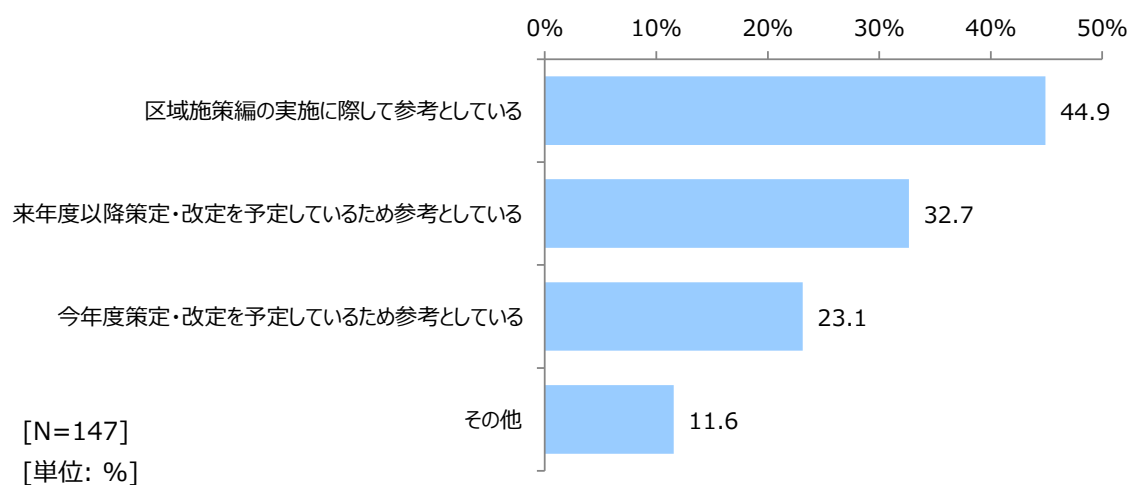


	全 体	N数 (%)							
		団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 、 人 口 1 記 0 以 上 の 外 人 の 以 上	町 0 人 村 万 人 3 未 満 の 以 上 区 1	万 人 口 未 満 の 市 以 上 村 3	市 人 口 1 万 人 未 満 の
回答数	718 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	123 (100.0)	191 (100.0)	118 (100.0)	134 (100.0)
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）※平成29年3月に公表された最新のマニュアル類	152 (21.2)	14 (29.8)	11 (55.0)	29 (53.7)	15 (48.4)	31 (25.2)	34 (17.8)	10 (8.5)	8 (6.0)
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver1.0）※平成29年3月に公表された最新のマニュアル類	133 (18.5)	13 (27.7)	10 (50.0)	26 (48.1)	15 (48.4)	28 (22.8)	30 (15.7)	8 (6.8)	3 (2.2)
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事前集）（Ver1.0）※平成29年3月に公表された最新のマニュアル類	102 (14.2)	9 (19.1)	7 (35.0)	21 (38.9)	9 (29.0)	24 (19.5)	23 (12.0)	7 (5.9)	2 (1.5)
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）	190 (26.5)	29 (61.7)	12 (60.0)	28 (51.9)	13 (41.9)	43 (35.0)	41 (21.5)	15 (12.7)	9 (6.7)
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版	158 (22.0)	14 (29.8)	5 (25.0)	16 (29.6)	7 (22.6)	37 (30.1)	54 (28.3)	15 (12.7)	10 (7.5)
地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き	143 (19.9)	22 (46.8)	14 (70.0)	20 (37.0)	8 (25.8)	31 (25.2)	32 (16.8)	9 (7.6)	7 (5.2)
【データ：按分法】部門別CO2排出量の現況推計	65 (9.1)	1 (2.1)	0 (0.0)	7 (13.0)	3 (9.7)	16 (13.0)	27 (14.1)	8 (6.8)	3 (2.2)
【ツール：按分法】部門別CO2排出量計算シート	46 (6.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (7.4)	2 (6.5)	11 (8.9)	17 (8.9)	7 (5.9)	5 (3.7)
【データ：積上法】運輸部門（自動車）CO2排出量推計データ	37 (5.2)	0 (0.0)	2 (10.0)	8 (14.8)	4 (12.9)	9 (7.3)	10 (5.2)	3 (2.5)	1 (0.7)
【ツール：積上法】積上法による排出量算定支援ツール	21 (2.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (9.3)	1 (3.2)	5 (4.1)	5 (2.6)	3 (2.5)	2 (1.5)
【データ】自治体排出量カルテ	19 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (5.6)	1 (3.2)	6 (4.9)	6 (3.1)	3 (2.5)	0 (0.0)
【ツール】「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール	20 (2.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (7.4)	0 (0.0)	4 (3.3)	8 (4.2)	3 (2.5)	1 (0.7)
【データ】自治体データベース	19 (2.6)	1 (2.1)	1 (5.0)	3 (5.6)	0 (0.0)	5 (4.1)	4 (2.1)	4 (3.4)	1 (0.7)
使用していない	200 (27.9)	4 (8.5)	1 (5.0)	1 (1.9)	3 (9.7)	19 (15.4)	42 (22.0)	50 (42.4)	80 (59.7)
マニュアルやツール類の存在を知らなかった	32 (4.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (2.4)	5 (2.6)	9 (7.6)	15 (11.2)
使用したかどうか分からない	127 (17.7)	1 (2.1)	0 (0.0)	3 (5.6)	1 (3.2)	23 (18.7)	46 (24.1)	27 (22.9)	26 (19.4)
独自の算定ファイルを作成した	71 (9.9)	18 (38.3)	6 (30.0)	12 (22.2)	8 (25.8)	14 (11.4)	10 (5.2)	2 (1.7)	1 (0.7)
その他	21 (2.9)	1 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	6 (4.9)	8 (4.2)	3 (2.5)	2 (1.5)

9) 区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途

区域施策編を策定・改定にあたり、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」を活用した回答した団体において、その用途としては、「区域施策編の実施に際して参考としている。」（44.9%）が最も多く、「来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている。」（32.7%）が続く。

図表 212 区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途



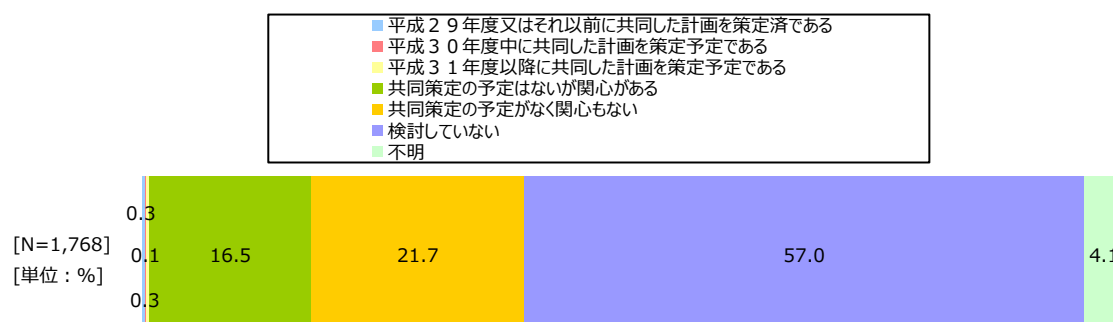
		回答数	%
	全 体	147	100.0
1	今年度策定・改定を予定しているため参考としている	34	23.1
2	来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている	48	32.7
3	区域施策編の実施に際して参考としている	66	44.9
4	その他	17	11.6

10) 区域施策編の共同策定の検討状況

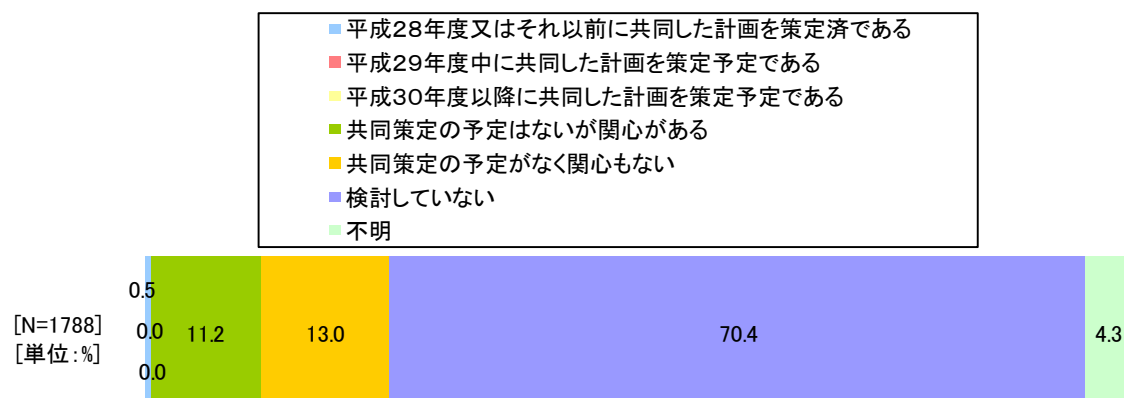
都道府県・市町村（特別区含む。）における区域施策編の共同策定の検討状況としては、「検討していない。」（57.0%）が最も多く、「共同策定の予定がなく関心もない。」（21.7%）、「共同策定の予定はないが関心がある。」（16.5%）と続く。

なお、昨年度調査と比べ、策定済又は策定予定の団体は 0.5%から 0.7%に増加、「共同策定の予定はないが関心がある」団体は 11.2%から 16.5%に増加した。

図表 213 区域施策編の共同策定の検討状況

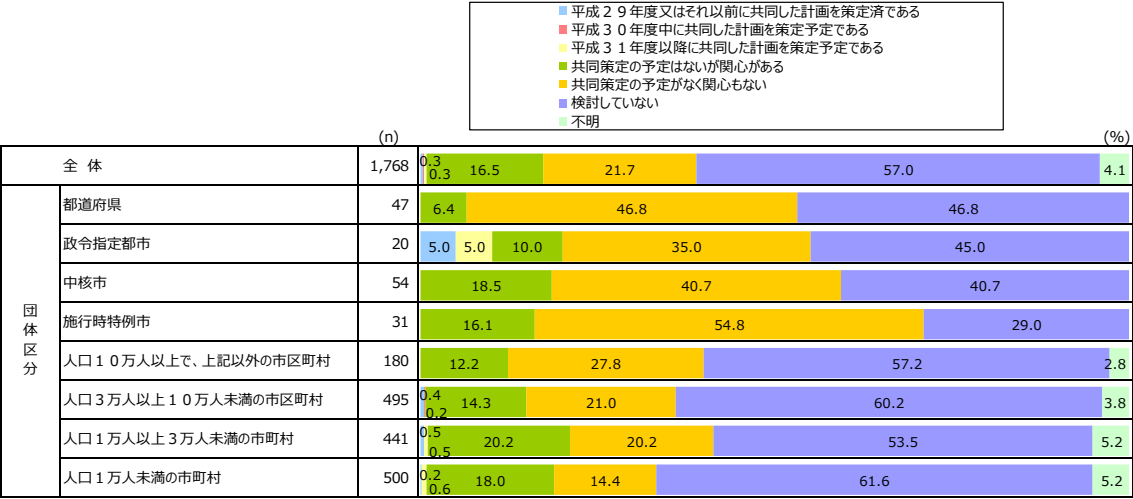


図表 214 区域施策編の共同策定の検討状況【昨年度調査】



地方公共団体の区分別に見ると、人口1万人以上3万人未満の市町村、人口1万人未満の市町村は、他の区分に比べ、「共同策定の予定はないが関心がある。」の選択割合が高く、20%前後の団体が選択している。

図表 215 区域施策編の共同策定の検討状況【団体区分別】

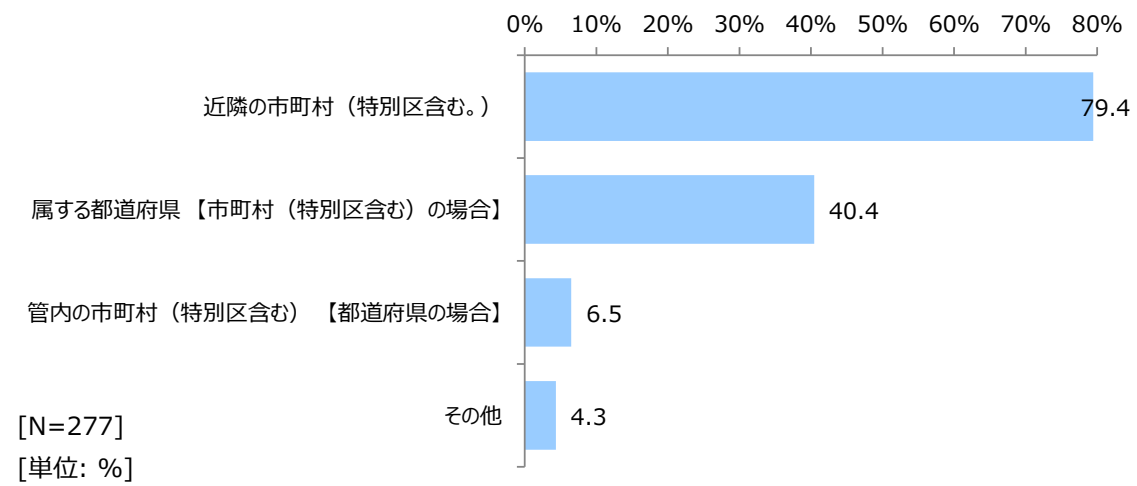


		団体区分									N数 (%)
	全 体	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 人 以 上 1 0 万 人 以 下	町 0 人 村 1 万 人 以 上 3 万 人 以 下	万 人 以 上 1 0 万 人 以 下	市 人 口 1 万 人 以 上 3 万 人 以 下	市 人 口 1 万 人 以 上 3 万 人 以 下	
回答数	1,768 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	180 (100.0)	495 (100.0)	441 (100.0)	500 (100.0)		
平成29年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である	6 (0.3)	0 (0.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.4)	2 (0.5)	1 (0.2)		
平成30年度中に共同した計画を策定予定である	1 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	0 (0.0)		
平成31年度以降に共同した計画を策定予定である	6 (0.3)	0 (0.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.5)	3 (0.6)		
共同策定の予定はないが関心がある	292 (16.5)	3 (6.4)	2 (10.0)	10 (18.5)	5 (16.1)	22 (12.2)	71 (14.3)	89 (20.2)	90 (18.0)		
共同策定の予定がなく関心もない	383 (21.7)	22 (46.8)	7 (35.0)	22 (40.7)	17 (54.8)	50 (27.8)	104 (21.0)	89 (20.2)	72 (14.4)		
検討していない	1,007 (57.0)	22 (46.8)	9 (45.0)	22 (40.7)	9 (29.0)	103 (57.2)	298 (60.2)	236 (53.5)	308 (61.6)		
不明	73 (4.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (2.8)	19 (3.8)	23 (5.2)	26 (5.2)		

1 1) 共同したい相手先

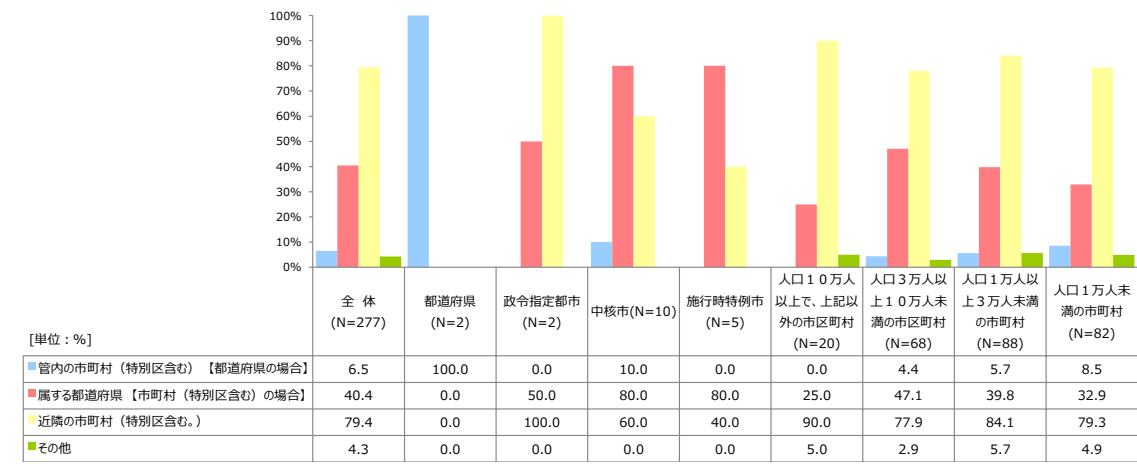
区域施策編の共同策定に関心があると回答した都道府県・市町村（特別区含む。）において、共同したい相手先としては、「近隣の市町村（特別区含む。）」（79.4%）が最も多く、次いで「属する都道府県」（40.4%）が多い。

図表 216 共同したい相手先



地方公共団体の区分別に見ると、中核市、施行時特例市では、回答した団体の8割前後が、共同したい相手先として「属する都道府県」を選択している。また、施行時特例市より人口規模が小さい団体では、回答した団体の8割前後が、共同したい相手先として「近隣の市町村（特別区含む。）」を選択している。

図表 217 共同したい相手先【団体区分別】

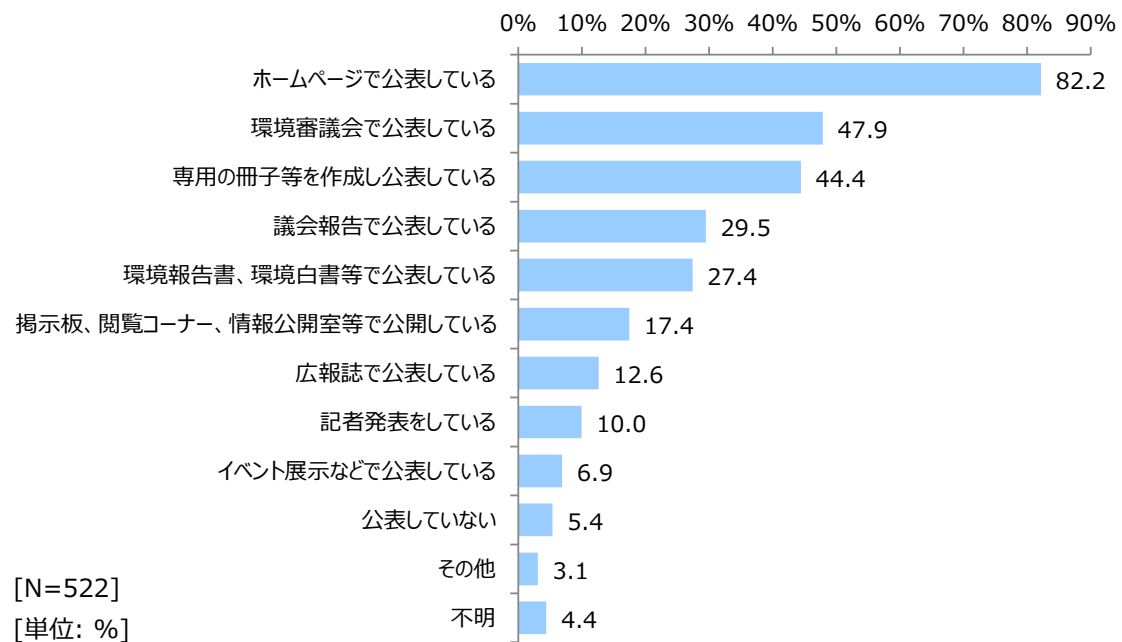


		N数 (%)							
	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 3 万 人 以 上	万 人 口 未 満 1 0 万 人 以 上	市 人 口 1 万 人 未 満
回答数	277 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	10 (100.0)	5 (100.0)	20 (100.0)	68 (100.0)	88 (100.0)	82 (100.0)
管内の市町村（特別区含む）【都道府県の場合】	18 (6.5)	2 (100.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (4.4)	5 (5.7)	7 (8.5)
属する都道府県【市町村（特別区含む）の場合】	112 (40.4)	0 (0.0)	1 (50.0)	8 (80.0)	4 (80.0)	5 (25.0)	32 (47.1)	35 (39.8)	27 (32.9)
近隣の市町村（特別区含む。）	220 (79.4)	0 (0.0)	2 (100.0)	6 (60.0)	2 (40.0)	18 (90.0)	53 (77.9)	74 (84.1)	65 (79.3)
その他	12 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (5.0)	2 (2.9)	5 (5.7)	4 (4.9)

1 2) 区域施策編の公表方法

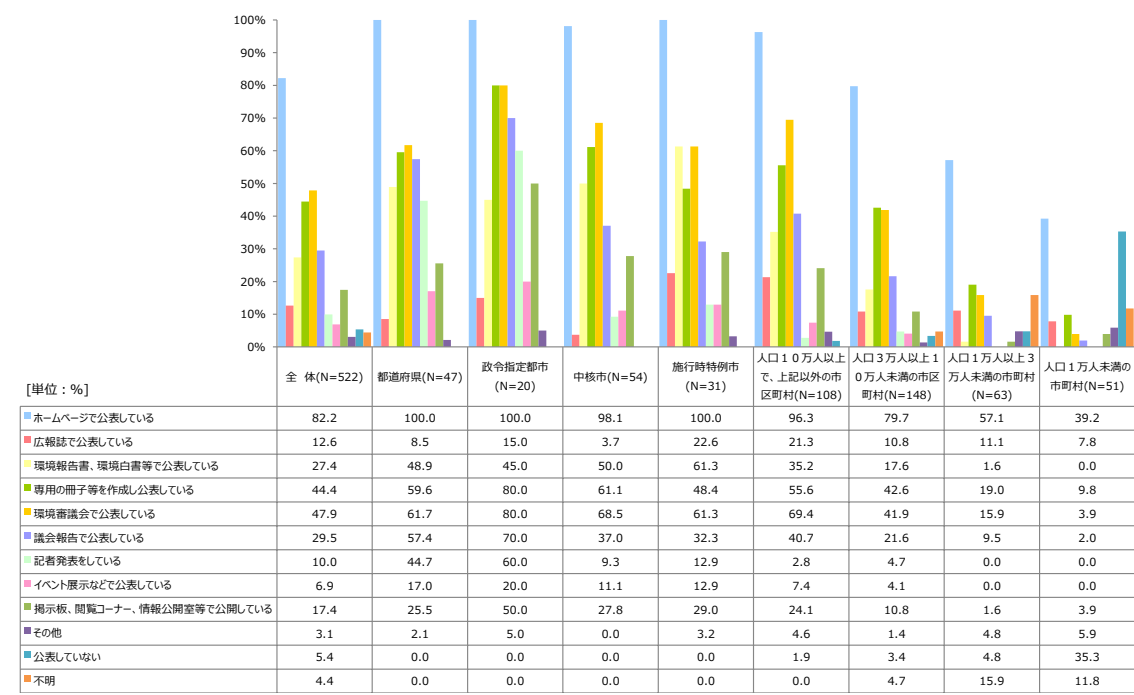
区域施策編を策定済みの団体において、その公表方法としては、「ホームページで公表している。」(82.2%) が最も多く、「環境審議会で公表している。」(47.9%)、「専用の冊子等を作成し公表している。」(44.4%)、「議会報告で公表している。」(29.5%)、「環境報告書、環境白書等で公表している。」(27.4%) と続く。

図表 218 区域施策編の公表方法



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さい。人口1万人未満の市町村は、他の区分に比べ、「公表していない。」の割合が高い。

図表 219 区域施策編の公表方法【団体区分別】



	全 体	団体区分								N数 (%)	
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	市 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 で 人 口 1 0 万 人 以 上	村 で 人 口 1 0 万 人 以 上	市 人 口 1 万 人 未 満 の 市 町 村	市 人 口 1 万 人 未 満 の 市 町 村
回答数	522 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	148 (100.0)	63 (100.0)	51 (100.0)		
ホームページで公表している	429 (82.2)	47 (100.0)	20 (100.0)	53 (98.1)	31 (100.0)	104 (96.3)	118 (79.7)	36 (57.1)	20 (39.2)		
広報誌で公表している	66 (12.6)	4 (8.5)	3 (15.0)	2 (3.7)	7 (22.6)	23 (21.3)	16 (10.8)	7 (11.1)	4 (7.8)		
環境報告書、環境白書等で公表している	143 (27.4)	23 (48.9)	9 (45.0)	27 (50.0)	19 (61.3)	38 (35.2)	26 (17.6)	1 (1.6)	0 (0.0)		
専用の冊子等を作成し公表している	232 (44.4)	28 (59.6)	16 (80.0)	33 (61.1)	15 (48.4)	60 (55.6)	63 (42.6)	12 (19.0)	5 (9.8)		
環境審議会で公表している	250 (47.9)	29 (61.7)	16 (80.0)	37 (68.5)	19 (61.3)	75 (69.4)	62 (41.9)	10 (15.9)	2 (3.9)		
議会報告で公表している	154 (29.5)	27 (57.4)	14 (70.0)	20 (37.0)	10 (32.3)	44 (40.7)	32 (21.6)	6 (9.5)	1 (2.0)		
記者発表をしている	52 (10.0)	21 (44.7)	12 (60.0)	5 (9.3)	4 (12.9)	3 (2.8)	7 (4.7)	0 (0.0)	0 (0.0)		
イベント展示などで公表している	36 (6.9)	8 (17.0)	4 (20.0)	6 (11.1)	4 (12.9)	8 (7.4)	6 (4.1)	0 (0.0)	0 (0.0)		
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	91 (17.4)	12 (25.5)	10 (50.0)	15 (27.8)	9 (29.0)	26 (24.1)	16 (10.8)	1 (1.6)	2 (3.9)		
その他	16 (3.1)	1 (2.1)	1 (5.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	5 (4.6)	2 (1.4)	3 (4.8)	3 (5.9)		
公表していない	28 (5.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.9)	5 (3.4)	3 (4.8)	18 (35.3)		
不明	23 (4.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (4.7)	10 (15.9)	6 (11.8)		

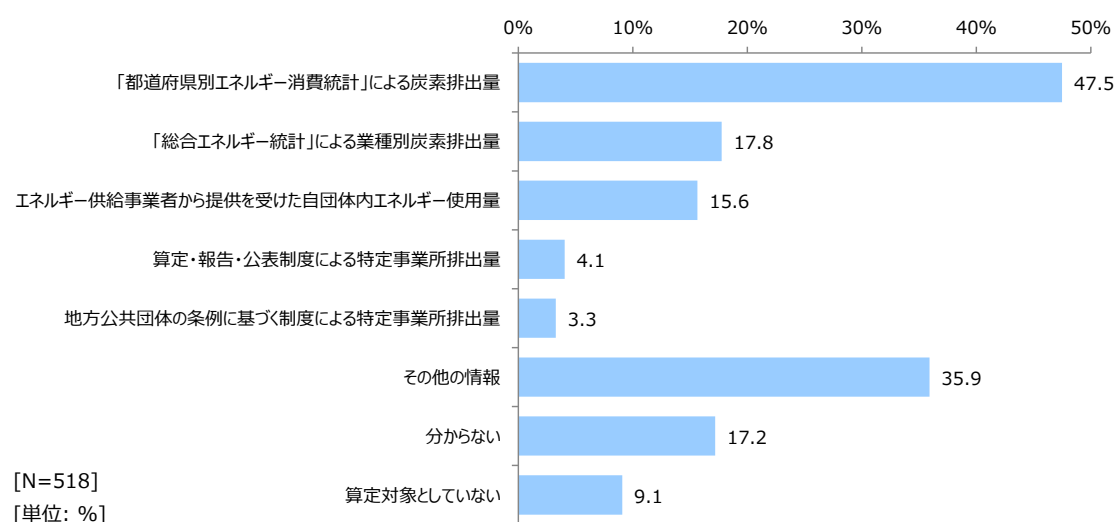
(2) 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象

1) 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法

①産業部門（製造業）

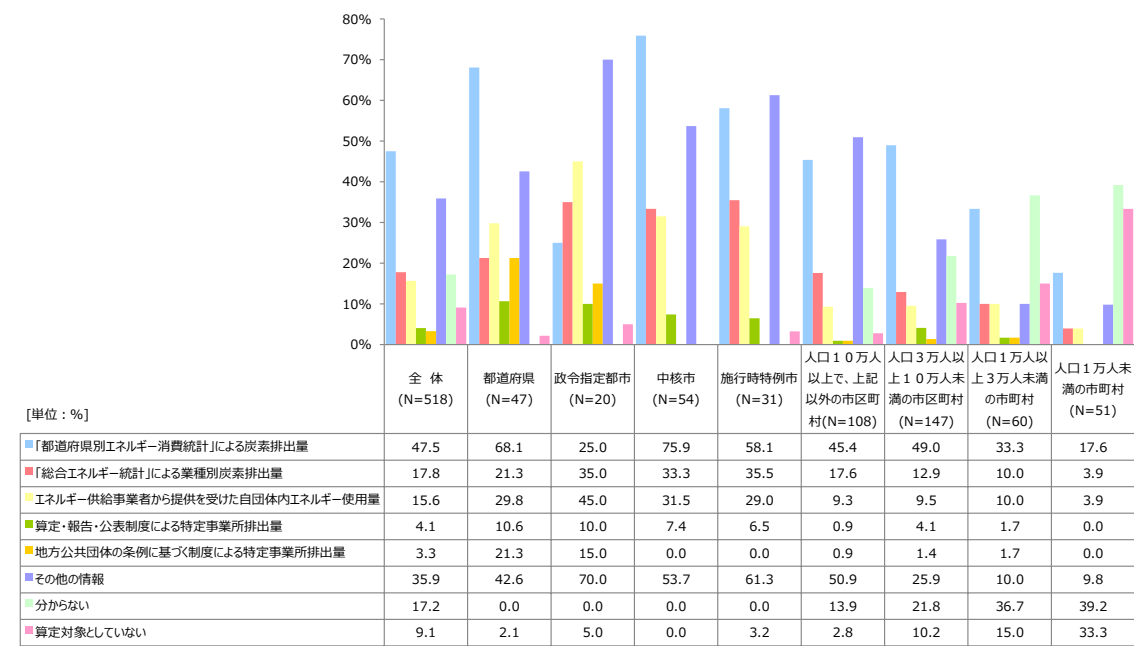
区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（製造業）の CO₂ 排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（47.5%）が最も多く、「その他の情報」（35.9%）、「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量（17.8%）と続く。

図表 220 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(1)産業部門（製造業）



地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「その他の情報」が最も多い一方、中核市より規模の小さな団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多くなる。

図表 221 区域施策編における CO₂排出量の算定手法
(1)産業部門（製造業）【団体区分別】

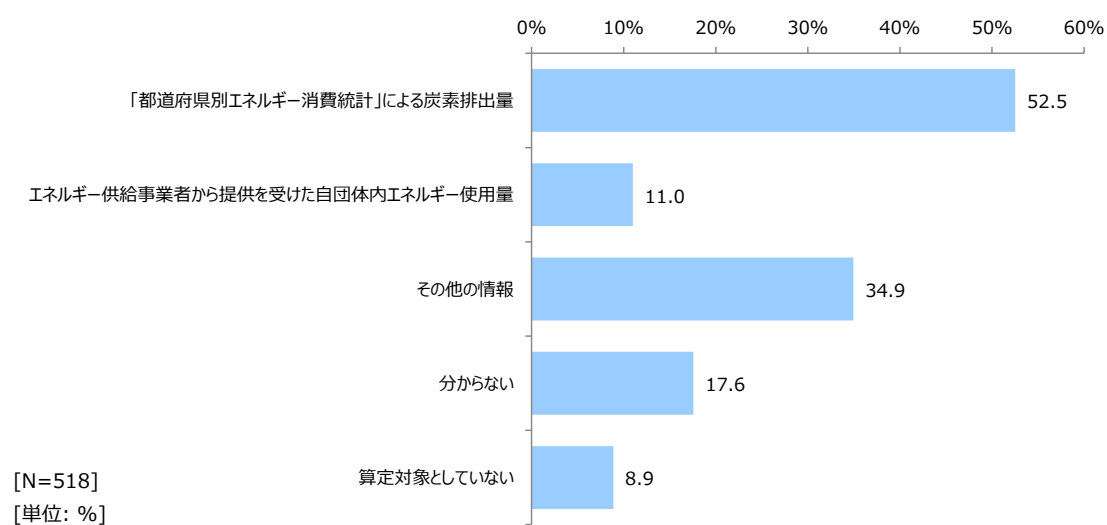


	全 体	団体区分									N数（％）	
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上 の 市	町 0 人 口 1 万 人 以 上 の 市 区 1	万 人 口 未 1 万 人 の 市 以 上 3	市 人 口 1 万 人 未 満 の			
回答数	518 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	147 (100.0)	60 (100.0)	51 (100.0)			
「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	246 (47.5)	32 (68.1)	5 (25.0)	41 (75.9)	18 (58.1)	49 (45.4)	72 (49.0)	20 (33.3)	9 (17.6)			
「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	92 (17.8)	10 (21.3)	7 (35.0)	18 (33.3)	11 (35.5)	19 (17.6)	19 (12.9)	6 (10.0)	2 (3.9)			
エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	81 (15.6)	14 (29.8)	9 (45.0)	17 (31.5)	9 (29.0)	10 (9.3)	14 (9.5)	6 (10.0)	2 (3.9)			
算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	21 (4.1)	5 (10.6)	2 (10.0)	4 (7.4)	2 (6.5)	1 (0.9)	6 (4.1)	1 (1.7)	0 (0.0)			
地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	17 (3.3)	10 (21.3)	3 (15.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.9)	2 (1.4)	1 (1.7)	0 (0.0)			
その他の情報	186 (35.9)	20 (42.6)	14 (70.0)	29 (53.7)	19 (61.3)	55 (50.9)	38 (25.9)	6 (10.0)	5 (9.8)			
分からない	89 (17.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (13.9)	32 (21.8)	22 (36.7)	20 (39.2)			
算定対象としていない	47 (9.1)	1 (2.1)	1 (5.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	3 (2.8)	15 (10.2)	9 (15.0)	17 (33.3)			

②産業部門（建設業・鉱業）

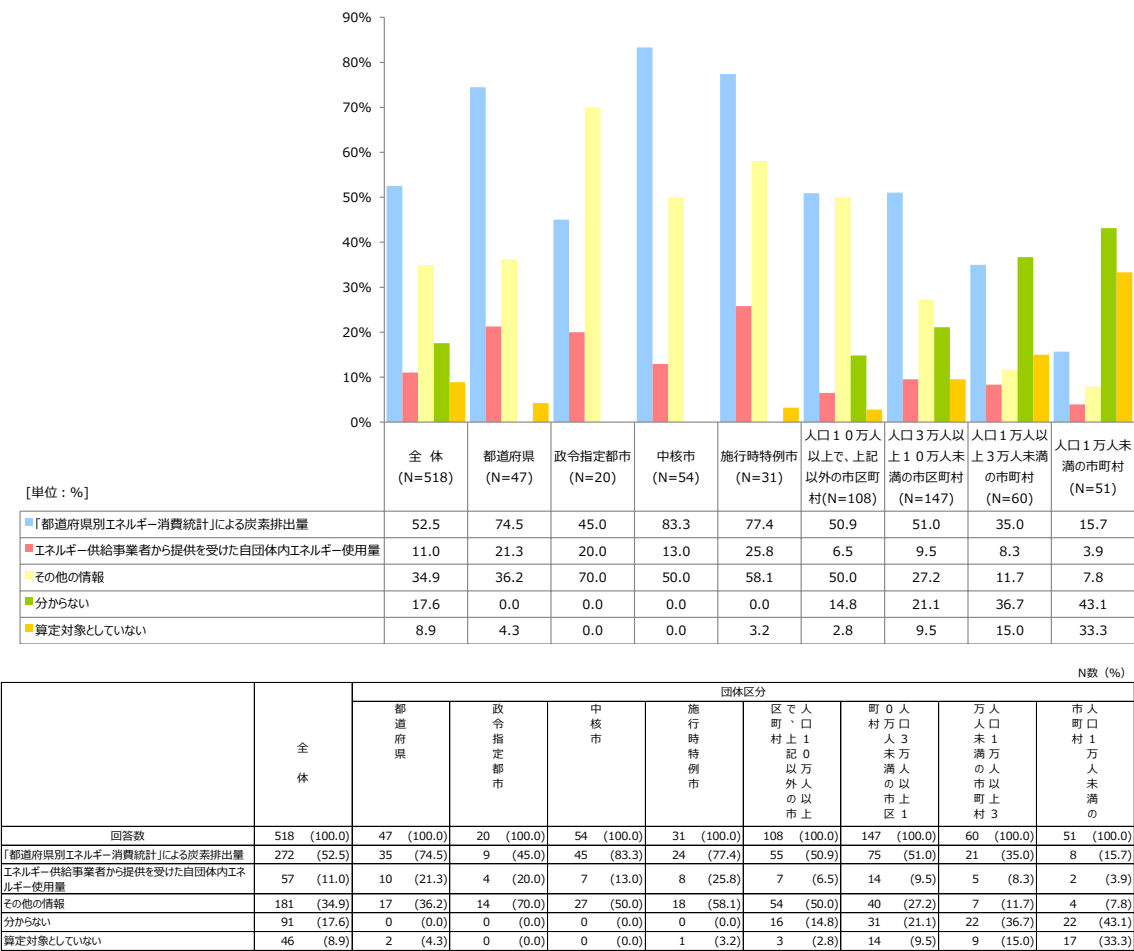
区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（建設業・鉱業）の CO₂ 排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」（52.5%）が最も多く、「その他の情報」（34.9%）がそれに続く。

図表 222 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(2)産業部門（建設業・鉱業）



地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「その他の情報」が最も多い一方、中核市より規模の小さな団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多くなる。

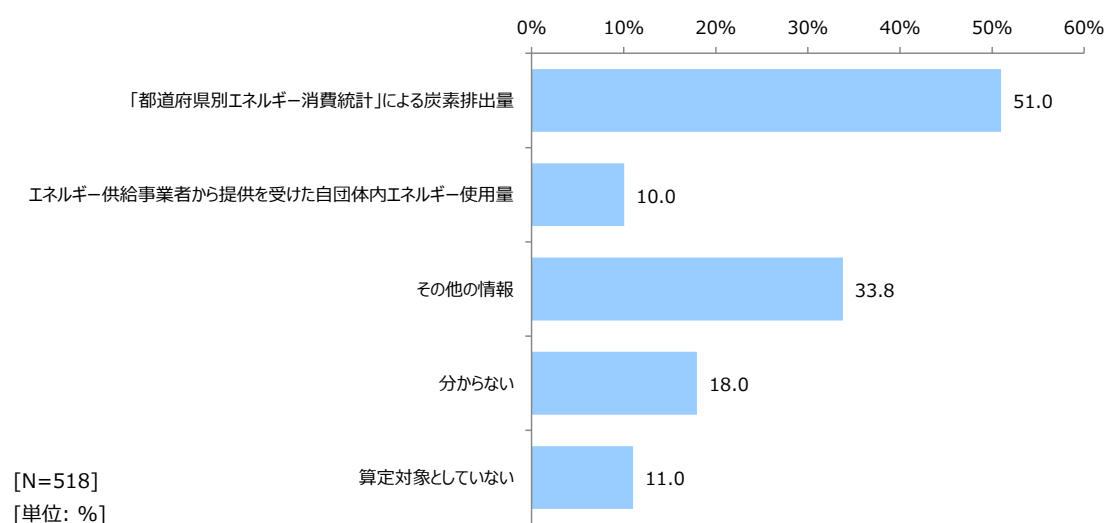
図表 223 区域施策編における CO₂排出量の算定手法
(2) 産業部門（建設業・鉱業）【団体区分別】



③産業部門（農林水産業）

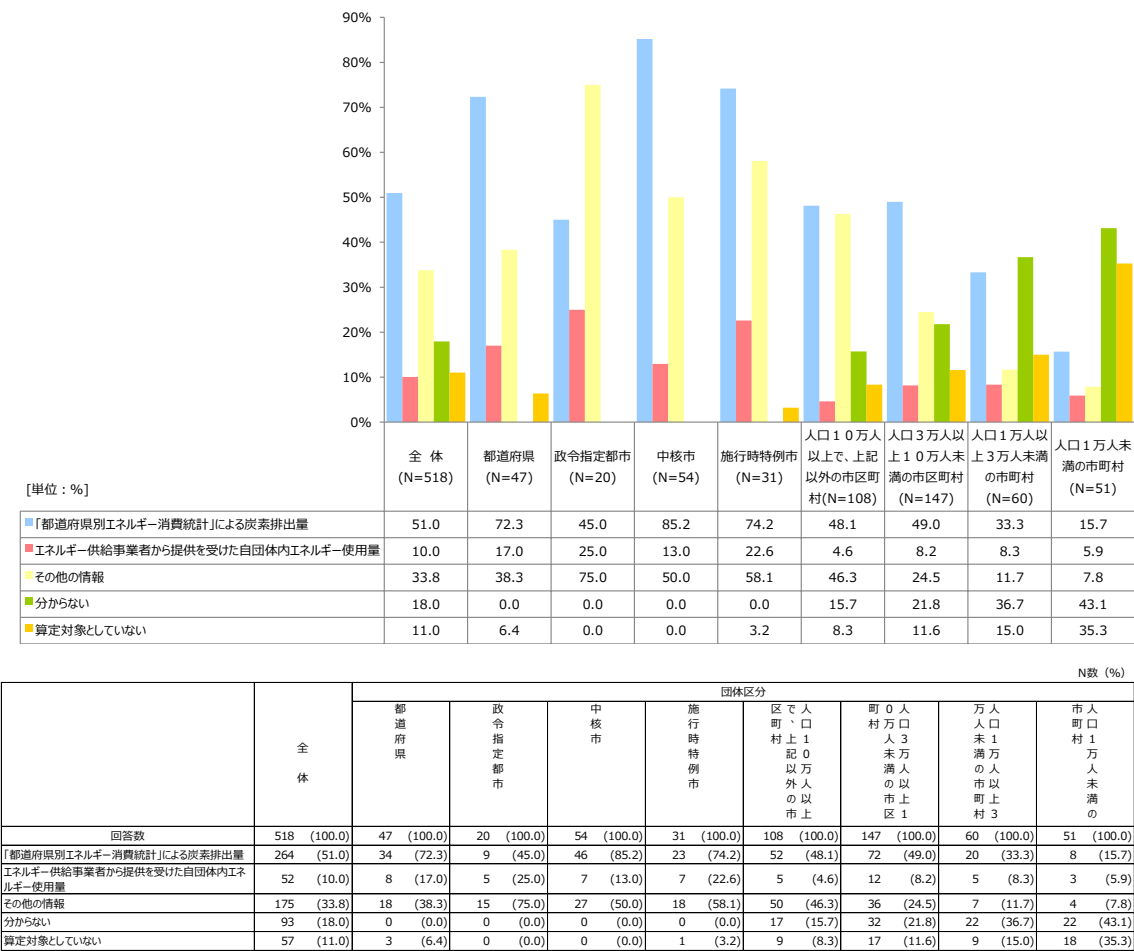
区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（農林水産業）の CO₂ 排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」（51.0%）が最も多く、「その他の情報」（33.8%）がそれに続く。

図表 224 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(3)産業部門（農林水産業）



地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「その他の情報」が最も多い一方、中核市より規模の小さな団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多くなる。

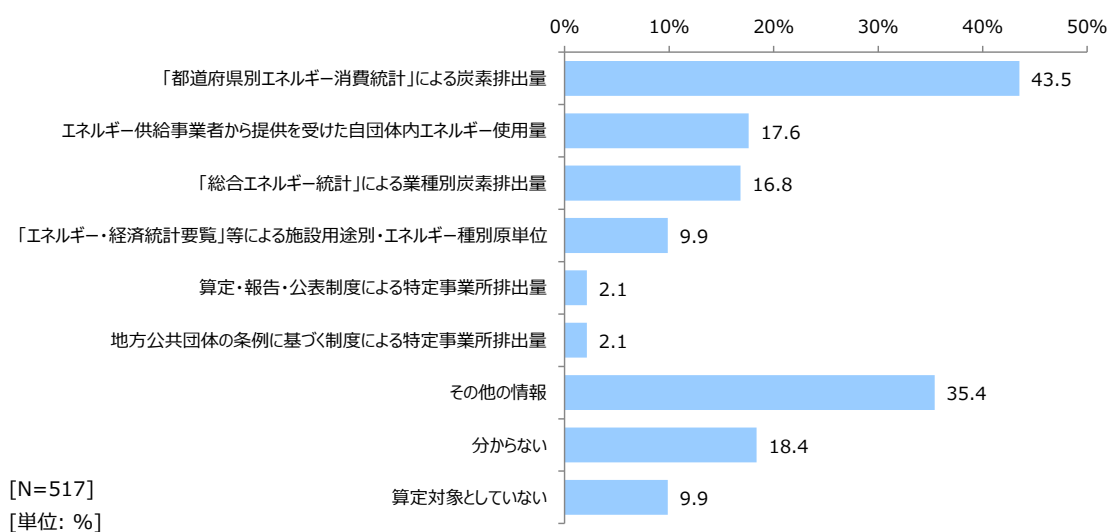
図表 225 区域施策編における CO₂排出量の算定手法
(3) 産業部門（農林水産業）【団体区分別】



④業務その他部門

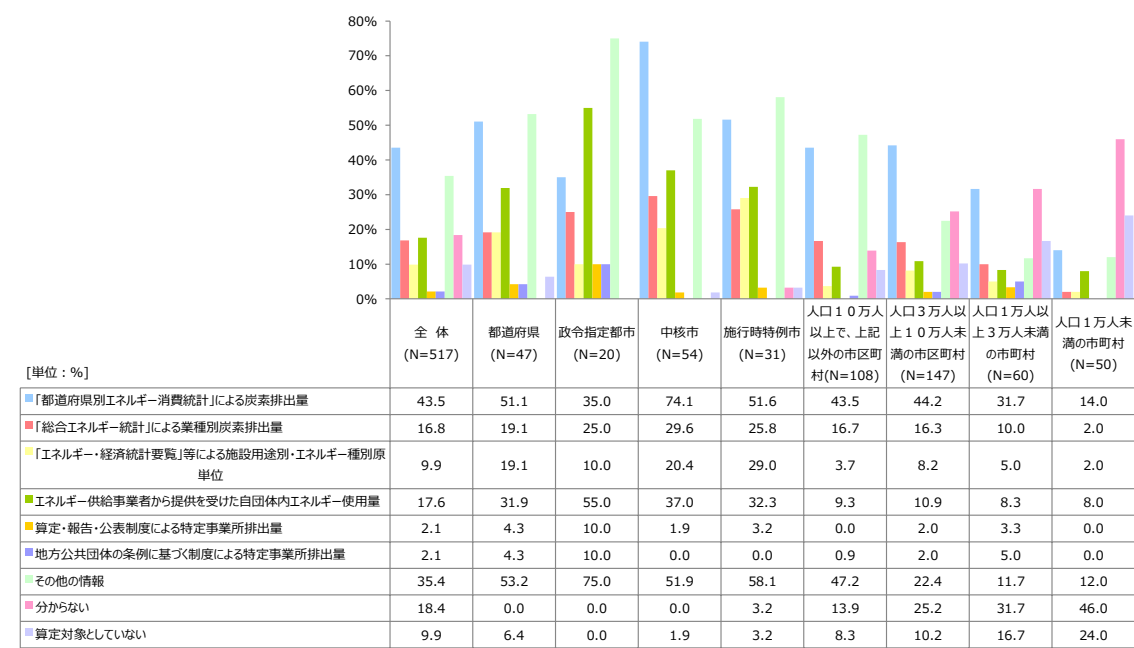
区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の CO₂ 排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（43.5%）が最も多く、「その他の情報」（35.4%）、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（17.6%）と続く。

図表 226 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(4)業務その他部門



地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「その他の情報」が最も多い一方、中核市より規模の小さな団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多くなる。

図表 227 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(4) 業務その他部門【団体区分別】

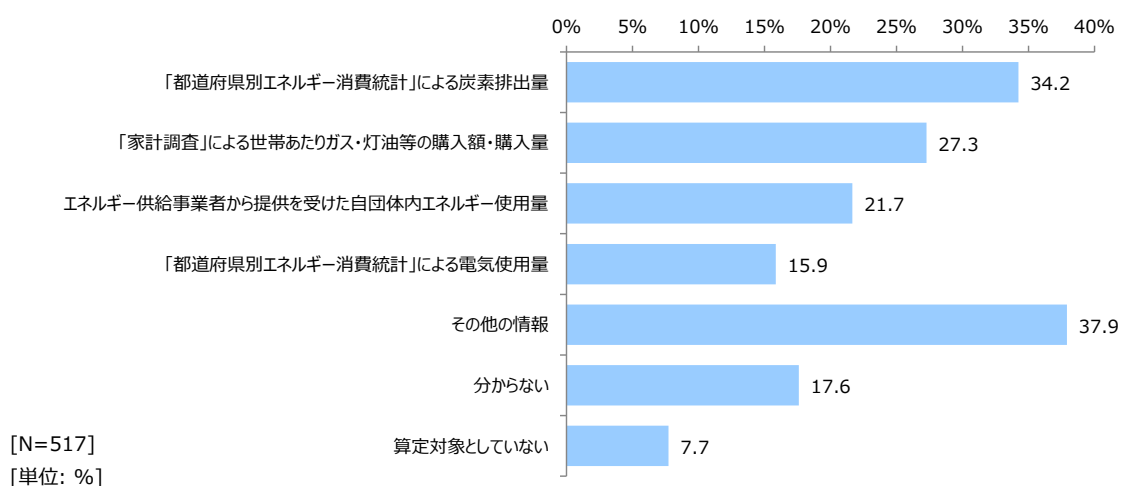


	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上 1 0 万 人 未 満 の 市 町 村	町 0 人 口 1 0 万 人 未 満 の 市 町 村	万 人 口 1 0 万 人 未 満 の 市 町 村	市 人 口 1 0 万 人 未 満 の 市 町 村
回答数	517 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	147 (100.0)	60 (100.0)	50 (100.0)
「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	225 (43.5)	24 (51.1)	7 (35.0)	40 (74.1)	16 (51.6)	47 (43.5)	65 (44.2)	19 (31.7)	7 (14.0)
「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	87 (16.8)	9 (19.1)	5 (25.0)	16 (29.6)	8 (25.8)	18 (16.7)	24 (16.3)	6 (10.0)	1 (2.0)
「エネルギー・経済統計要覧」等による施設用途別・エネルギー種別原単位	51 (9.9)	9 (19.1)	2 (10.0)	11 (20.4)	9 (29.0)	4 (3.7)	12 (8.2)	3 (5.0)	1 (2.0)
エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	91 (17.6)	15 (31.9)	11 (55.0)	20 (37.0)	10 (32.3)	10 (9.3)	16 (10.9)	5 (8.3)	4 (8.0)
算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	11 (2.1)	2 (4.3)	2 (10.0)	1 (1.9)	1 (3.2)	0 (0.0)	3 (2.0)	2 (3.3)	0 (0.0)
地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	11 (2.1)	2 (4.3)	2 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.9)	3 (2.0)	3 (5.0)	0 (0.0)
その他の情報	183 (35.4)	25 (53.2)	15 (75.0)	28 (51.9)	18 (58.1)	51 (47.2)	33 (22.4)	7 (11.7)	6 (12.0)
分からない	95 (18.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	15 (13.9)	37 (25.2)	19 (31.7)	23 (46.0)
算定対象としていない	51 (9.9)	3 (6.4)	0 (0.0)	1 (1.9)	1 (3.2)	9 (8.3)	15 (10.2)	10 (16.7)	12 (24.0)

⑤家庭部門

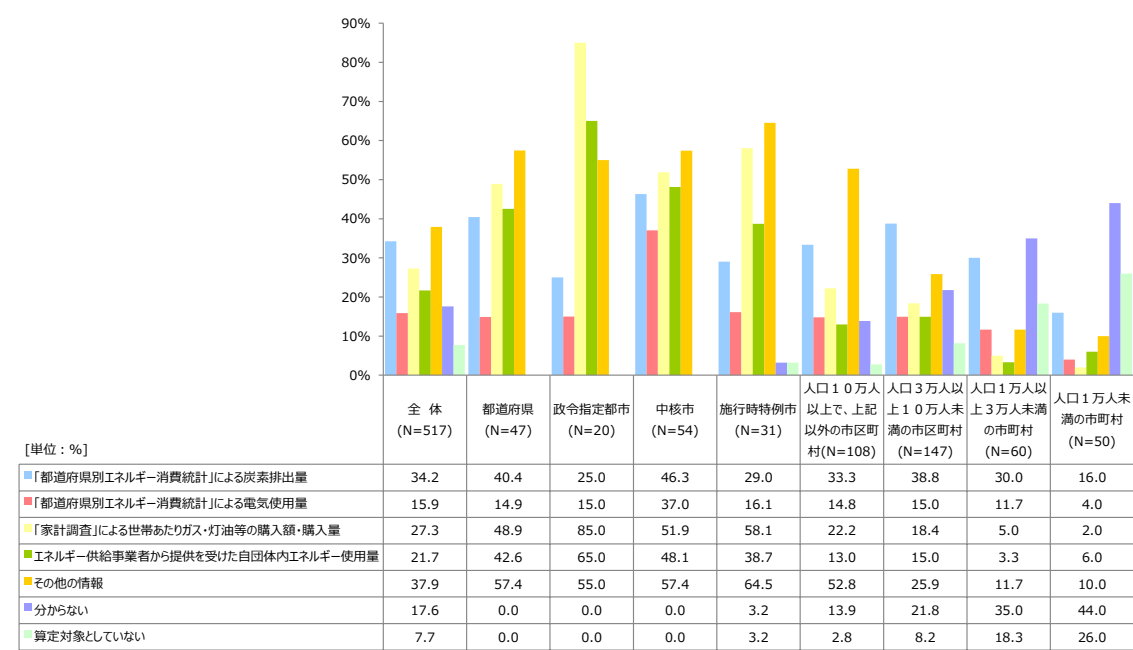
区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門の CO₂ 排出量の算定に用いた情報としては、「その他の情報」(37.9%) が最も多く、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量(34.2%)、「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量(27.3%)と続く。

図表 228 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(5)家庭部門



地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市では「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量」が最も大きく、それ以外の区分では、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「その他の情報」、小規模な市町村（特別区含む。）では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多い傾向がある。

図表 229 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(5) 家庭部門【団体区分別】

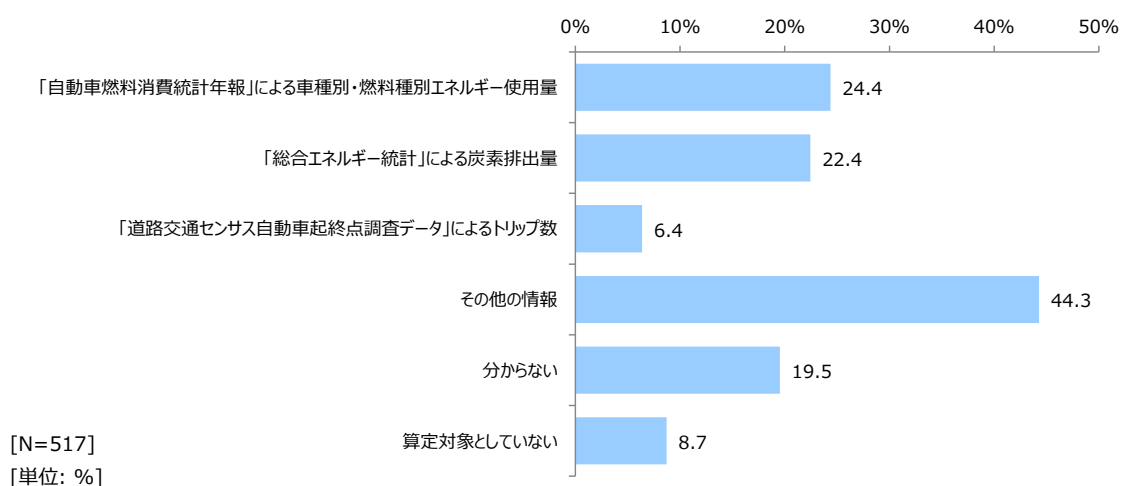


	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上 で 外 人 の 以 上	町 0 人 村 1 0 万 人 以 上 3 万 人 未 満 の 以 上	万 人 人 口 未 1 万 人 以 上 3 万 人 未 満 の 以 上	市 人 口 1 0 万 人 未 満 の
回答数	517 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	147 (100.0)	60 (100.0)	50 (100.0)
「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	177 (34.2)	19 (40.4)	5 (25.0)	25 (46.3)	9 (29.0)	36 (33.3)	57 (38.8)	18 (30.0)	8 (16.0)
「都道府県別エネルギー消費統計」による電気使用量	82 (15.9)	7 (14.9)	3 (15.0)	20 (37.0)	5 (16.1)	16 (14.8)	22 (15.0)	7 (11.7)	2 (4.0)
「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量	141 (27.3)	23 (48.9)	17 (85.0)	28 (51.9)	18 (58.1)	24 (22.2)	27 (18.4)	3 (5.0)	1 (2.0)
エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	112 (21.7)	20 (42.6)	13 (65.0)	26 (48.1)	12 (38.7)	14 (13.0)	22 (15.0)	2 (3.3)	3 (6.0)
その他の情報	196 (37.9)	27 (57.4)	11 (55.0)	31 (57.4)	20 (64.5)	57 (52.8)	38 (25.9)	7 (11.7)	5 (10.0)
分からない	91 (17.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	15 (13.9)	32 (21.8)	21 (35.0)	22 (44.0)
算定対象としていない	40 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	3 (2.8)	12 (8.2)	11 (18.3)	13 (26.0)

⑥運輸部門（自動車）

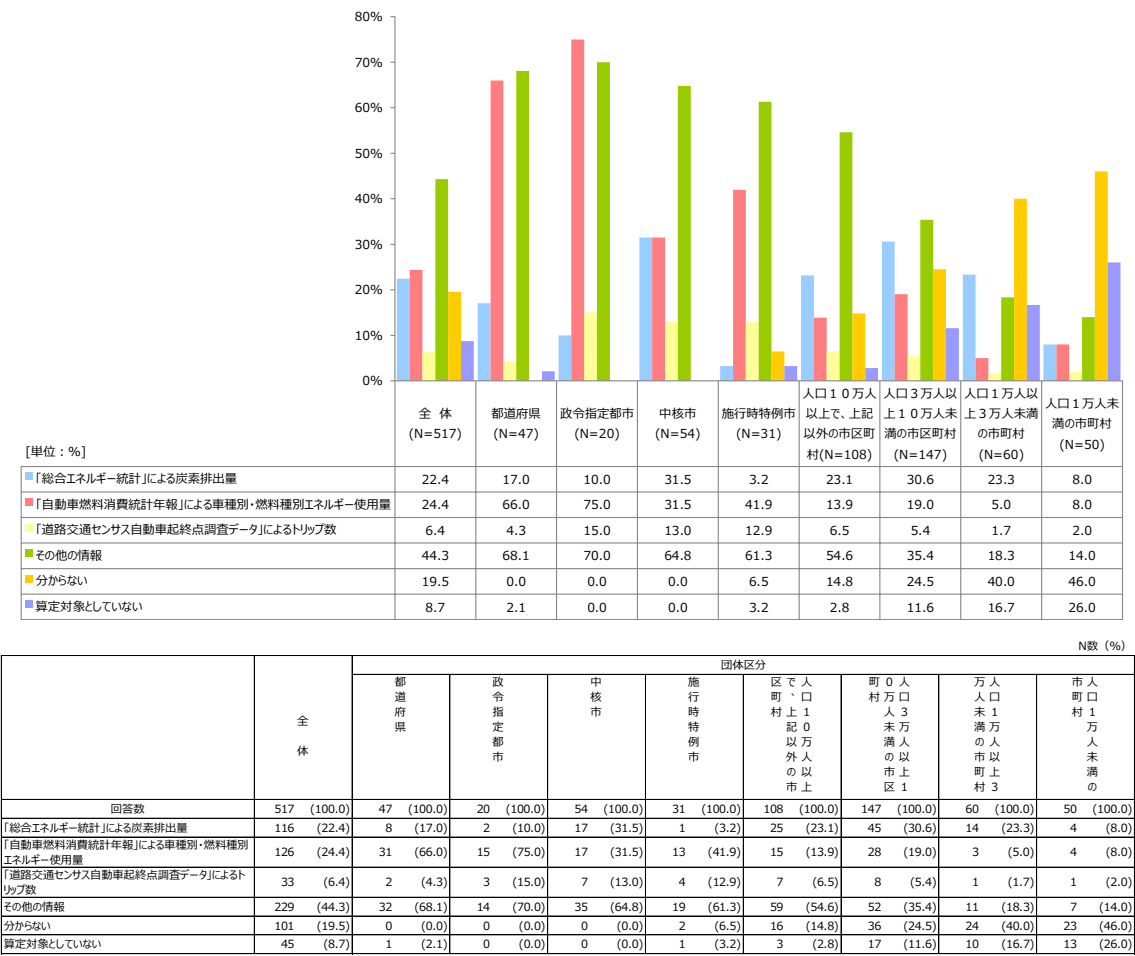
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（自動車）のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「その他の情報」（44.3%）が最も多く、「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量」（24.4%）、「総合エネルギー統計」による炭素排出量」（22.4%）と続く。

図表 230 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(6)運輸部門（自動車）



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や政令指定都市では、「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量」及び「その他の情報」が多く、小規模な市町村（特別区含む。）では「総合エネルギー統計」による炭素排出量」が多くなる傾向がある。

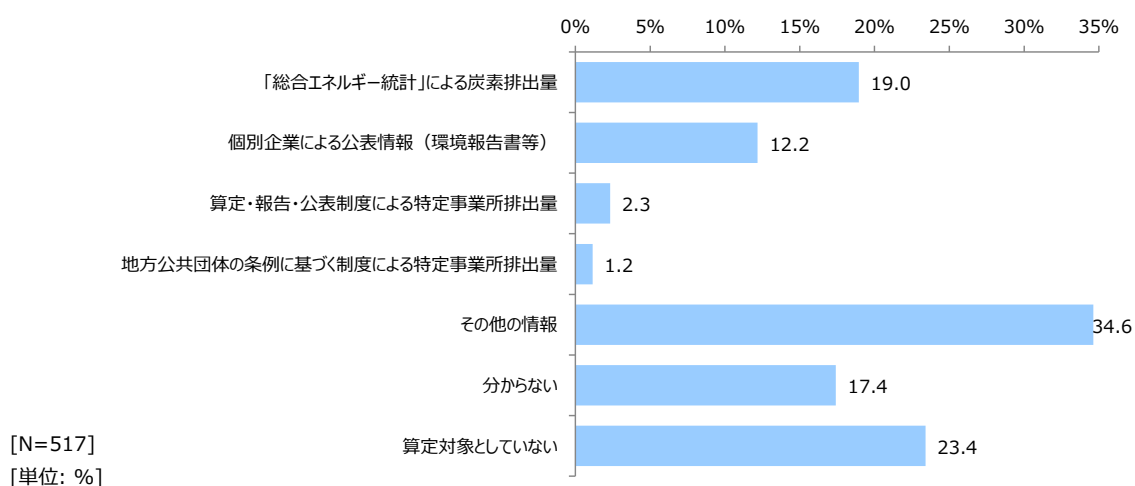
図表 231 区域施策編における CO₂排出量の算定手法
(6) 運輸部門（自動車）【団体区分別】



⑦運輸部門（鉄道）

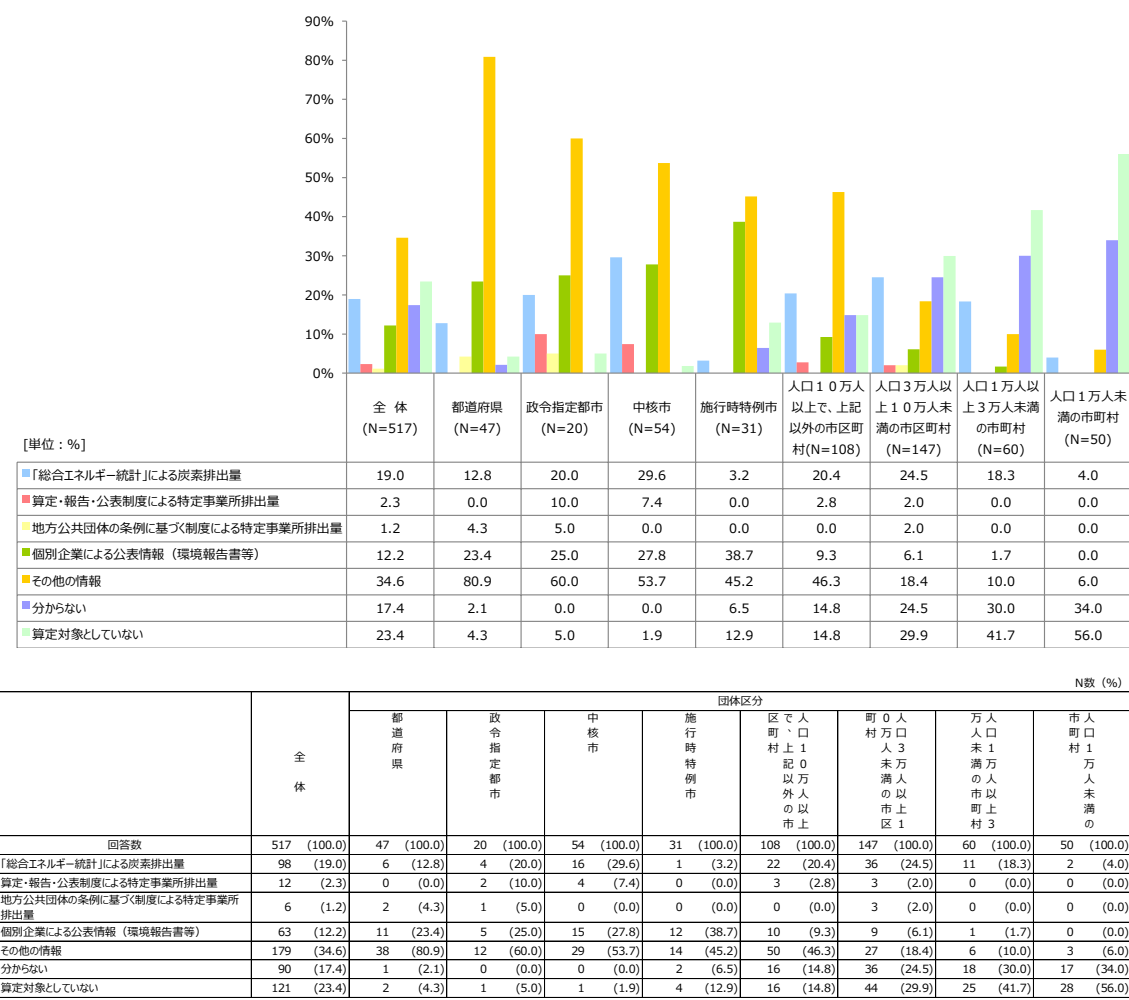
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（鉄道）のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「その他の情報」（34.6%）が最も多く、「算定対象としていない」（23.4%）、「総合エネルギー統計」による炭素排出量」（19.0%）と続く。

図表 232 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(7)運輸部門（鉄道）



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「その他の情報」が多く、小規模な市町村（特別区含む。）では「算定対象としていない」が多くなる傾向がある。

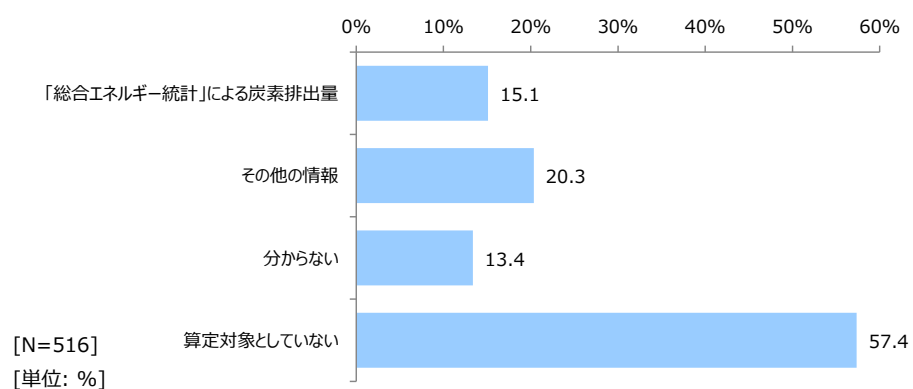
図表 233 区域施策編における CO₂排出量の算定手法
(7) 運輸部門（鉄道）【団体区分別】



⑧運輸部門（船舶）

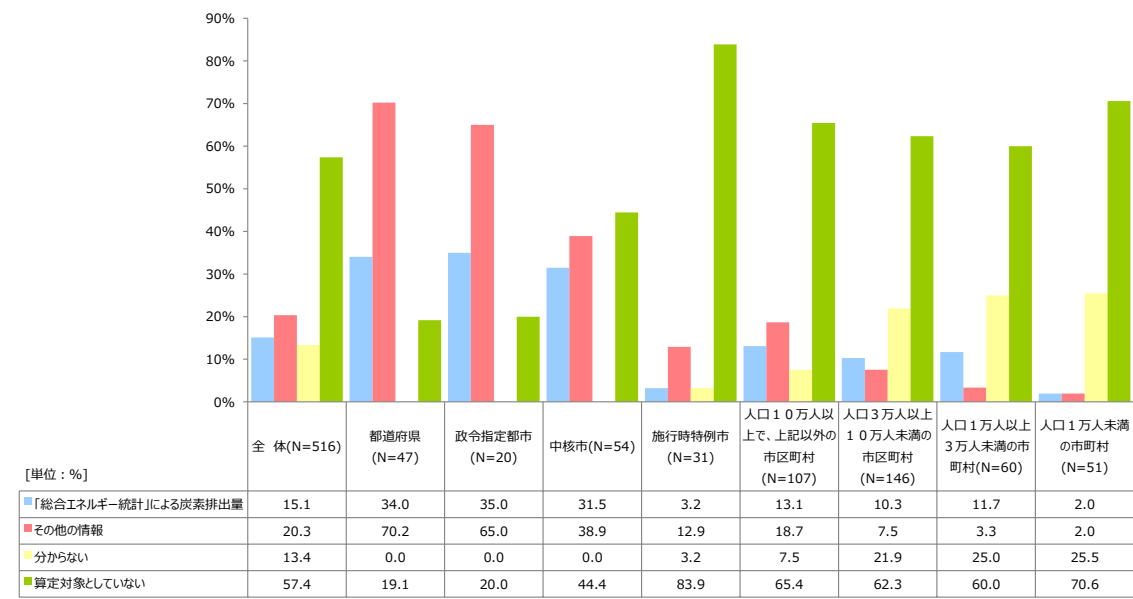
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（船舶）のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「算定対象としていない」（57.4%）が最も多く、「その他の情報」（20.3%）、「総合エネルギー統計」による炭素排出量」（15.1%）と続く。

図表 234 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(8)運輸部門（船舶）



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や政令指定都市は算定対象として
いる団体が大部分を占め、算定手法としては「その他の情報」が多い。小規模な
市町村（特別区含む。）ではそもそも「算定対象としていない」団体が大部分を
占めている。

図表 235 区域施策編における CO₂排出量の算定手法
(8) 運輸部門（船舶）【団体区分別】

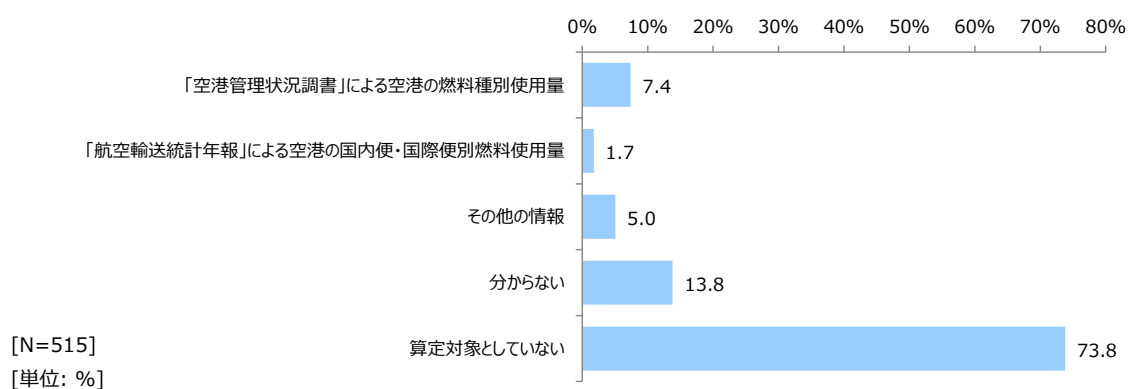


	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人 町、口 村上1 記0 以万人 外人 の以 市上 区1	町0人 村万口 人3 未万 満人の 以市 上区1	万人 人口未 満万人 の市以 町上 村3	市人 町口 村1 万人 未満 の
回答数	516 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	107 (100.0)	146 (100.0)	60 (100.0)	51 (100.0)
「総合エネルギー統計」による炭素排出量	78 (15.1)	16 (34.0)	7 (35.0)	17 (31.5)	1 (3.2)	14 (13.1)	15 (10.3)	7 (11.7)	1 (2.0)
その他の情報	105 (20.3)	33 (70.2)	13 (65.0)	21 (38.9)	4 (12.9)	20 (18.7)	11 (7.5)	2 (3.3)	1 (2.0)
分からない	69 (13.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	8 (7.5)	32 (21.9)	15 (25.0)	13 (25.5)
算定対象としていない	296 (57.4)	9 (19.1)	4 (20.0)	24 (44.4)	26 (83.9)	70 (65.4)	91 (62.3)	36 (60.0)	36 (70.6)

⑨運輸部門（航空）

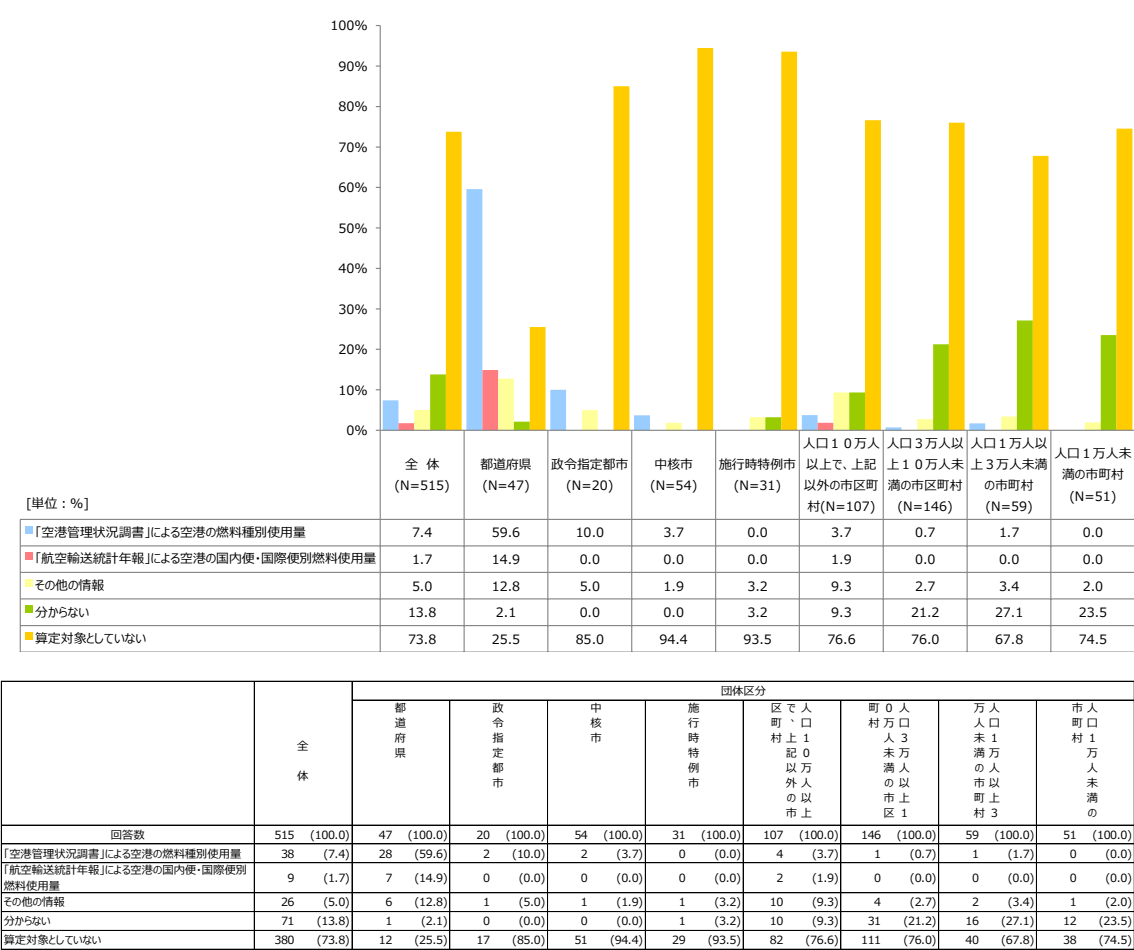
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（航空）のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「算定対象としていない」（73.8%）が最も多く、「分からない」（13.8%）、「「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量」（7.4%）と続く。

図表 236 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(9)運輸部門（航空）



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県は算定対象としている団体が大部分を占め、算定手法としては「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量が多い。一方、市町村（特別区含む。）は「算定対象としていない」団体が大部分を占めている。

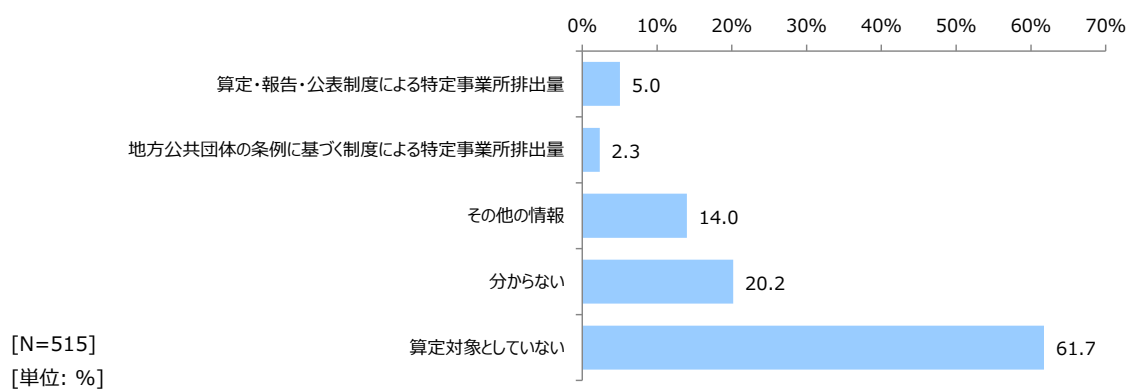
図表 237 区域施策編における CO₂排出量の算定手法
(9) 運輸部門（航空）【団体区分別】



⑩エネルギー転換部門

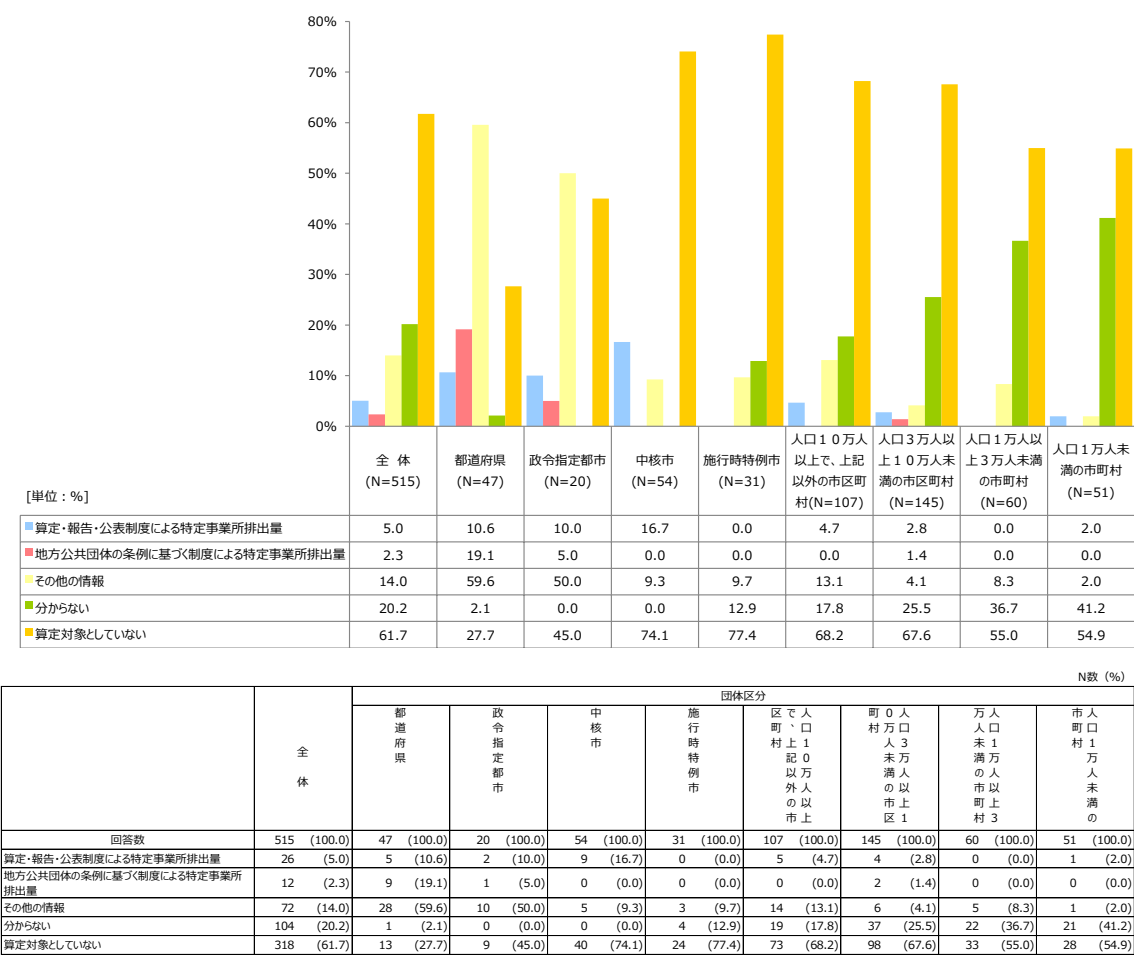
区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門の CO₂ 排出量の算定に用いた情報としては、「算定対象としていない」(61.7%) が最も多く、「分からない」(20.2%)、「その他の情報」(14.0%) と続く。

図表 238 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(10)エネルギー転換部門



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や政令指定都市は算定対象として
いる団体が多く、算定手法としては「その他の情報」が多い。中核市以下の市町
村（特別区含む。）は「算定対象としていない」団体が大部分を占めている。

図表 239 区域施策編における CO₂排出量の算定手法
(10) エネルギー転換部門【団体区分別】

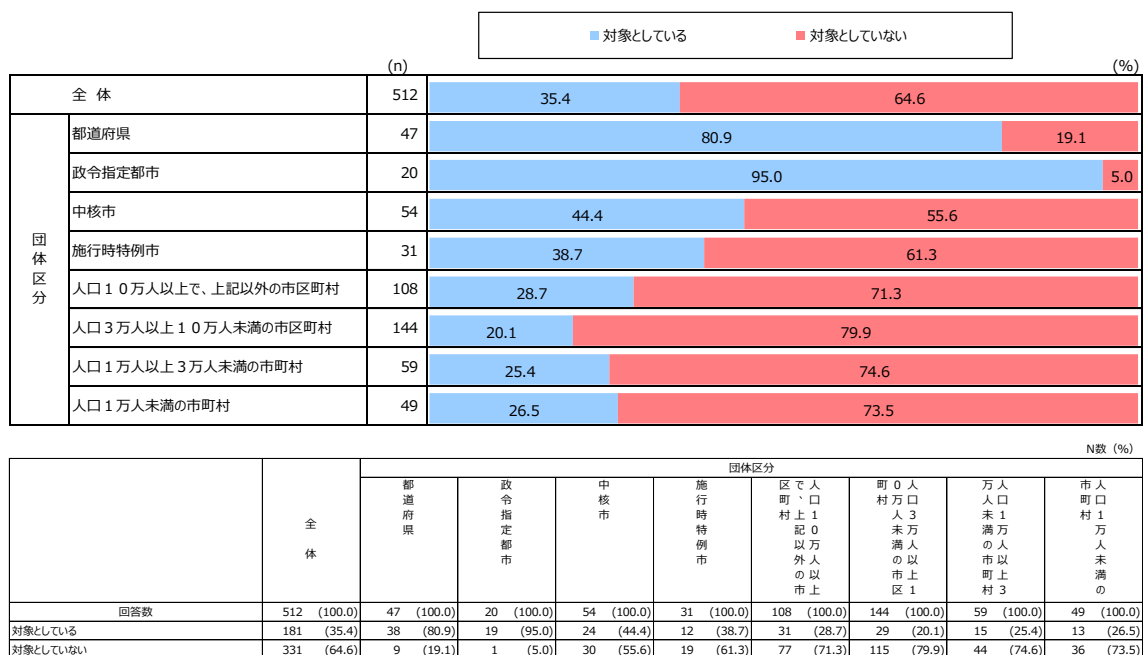


2) 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外）

①燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 35.4%である。人口規模が小さい団体では、「対象としている。」と回答した団体の割合が低い傾向がある。

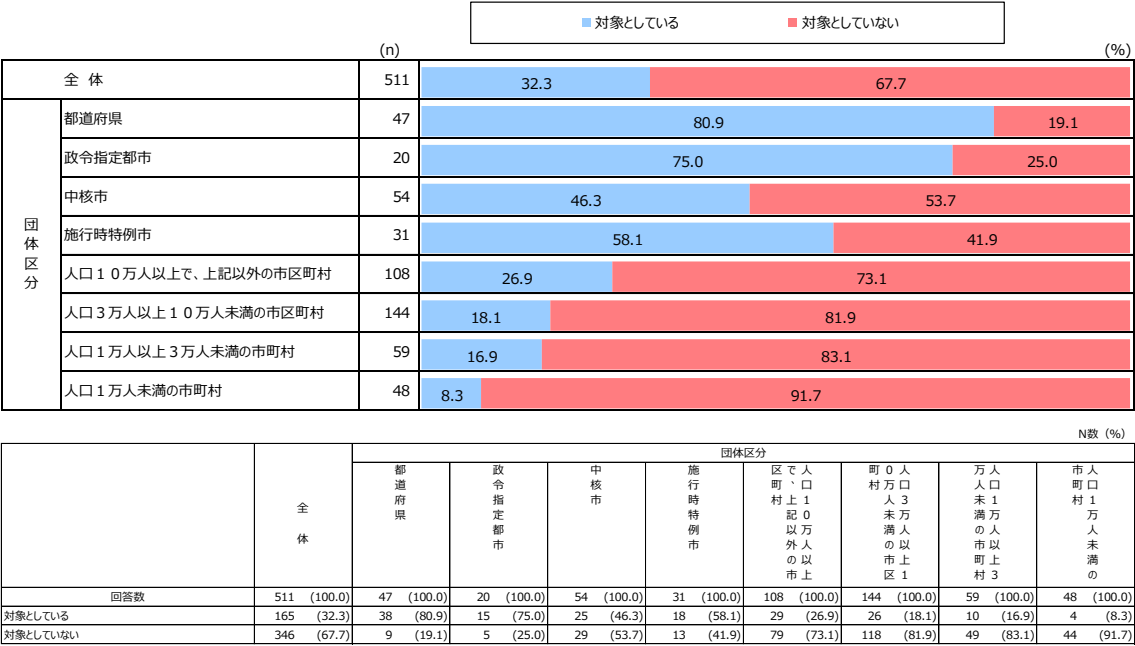
図表 240 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外）
(1)燃料の燃焼分野【団体区分別】



②工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 32.3%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

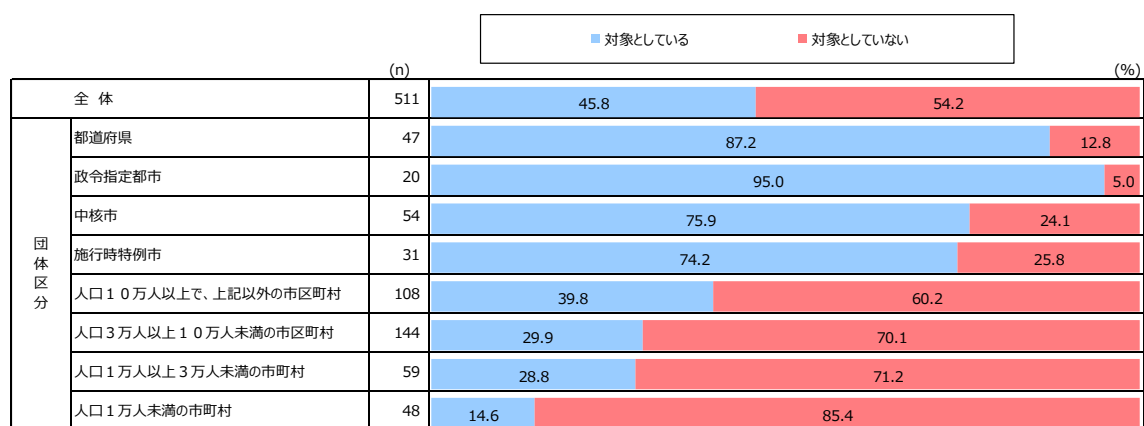
図表 241 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外）
(2) 工業プロセス分野【団体区分別】



③農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 45.8%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 242 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外）
(3) 農業分野【団体区分別】

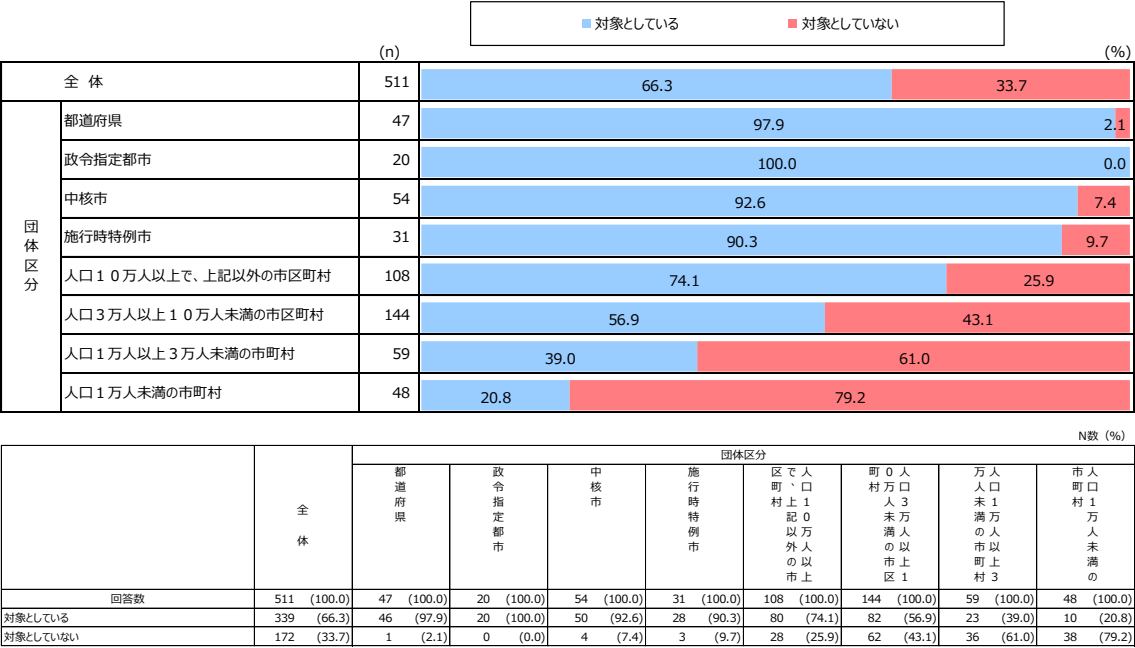


		N数 (%)								
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 人 以 上 1 0 万 人 未 満 の 市 上	町 0 人 村 1 万 人 未 満 の 市 上	万 人 口 未 満 の 市 上	万 人 口 未 満 の 市 上	市 人 口 未 満 の 市 上
回答数	511 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	144 (100.0)	59 (100.0)	48 (100.0)	
対象としている	234 (45.8)	41 (87.2)	19 (95.0)	41 (75.9)	23 (74.2)	43 (39.8)	43 (29.9)	17 (28.8)	7 (14.6)	
対象としていない	277 (54.2)	6 (12.8)	1 (5.0)	13 (24.1)	8 (25.8)	65 (60.2)	101 (70.1)	42 (71.2)	41 (85.4)	

④廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 66.3%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

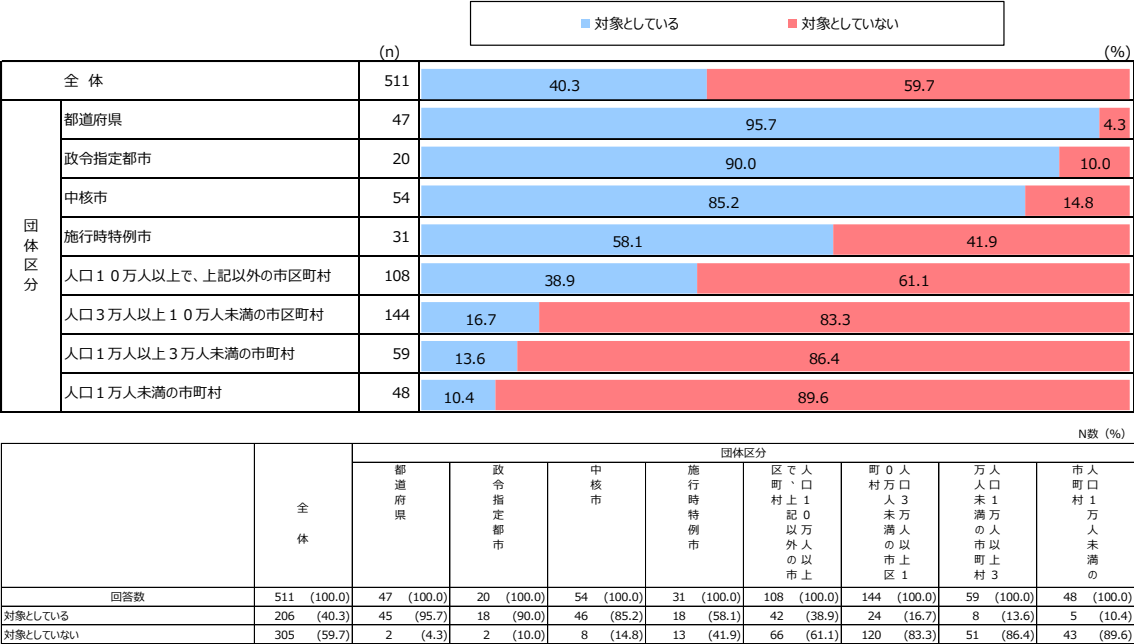
図表 243 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外）
(4) 廃棄物分野【団体区分別】



⑤代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の40.3%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

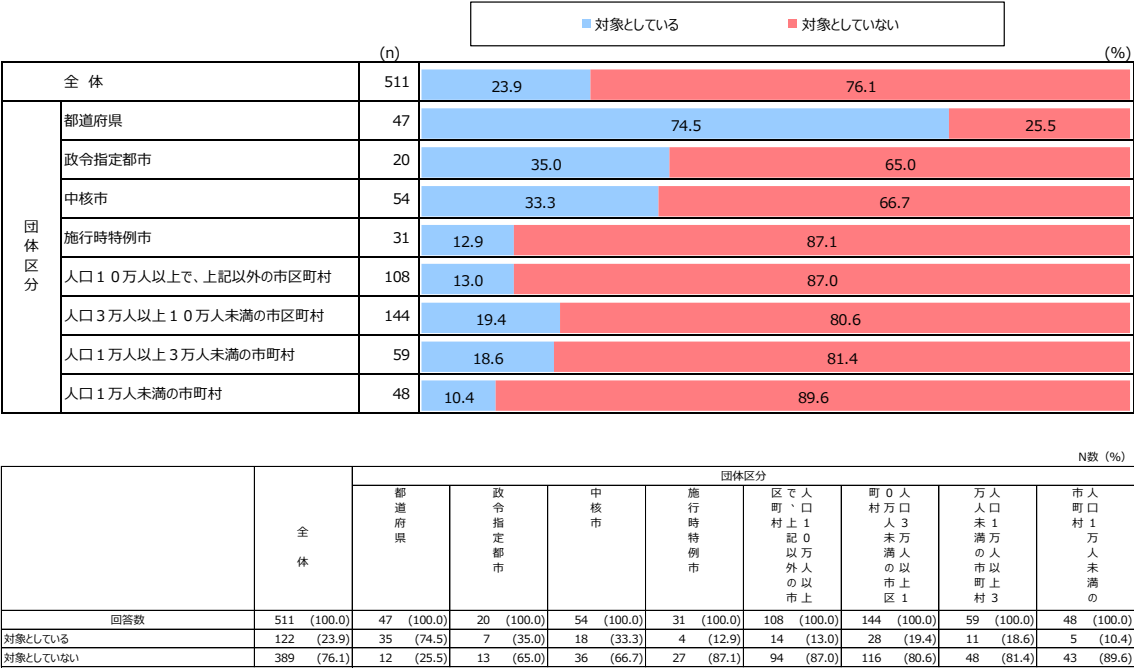
図表 244 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）
(5) 代替フロン等4ガス分野【団体区分別】



⑥森林等の吸収源

区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源を「対象としている。」と回答した団体は全体の23.9%である。都道府県に比べて市町村(特別区含む。)では、森林等の吸収源を対象としている団体の割合は低い。

図表 245 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外）
(6) 森林等の吸収源【団体区分別】

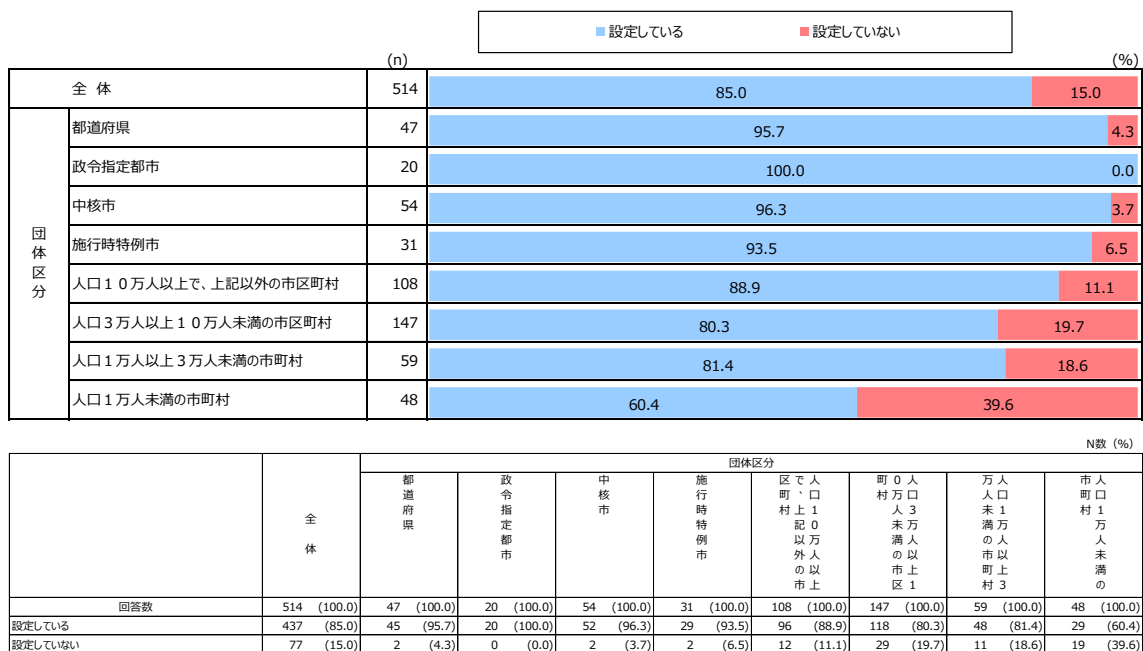


3) 区域施策編における直近の目標設定の有無

①総量目標

区域施策編を策定済みの団体において、総量目標（区域全体の温室効果ガス排出量・吸収量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 85.0%である。人口規模が小さくなるほど、「設定している。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

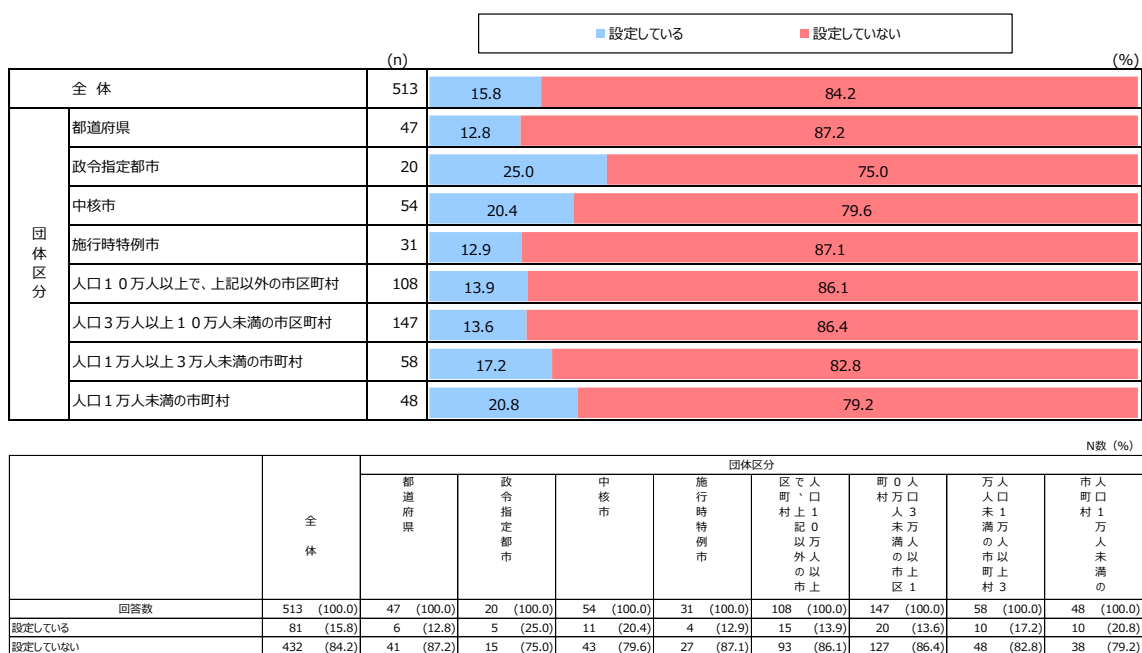
図表 246 区域施策編における直近の目標設定の有無
(1) 総量目標【団体区分別】



②温室効果ガス排出量原単位目標

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量原単位目標（人口・床面積生産量といった活動量当たりの区域の温室効果ガス排出量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 15.8%である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

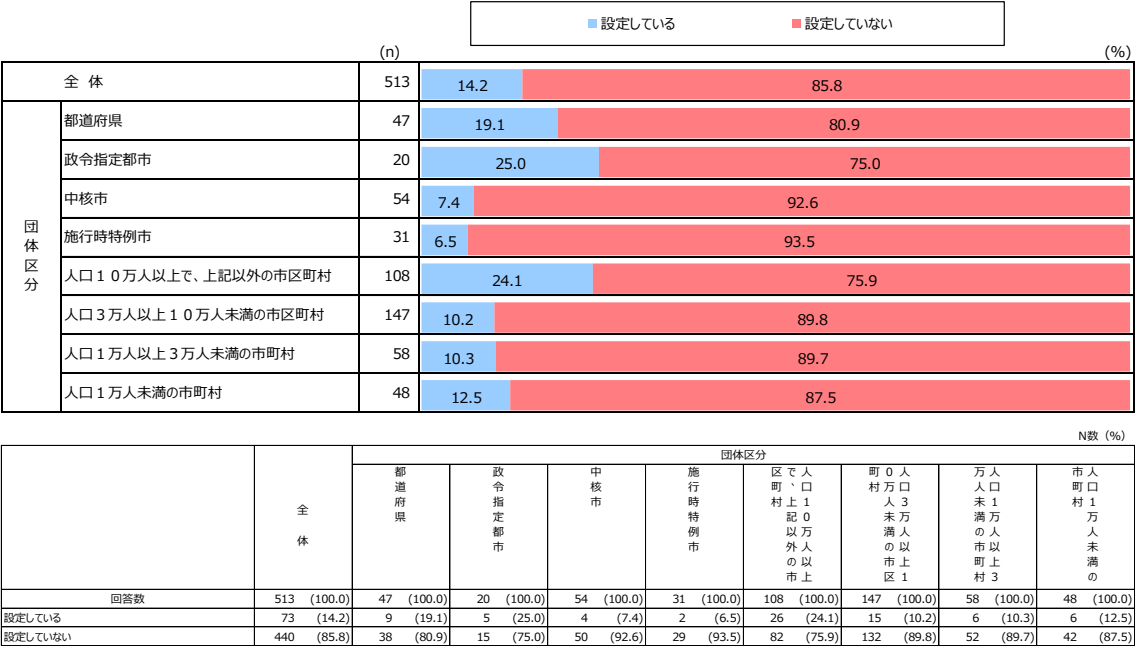
図表 247 区域施策編における直近の目標設定の有無
(2)温室効果ガス排出量原単位目標【団体区分別】



③最終エネルギー消費量目標

区域施策編を策定済みの団体において、最終エネルギー消費量目標（区域の最終エネルギー消費量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 14.2% である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

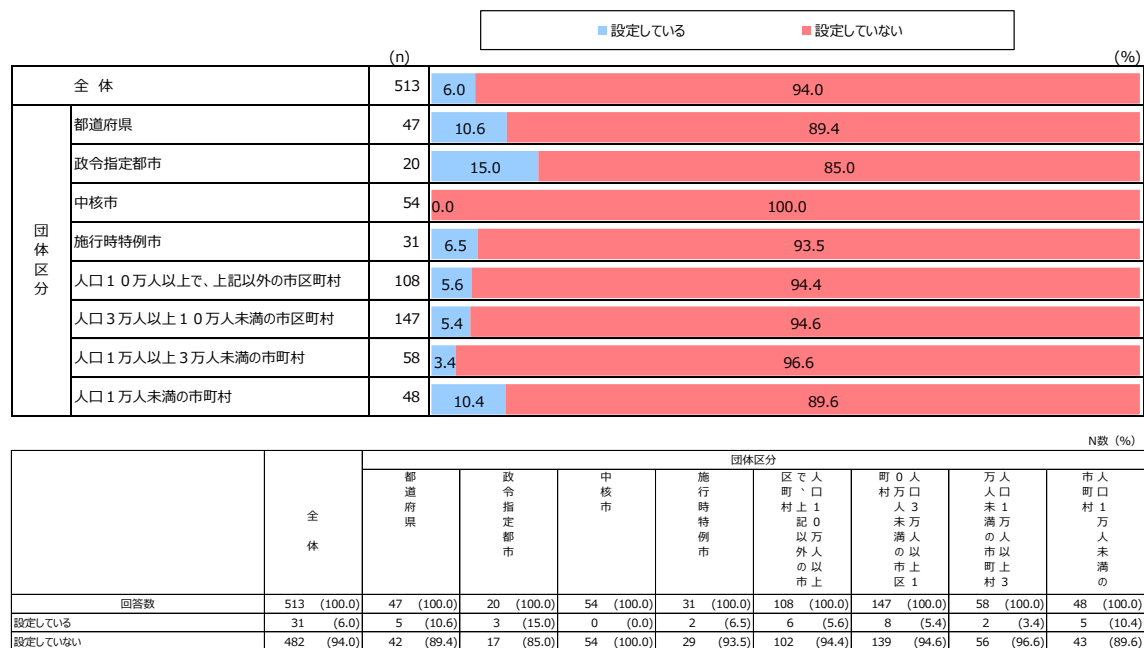
図表 248 区域施策編における直近の目標設定の有無
(3)最終エネルギー消費量目標【団体区分別】



④最終エネルギー消費原単位目標

区域施策編を策定済みの団体において、最終エネルギー消費原単位目標（人口・床面積・生産量といった活動量当たりの区域の最終エネルギー消費量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 6.0%である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

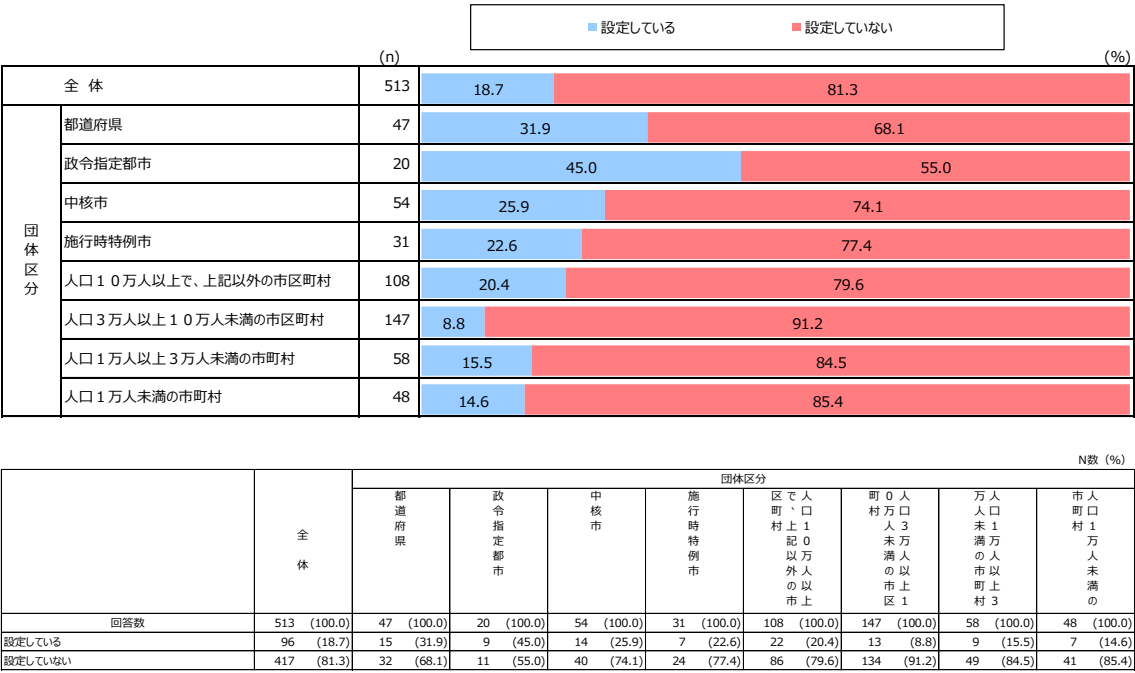
図表 249 区域施策編における直近の目標設定の有無
(4)最終エネルギー消費原単位目標【団体区分別】



⑤再生可能エネルギーの導入量目標

区域施策編を策定済みの団体において、再生可能エネルギー導入量目標（区域の再生可能エネルギーの導入量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 18.7%である。設定している団体の割合は、政令指定都市や都道府県で高く、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

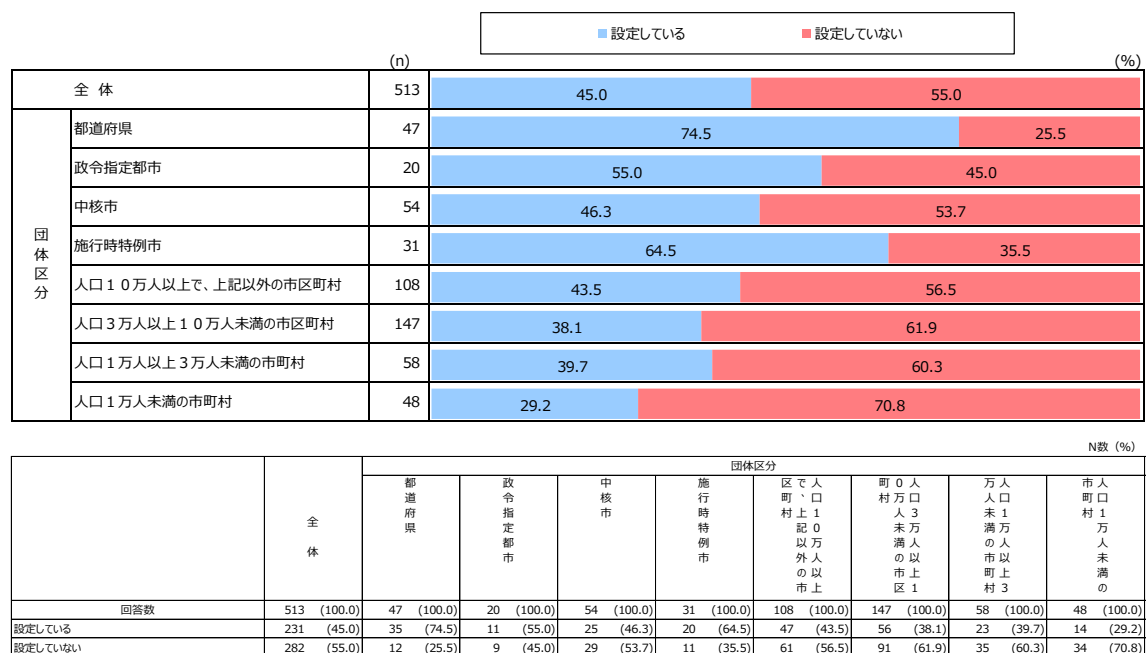
図表 250 区域施策編における直近の目標設定の有無
(5)再生可能エネルギー導入量目標【団体区分別】



⑥部門・分野別目標

区域施策編を策定済みの団体において、部門・分野別目標（産業・業務その他・家庭・運輸等の部門や、工業プロセス・廃棄物等の分野における排出量目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 45.0%である。設定している団体の割合は、都道府県や施行時特例市より人口規模が大きい団体で高く、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

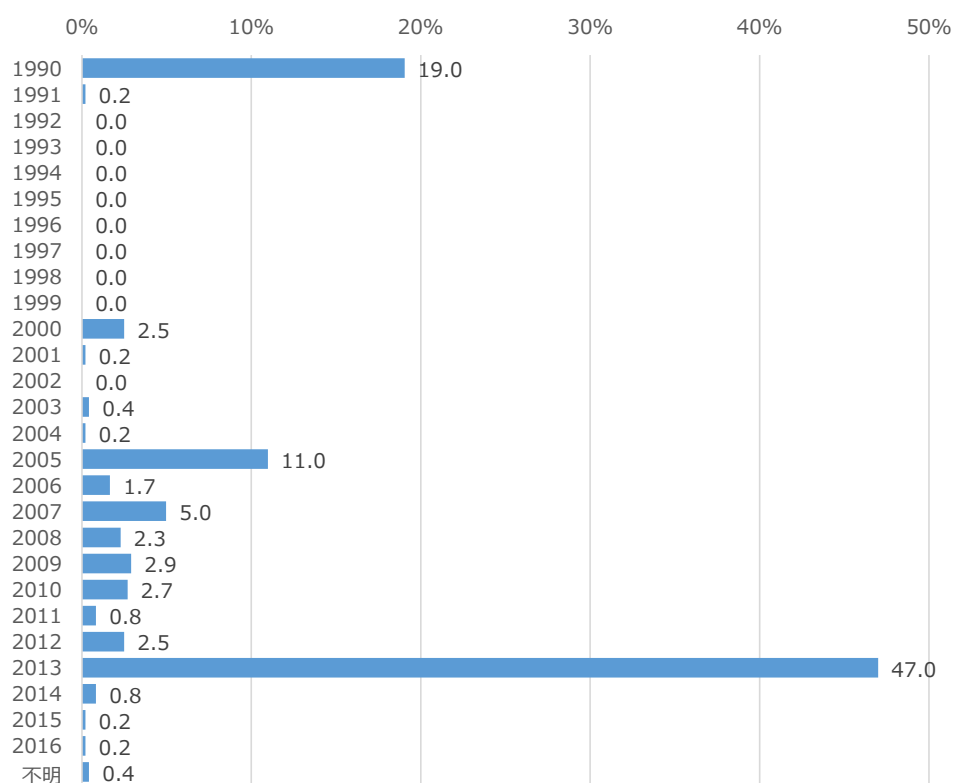
図表 251 区域施策編における直近の目標設定の有無
(6)部門・分野別目標【団体区分別】



4) 区域施策編における基準年度

区域施策編を策定済みの団体において、その基準年度は、「2013 年」(47.0%) が最も多く、次いで「1990 年」(19.0%) が多い。

図表 252 区域施策編における基準年度



[N=483]

[単位 : %]

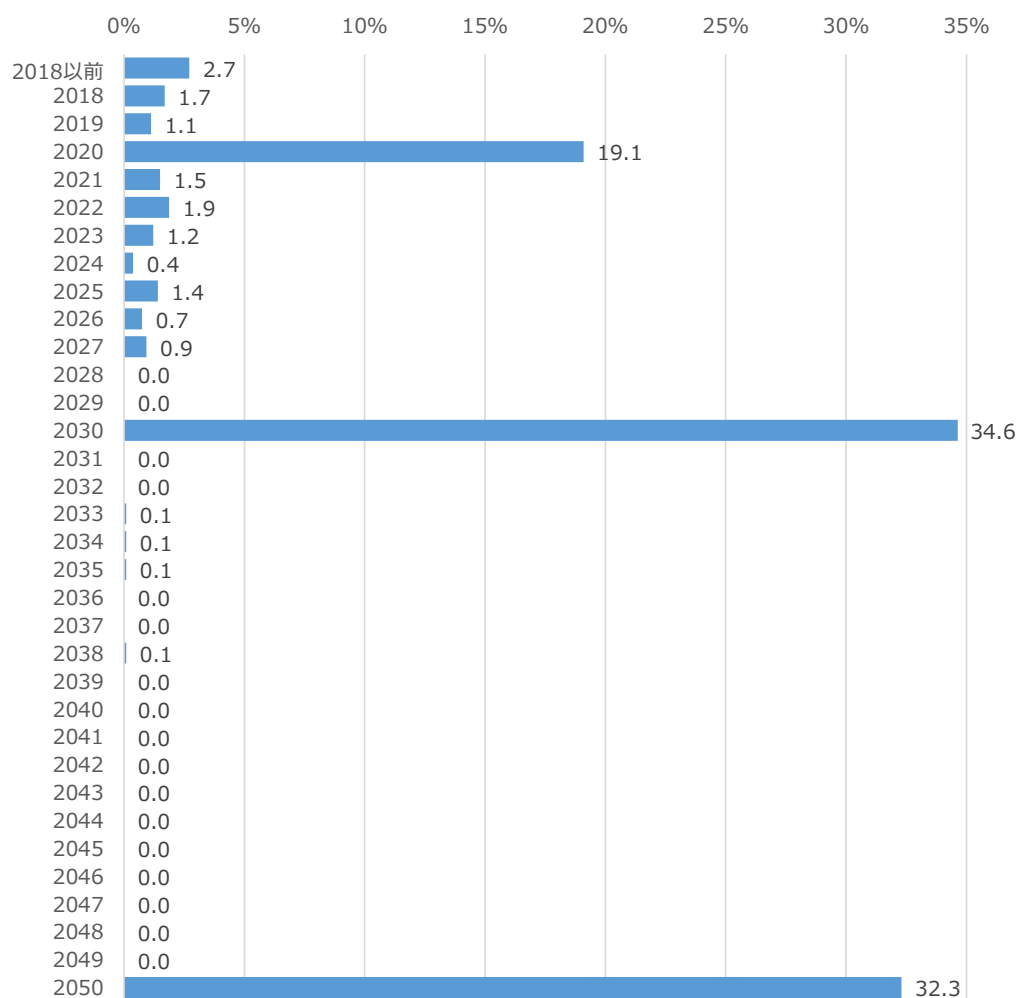
N数 (%)

回答数		483 (100.0)			
平成2	1990	92 (19.0)	平成16	2004	1 (0.2)
平成3	1991	1 (0.2)	平成17	2005	53 (11.0)
平成4	1992	0 (0.0)	平成18	2006	8 (1.7)
平成5	1993	0 (0.0)	平成19	2007	24 (5.0)
平成6	1994	0 (0.0)	平成20	2008	11 (2.3)
平成7	1995	0 (0.0)	平成21	2009	14 (2.9)
平成8	1996	0 (0.0)	平成22	2010	13 (2.7)
平成9	1997	0 (0.0)	平成23	2011	4 (0.8)
平成10	1998	0 (0.0)	平成24	2012	12 (2.5)
平成11	1999	0 (0.0)	平成25	2013	227 (47.0)
平成12	2000	12 (2.5)	平成26	2014	4 (0.8)
平成13	2001	1 (0.2)	平成27	2015	1 (0.2)
平成14	2002	0 (0.0)	平成28	2016	1 (0.2)
平成15	2003	2 (0.4)	不明		2 (0.4)

5) 区域施策編における目標年度

区域施策編を策定済みの団体において、その目標年度は、「2030 年」(34.6%)、「2050 年」(32.3%)、「2020 年」(19.1%) の順が多い。

図表 253 区域施策編における目標年度



[N=1,068]

[単位 : %]

回答数		N数 (%)				
		1,068	(100.0)			
平成30以前	2018以前	29	(2.7)	平成46	2034	1 (0.1)
平成30	2018	18	(1.7)	平成47	2035	1 (0.1)
平成31	2019	12	(1.1)	平成48	2036	0 (0.0)
平成32	2020	204	(19.1)	平成49	2037	0 (0.0)
平成33	2021	16	(1.5)	平成50	2038	1 (0.1)
平成34	2022	20	(1.9)	平成51	2039	0 (0.0)
平成35	2023	13	(1.2)	平成52	2040	0 (0.0)
平成36	2024	4	(0.4)	平成53	2041	0 (0.0)
平成37	2025	15	(1.4)	平成54	2042	0 (0.0)
平成38	2026	8	(0.7)	平成55	2043	0 (0.0)
平成39	2027	10	(0.9)	平成56	2044	0 (0.0)
平成40	2028	0	(0.0)	平成57	2045	0 (0.0)
平成41	2029	0	(0.0)	平成58	2046	0 (0.0)
平成42	2030	370	(34.6)	平成59	2047	0 (0.0)
平成43	2031	0	(0.0)	平成60	2048	0 (0.0)
平成44	2032	0	(0.0)	平成61	2049	0 (0.0)
平成45	2033	1	(0.1)	平成62	2050	345 (32.3)

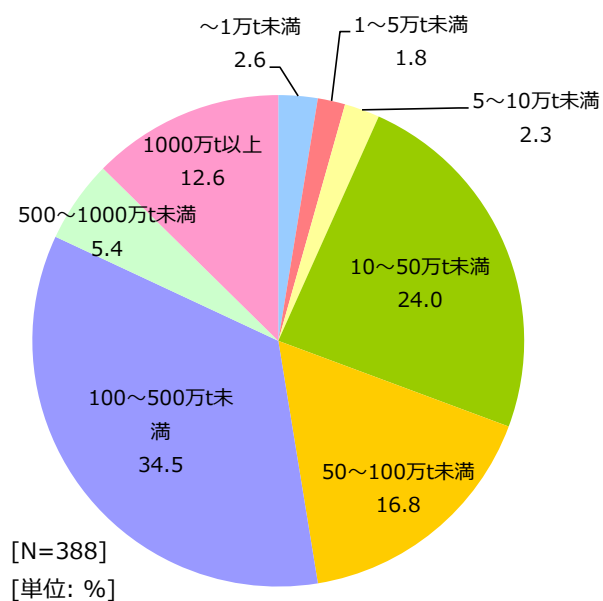
注) 目標年度を複数設定している団体については、設定している全ての目標年度を集計対象としている。

6) 区域施策編における基準年度の排出量

①総排出量

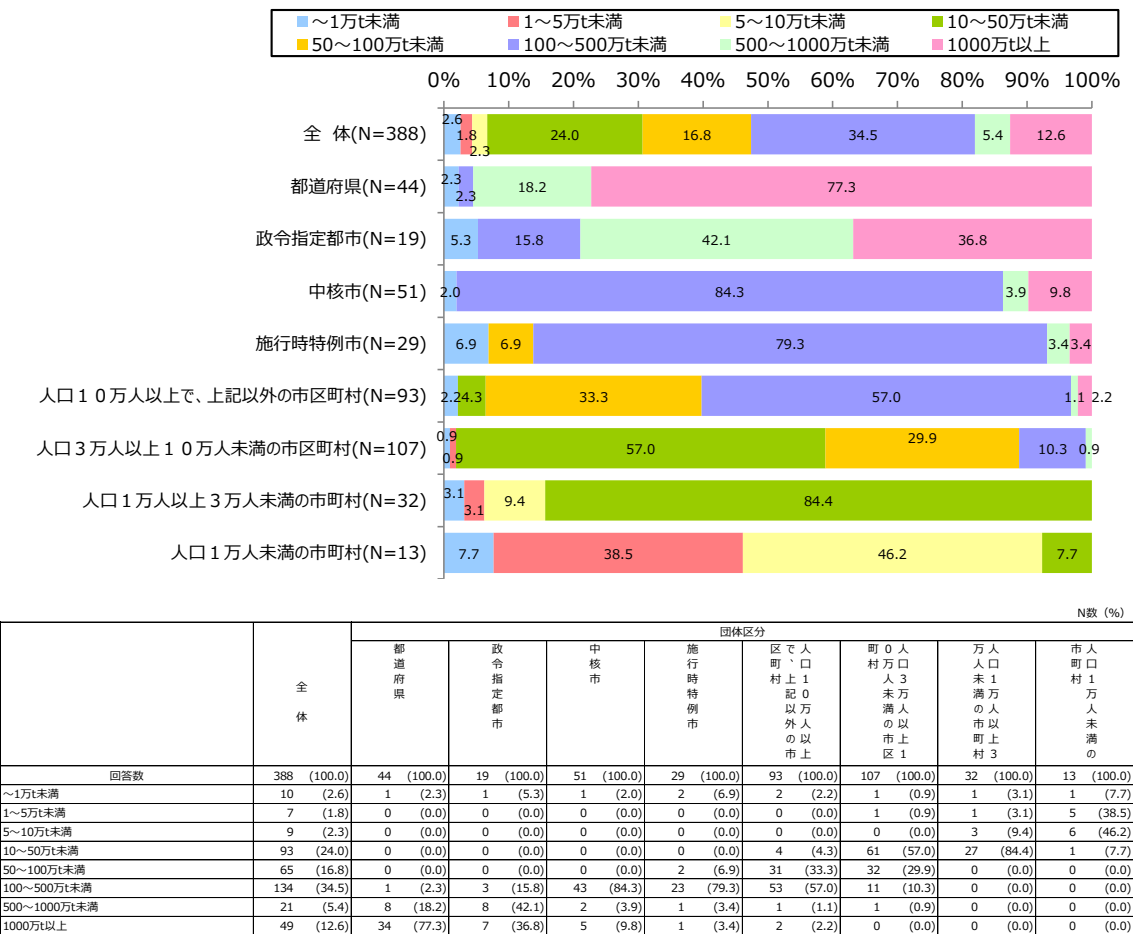
区域施策編を策定済みの団体において、基準年度の温室効果ガス排出量は、「100～500 万 t 未満」(34.5%) が最も多く、「10～50 万 t 未満」(24.0%)、「50～100 万 t 未満」(16.8%) と続く。

図表 254 区域施策編における基準年度の排出量



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「1000 万 t 以上」、政令指定都市では「500～1000 万 t 未満」、人口 10 万人以上の市町村（特別区含む。）では「100～500 万 t 未満」、人口 3 万人以上の市町村（特別区含む。）では「10～50 万 t 未満」、人口 1 万人未満の市町村では「5～10 万 t 未満」が最も多い。

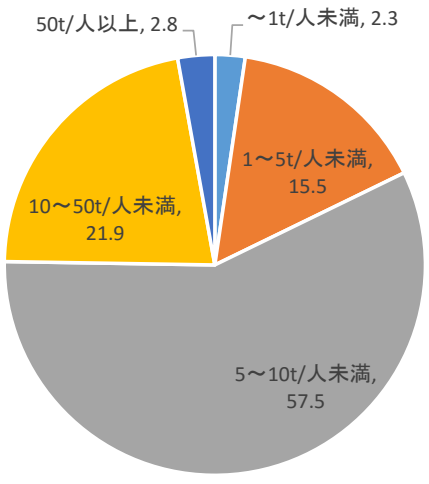
図表 255 区域施策編における基準年度の排出量【団体区分別】



②人口1人当たり排出量

区域施策編を策定済みの団体において、人口1人当たりの温室効果ガス排出量は、「5～10t/人未満」（57.5%）が最も多く、「10～50t/人未満」（21.9%）、「1～5t/人未満」（15.5%）と続く。

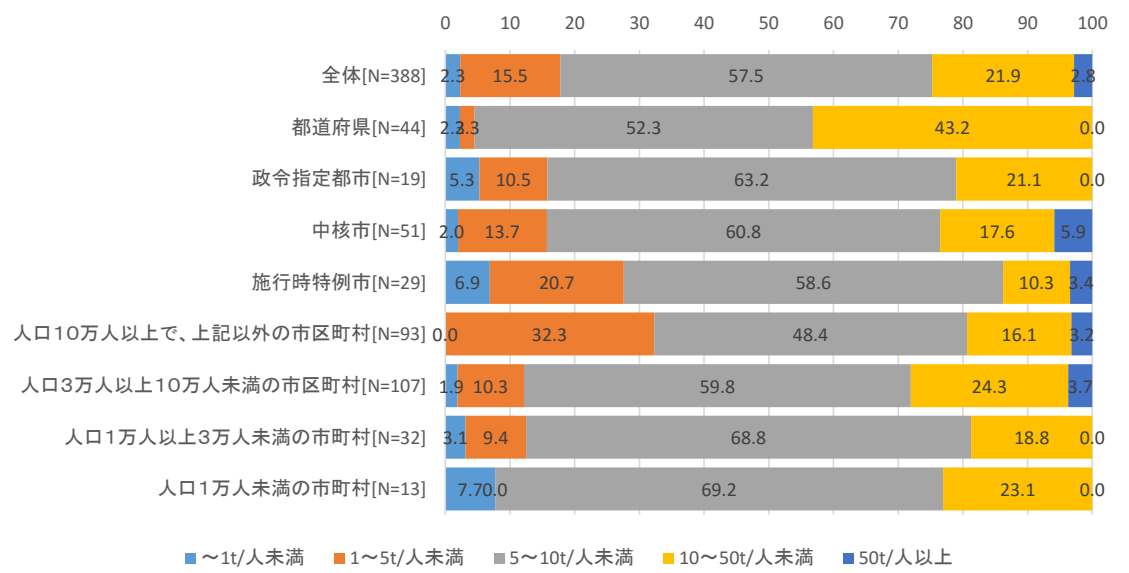
図表 256 区域施策編における基準年度の人口1人当たり排出量



[N=388]
[単位: %]

地方公共団体の区分別に見ると、全ての区分において「5~10t/人未満」が最も多い。団体の規模による傾向の違いはあまり見られない。

図表 257 区域施策編における基準年度の人口1人当たり排出量
【団体区分別】



	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 人 以 上 で 外 人 の 以 上	町 0 人 村 1 万 人 以 上 の 市 上	万 人 村 1 万 人 以 上 の 市 上	市 人 町 口 1 万 人 未 満 の
回答数	388 (100.0)	44 (100.0)	19 (100.0)	51 (100.0)	29 (100.0)	93 (100.0)	107 (100.0)	32 (100.0)	13 (100.0)
~1t/人未満	9 (2.3)	1 (2.3)	1 (5.3)	1 (2.0)	2 (6.9)	0 (0.0)	2 (1.9)	1 (3.1)	1 (7.7)
1~5t/人未満	60 (15.5)	1 (2.3)	2 (10.5)	7 (13.7)	6 (20.7)	30 (32.3)	11 (10.3)	3 (9.4)	0 (0.0)
5~10t/人未満	223 (57.5)	23 (52.3)	12 (63.2)	31 (60.8)	17 (58.6)	45 (48.4)	64 (59.8)	22 (68.8)	9 (69.2)
10~50t/人未満	85 (21.9)	19 (43.2)	4 (21.1)	9 (17.6)	3 (10.3)	15 (16.1)	26 (24.3)	6 (18.8)	3 (23.1)
50t/人以上	11 (2.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (5.9)	1 (3.4)	3 (3.2)	4 (3.7)	0 (0.0)	0 (0.0)

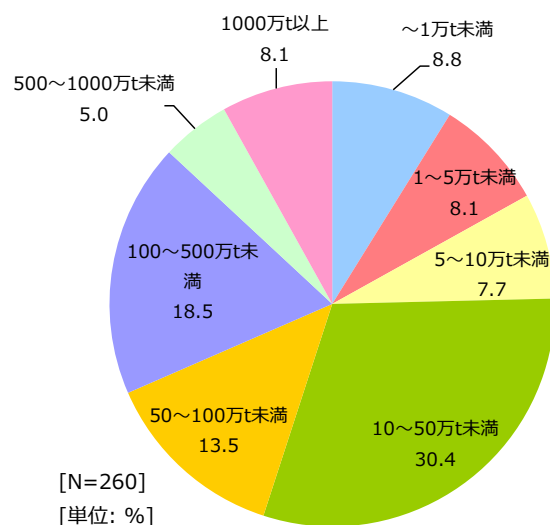
7) 区域施策編における基準年度の排出量（部門・分野別）

①部門別

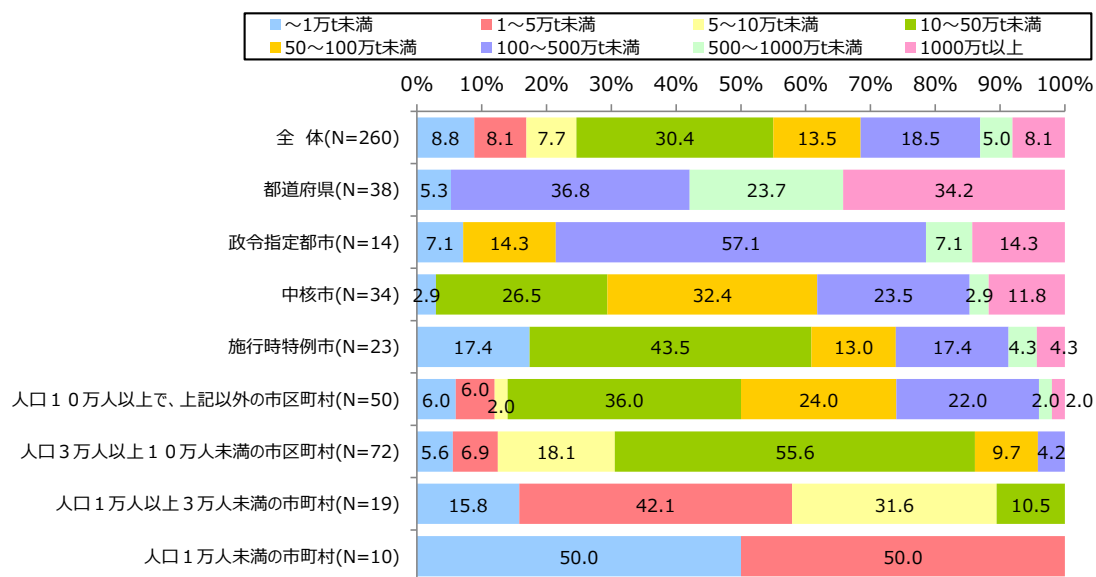
i) 産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門の基準年度排出量は、回答団体全体では、「10～50 万 t 未満」（30.4%）が最も多く、「100～500 万 t 未満」（18.5%）、「50～100 万 t 未満」（13.5%）と続く。

図表 258 区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）



図表 259 区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）【団体区分別】

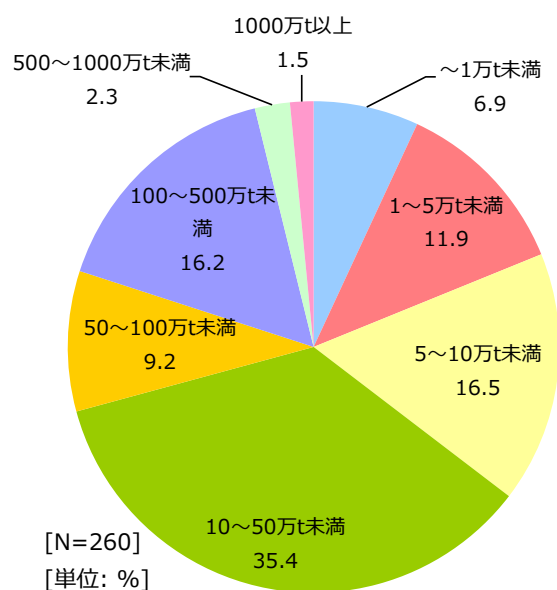


	全 体	団体区分								N数 (%)	
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 、 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 万 人 3 未 満 の 以 上 区	万 人 口 未 満 1 万 人 以 上 村	市 人 口 1 万 人 未 満 の		
回答数	260 (100.0)	38 (100.0)	14 (100.0)	34 (100.0)	23 (100.0)	50 (100.0)	72 (100.0)	19 (100.0)	10 (100.0)		
～1万t未満	23 (8.8)	2 (5.3)	1 (7.1)	1 (2.9)	4 (17.4)	3 (6.0)	4 (5.6)	3 (15.8)	5 (50.0)		
1～5万t未満	21 (8.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (6.0)	5 (6.9)	8 (42.1)	5 (50.0)		
5～10万t未満	20 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.0)	13 (18.1)	6 (31.6)	0 (0.0)		
10～50万t未満	79 (30.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (26.5)	10 (43.5)	18 (36.0)	40 (55.6)	2 (10.5)	0 (0.0)		
50～100万t未満	35 (13.5)	0 (0.0)	2 (14.3)	11 (32.4)	3 (13.0)	12 (24.0)	7 (9.7)	0 (0.0)	0 (0.0)		
100～500万t未満	48 (18.5)	14 (36.8)	8 (57.1)	8 (23.5)	4 (17.4)	11 (22.0)	3 (4.2)	0 (0.0)	0 (0.0)		
500～1000万t未満	13 (5.0)	9 (23.7)	1 (7.1)	1 (2.9)	1 (4.3)	1 (2.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
1000万t以上	21 (8.1)	13 (34.2)	2 (14.3)	4 (11.8)	1 (4.3)	1 (2.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		

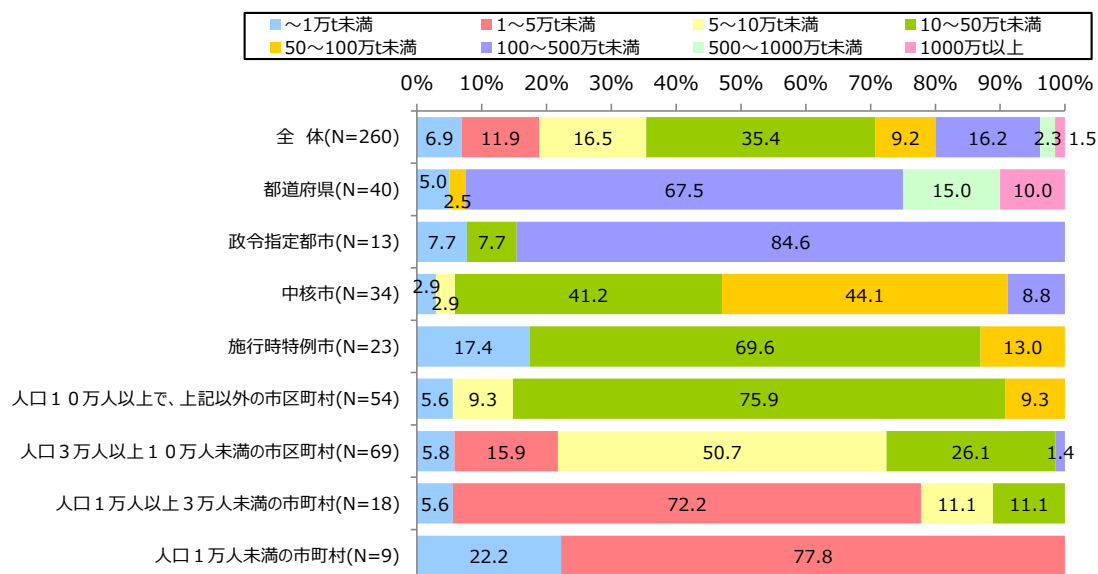
ii) 業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の基準年度排出量は、「10～50万t未満」（35.4％）が最も多く、「5～10万t未満」（16.5％）、「100～500万t未満」（16.2％）と続く。

図表 260 区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）



図表 261 区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）
【団体区分別】

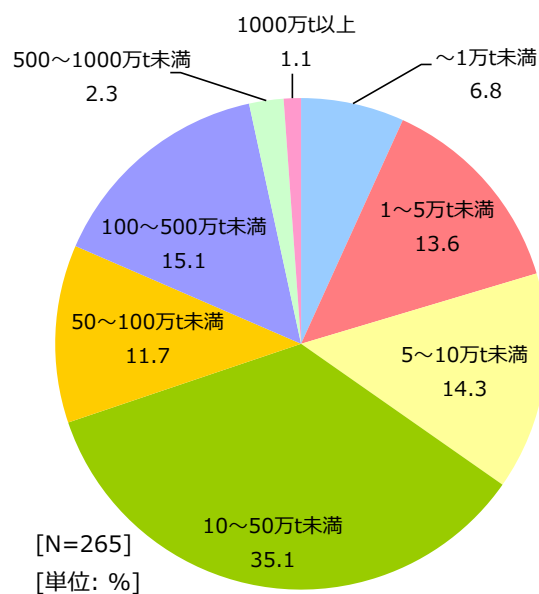


	全 体	団体区分								N数 (%)	
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 町 、 口 村 上 1 記 0 以 外 人 の 以 上	町 0 人 村 万 口 人 3 未 万 満 人 の 以 上 区 1	万 人 人 口 未 1 満 万 の 人 市 以 上 村 3	市 人 町 口 村 1 万 人 未 満 の		
回答数	260 (100.0)	40 (100.0)	13 (100.0)	34 (100.0)	23 (100.0)	54 (100.0)	69 (100.0)	18 (100.0)	9 (100.0)		
～1万t未満	18 (6.9)	2 (5.0)	1 (7.7)	1 (2.9)	4 (17.4)	3 (5.6)	4 (5.8)	1 (5.6)	2 (22.2)		
1～5万t未満	31 (11.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (15.9)	13 (72.2)	7 (77.8)		
5～10万t未満	43 (16.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	0 (0.0)	5 (9.3)	35 (50.7)	2 (11.1)	0 (0.0)		
10～50万t未満	92 (35.4)	0 (0.0)	1 (7.7)	14 (41.2)	16 (69.6)	41 (75.9)	18 (26.1)	2 (11.1)	0 (0.0)		
50～100万t未満	24 (9.2)	1 (2.5)	0 (0.0)	15 (44.1)	3 (13.0)	5 (9.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
100～500万t未満	42 (16.2)	27 (67.5)	11 (84.6)	3 (8.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)		
500～1000万t未満	6 (2.3)	6 (15.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		
1000万t以上	4 (1.5)	4 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		

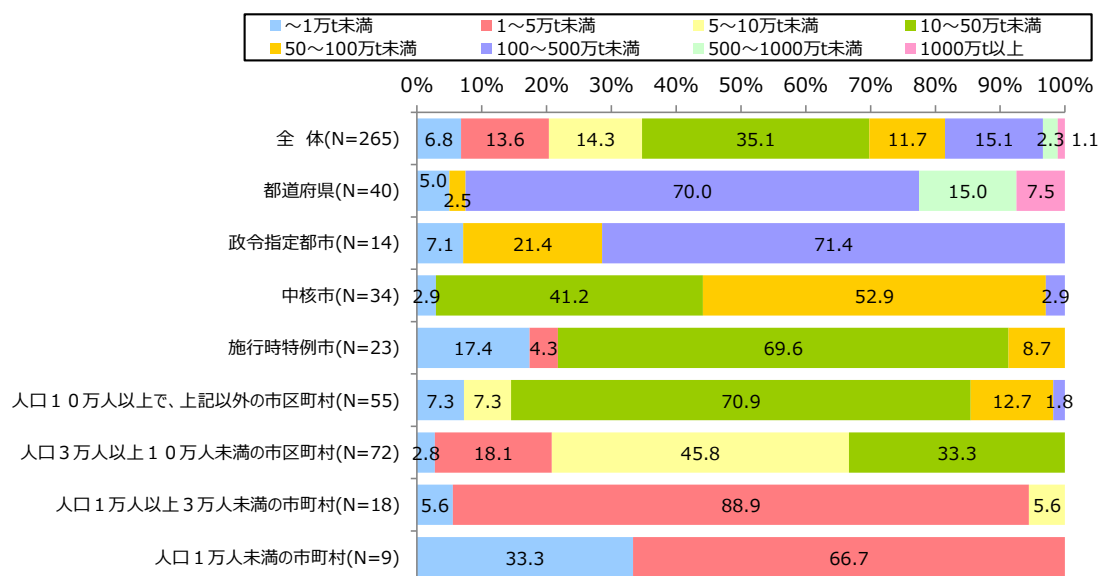
iii) 家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門の基準年度排出量は、「10～50 万 t 未満」（35.1%）が最も多く、「100～500 万 t 未満」（15.1%）、「5～10 万 t 未満」（14.3%）と続く。

図表 262 区域施策編における基準年度の排出量（家庭部門）



図表 263 区域施策編における基準年度の排出量（家庭部門）【団体区分別】

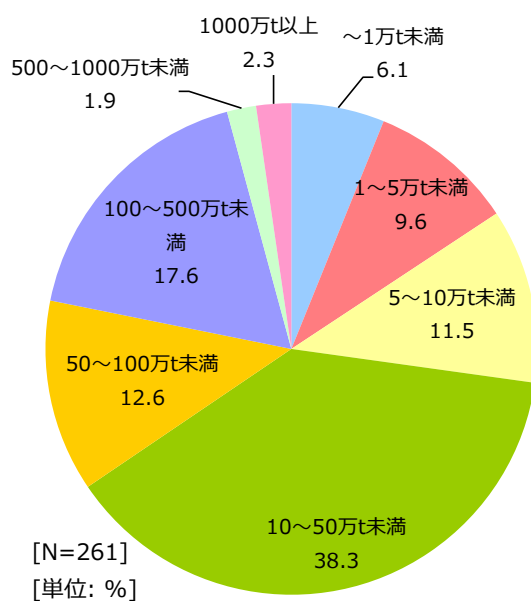


	全 体	団体区分								N数 (%)
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人口10万人以上の市	町人口3万人以上の市区	万人口未満の市町村	市人口1万人未満の市町村	
回答数	265 (100.0)	40 (100.0)	14 (100.0)	34 (100.0)	23 (100.0)	55 (100.0)	72 (100.0)	18 (100.0)	9 (100.0)	
～1万t未満	18 (6.8)	2 (5.0)	1 (7.1)	1 (2.9)	4 (17.4)	4 (7.3)	2 (2.8)	1 (5.6)	3 (33.3)	
1～5万t未満	36 (13.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.3)	0 (0.0)	13 (18.1)	16 (88.9)	6 (66.7)	
5～10万t未満	38 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (7.3)	33 (45.8)	1 (5.6)	0 (0.0)	
10～50万t未満	93 (35.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (41.2)	16 (69.6)	39 (70.9)	24 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	
50～100万t未満	31 (11.7)	1 (2.5)	3 (21.4)	18 (52.9)	2 (8.7)	7 (12.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
100～500万t未満	40 (15.1)	28 (70.0)	10 (71.4)	1 (2.9)	0 (0.0)	1 (1.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
500～1000万t未満	6 (2.3)	6 (15.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
1000万t以上	3 (1.1)	3 (7.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	

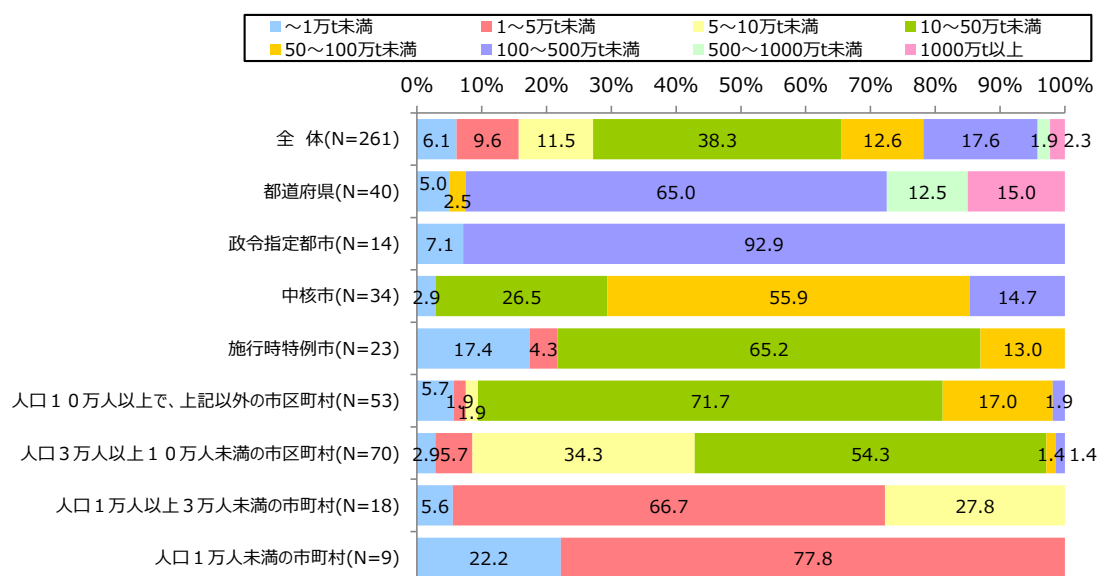
iv) 運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門の基準年度排出量は、「10～50万t未満」（38.3%）が最も多く、「100～500万t未満」（17.6%）、「50～100万t未満」（12.6%）と続く。

図表 264 区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）



図表 265 区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）【団体区分別】

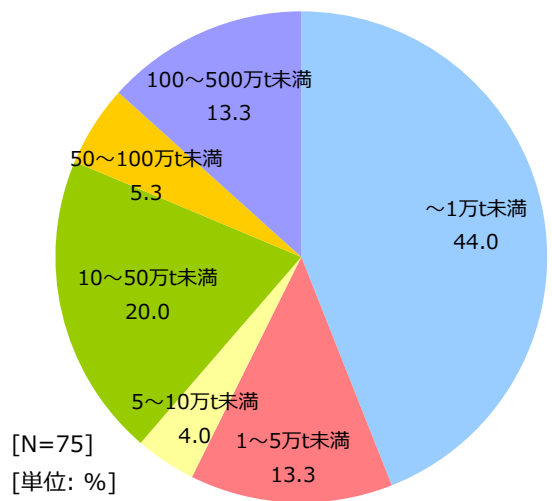


	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 人 以 上 の 市	町 0 人 口 1 万 人 以 上 の 市	万 人 口 1 万 人 以 上 の 市	市 人 口 1 万 人 以 上 の 市	市 人 口 1 万 人 以 上 の 市
回答数	261 (100.0)	40 (100.0)	14 (100.0)	34 (100.0)	23 (100.0)	53 (100.0)	70 (100.0)	18 (100.0)	9 (100.0)	
~1万t未満	16 (6.1)	2 (5.0)	1 (7.1)	1 (2.9)	4 (17.4)	3 (5.7)	2 (2.9)	1 (5.6)	2 (22.2)	
1~5万t未満	25 (9.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.3)	1 (1.9)	4 (5.7)	12 (66.7)	7 (77.8)	
5~10万t未満	30 (11.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.9)	24 (34.3)	5 (27.8)	0 (0.0)	
10~50万t未満	100 (38.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (26.5)	15 (65.2)	38 (71.7)	38 (54.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	
50~100万t未満	33 (12.6)	1 (2.5)	0 (0.0)	19 (55.9)	3 (13.0)	9 (17.0)	1 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	
100~500万t未満	46 (17.6)	26 (65.0)	13 (92.9)	5 (14.7)	0 (0.0)	1 (1.9)	1 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	
500~1000万t未満	5 (1.9)	5 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
1000万t以上	6 (2.3)	6 (15.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	

v) エネルギー転換部門

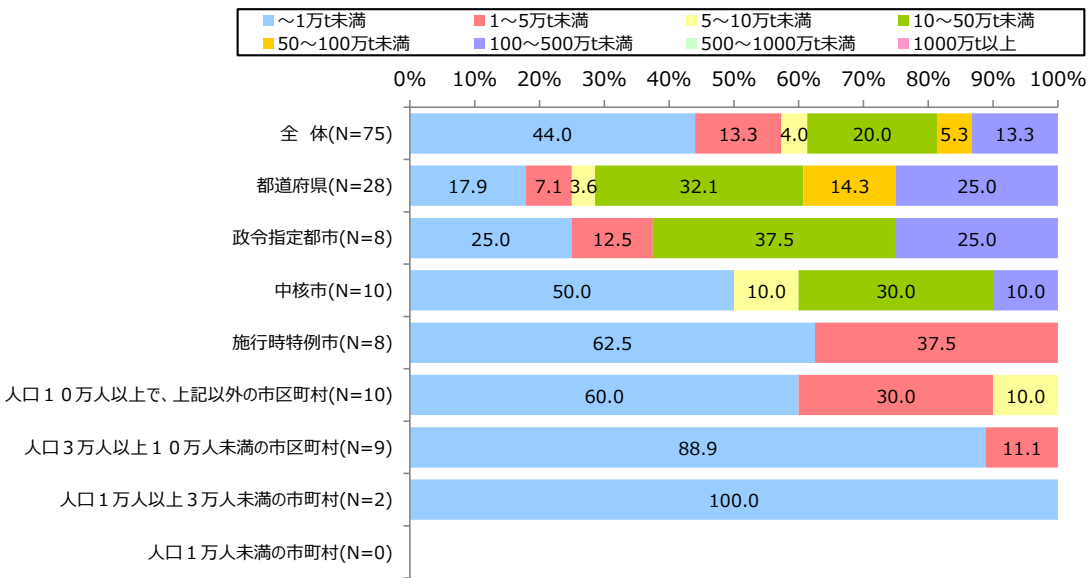
区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門の基準年度排出量は、「~1万t未満」（44.0%）が最も多く、「10~50万t未満」（20.0%）、「1~5万t未満」（13.3%）と続く。

図表 266 区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）



図表 267 区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）

【団体区分別】



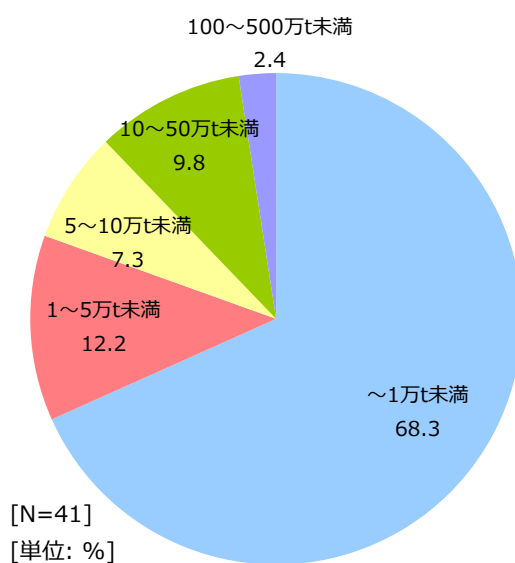
	全 体	団体区分								N数 (%)
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 以 上 の 外 人 の 以 上	町 0 人 村 1 0 以 上 の 人 の 以 上	万 人 口 未 1 満 万 の 人 の 以 上	市 人 町 口 1 万 人 未 満 の	
回答数	75 (100.0)	28 (100.0)	8 (100.0)	10 (100.0)	8 (100.0)	10 (100.0)	9 (100.0)	2 (100.0)	0 (100.0)	
~1万t未満	33 (44.0)	5 (17.9)	2 (25.0)	5 (50.0)	5 (62.5)	6 (60.0)	8 (88.9)	2 (100.0)	0 (0.0)	
1~5万t未満	10 (13.3)	2 (7.1)	1 (12.5)	0 (0.0)	3 (37.5)	3 (30.0)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	
5~10万t未満	3 (4.0)	1 (3.6)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
10~50万t未満	15 (20.0)	9 (32.1)	3 (37.5)	3 (30.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
50~100万t未満	4 (5.3)	4 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
100~500万t未満	10 (13.3)	7 (25.0)	2 (25.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
500~1000万t未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
1000万t以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	

②分野別

i) 燃料の燃焼分野

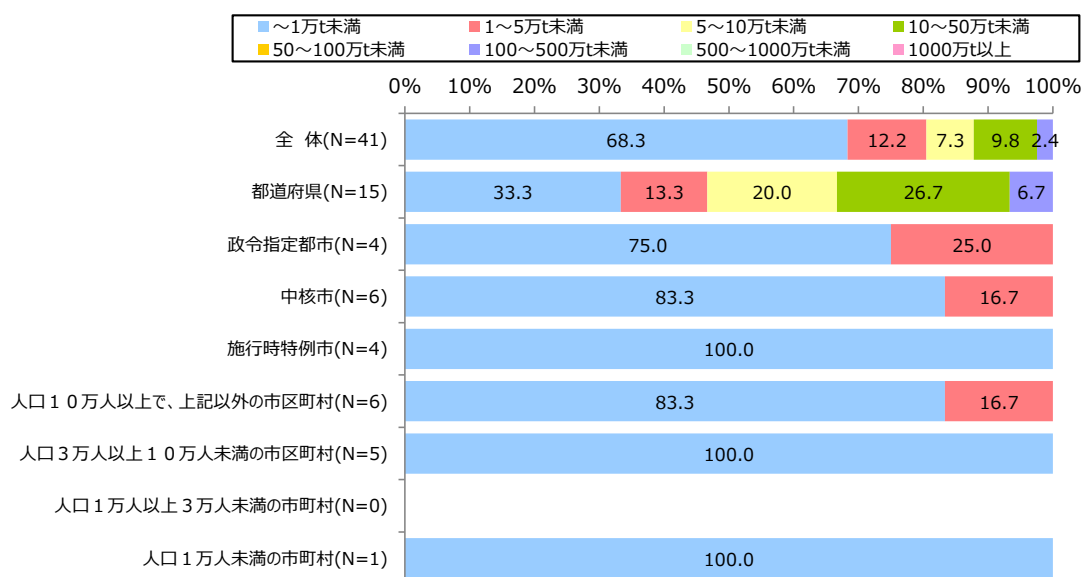
区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野の基準年度排出量は、「～1 万 t 未満」（68.3%）が最も多く、「1～5 万 t 未満」（12.2%）、「10～50 万 t 未満」（9.8%）と続く。

図表 268 区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）



図表 269 区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）

【団体区分別】

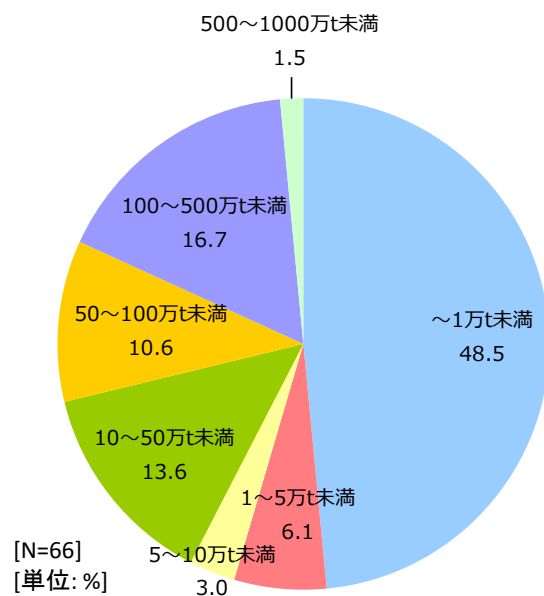


N数 (%)									
	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 、 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 万 人 3 未 満 の 以 上 区 1	万 人 口 未 満 の 人 市 以 上 村 3	市 人 口 1 万 人 未 満 の
回答数	41 (100.0)	15 (100.0)	4 (100.0)	6 (100.0)	4 (100.0)	6 (100.0)	5 (100.0)	0 (100.0)	1 (100.0)
～1万t未満	28 (68.3)	5 (33.3)	3 (75.0)	5 (83.3)	4 (100.0)	5 (83.3)	5 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
1～5万t未満	5 (12.2)	2 (13.3)	1 (25.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
5～10万t未満	3 (7.3)	3 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
10～50万t未満	4 (9.8)	4 (26.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
50～100万t未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
100～500万t未満	1 (2.4)	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
500～1000万t未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
1000万t以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

ii) 工業プロセス分野

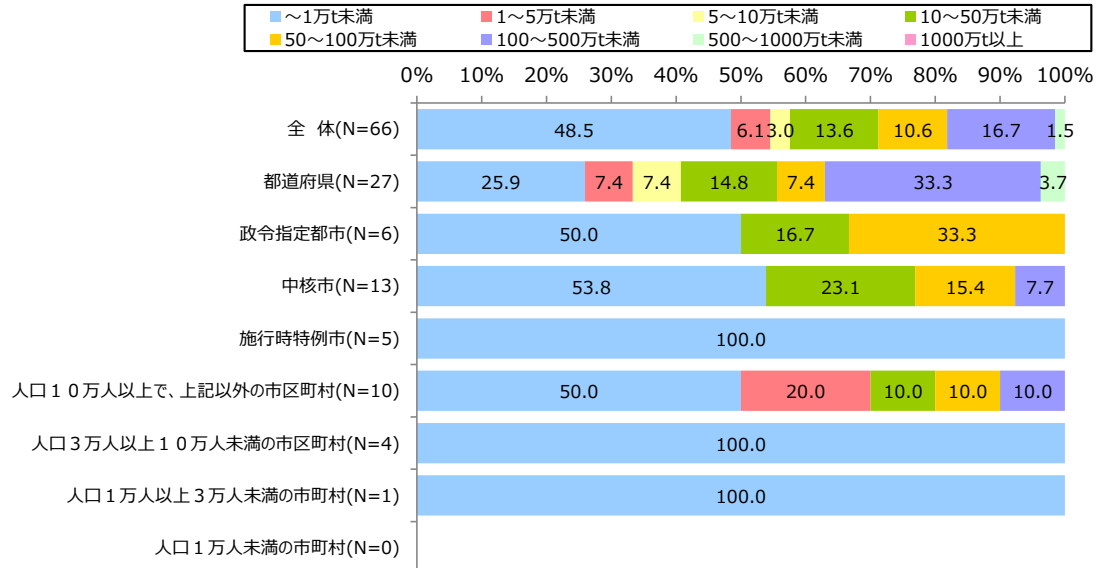
区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野の基準年度排出量は、「～1万t未満」（48.5%）が最も多く、「100～500万t未満」（16.7%）、「10～50万t未満」（13.6%）と続く。

図表 270 区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）



図表 271 区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）

【団体区分別】

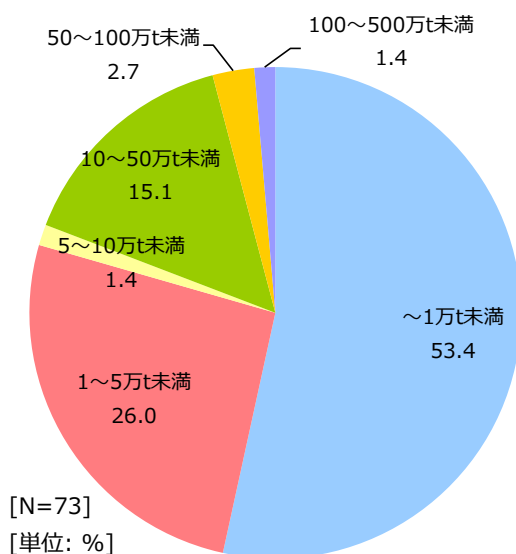


	全 体	団体区分							
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 1 0 万 人 以 上	万 人 1 0 万 人 以 上	市 人 口 1 0 万 人 以 上
回答数	66 (100.0)	27 (100.0)	6 (100.0)	13 (100.0)	5 (100.0)	10 (100.0)	4 (100.0)	1 (100.0)	0 (100.0)
~10,000t未満	32 (48.5)	7 (25.9)	3 (50.0)	7 (53.8)	5 (100.0)	5 (50.0)	4 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
10,000~50,000t未満	4 (6.1)	2 (7.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
50,000~100,000t未満	2 (3.0)	2 (7.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
100,000~500,000t未満	9 (13.6)	4 (14.8)	1 (16.7)	3 (23.1)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
500,000~1,000,000t未満	7 (10.6)	2 (7.4)	2 (33.3)	2 (15.4)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
1,000,000~5,000,000t未満	11 (16.7)	9 (33.3)	0 (0.0)	1 (7.7)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
5,000,000~10,000,000t未満	1 (1.5)	1 (3.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
10,000,000t以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

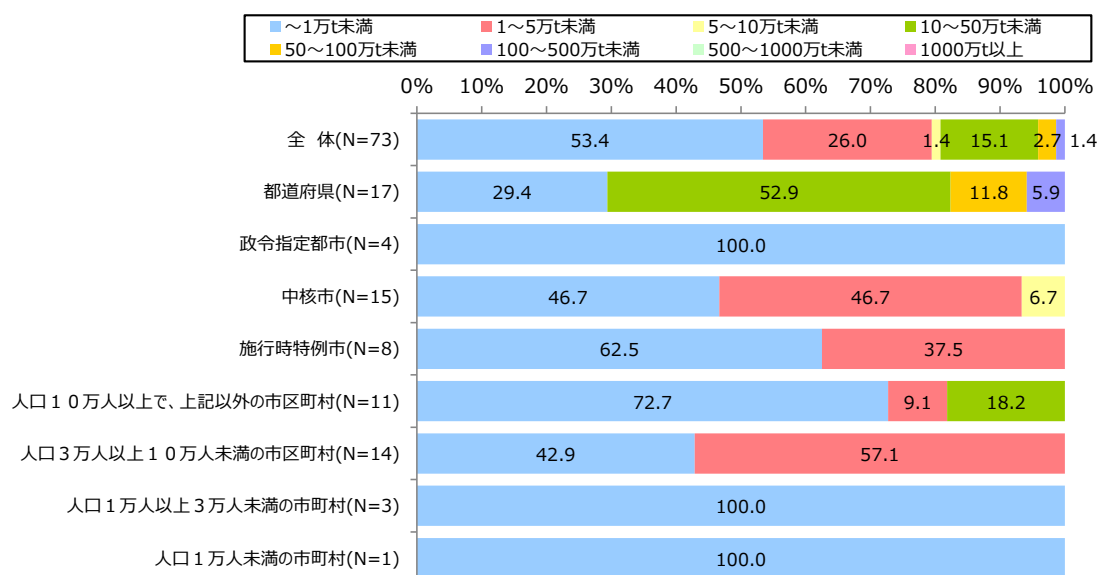
iii) 農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野の基準年度排出量は、「～1万t未満」(53.4%)が最も多く、「1～5万t未満」(26.0%)、「10～50万t未満」(15.1%)と続く。

図表 272 区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）



図表 273 区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）【団体区分別】

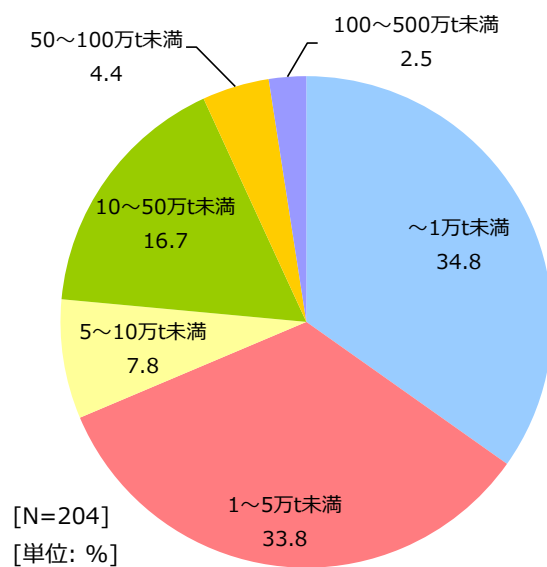


	全 体	団体区分								N数 (%)
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 1 0 万 人 以 上	万 人 口 未 満 1 万 人 以 上	市 人 口 未 満 1 万 人 以 上
回答数	73 (100.0)	17 (100.0)	4 (100.0)	15 (100.0)	8 (100.0)	11 (100.0)	14 (100.0)	3 (100.0)	1 (100.0)	
～1万t未満	39 (53.4)	5 (29.4)	4 (100.0)	7 (46.7)	5 (62.5)	8 (72.7)	6 (42.9)	3 (100.0)	1 (100.0)	
1～5万t未満	19 (26.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (46.7)	3 (37.5)	1 (9.1)	8 (57.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	
5～10万t未満	1 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
10～50万t未満	11 (15.1)	9 (52.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (18.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
50～100万t未満	2 (2.7)	2 (11.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
100～500万t未満	1 (1.4)	1 (5.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
500～1000万t未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
1000万t以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	

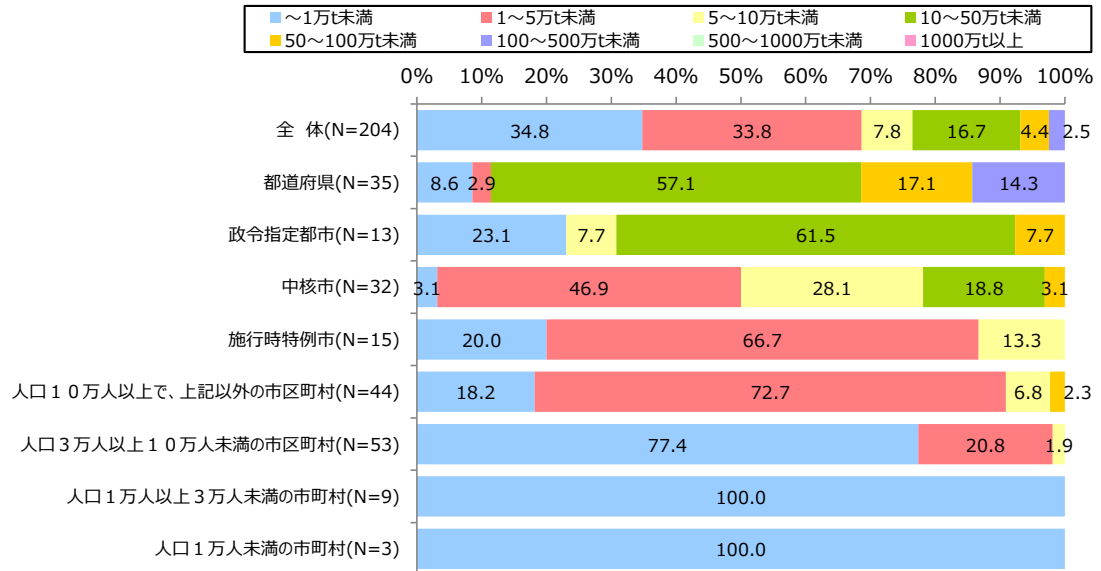
iv) 廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野の基準年度排出量は、「1～5万t未満」（33.8％）が最も多く、「～1万t未満」（34.8％）、「10～50万t未満」（16.7％）と続く。

図表 274 区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）



図表 275 区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）
【団体区分別】

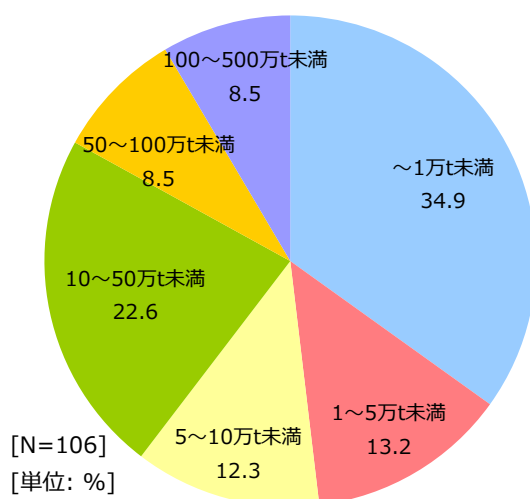


N数 (%)										
	全 体	団体区分								
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 人 以 上	町 0 万 口 人 3 未 満 の 市 以 上 区 1	万 人 口 未 1 満 万 の 市 以 上 村 3	市 人 町 村 1 万 人 未 満 の	
回答数	204 (100.0)	35 (100.0)	13 (100.0)	32 (100.0)	15 (100.0)	44 (100.0)	53 (100.0)	9 (100.0)	3 (100.0)	
～1万t未満	71 (34.8)	3 (8.6)	3 (23.1)	1 (3.1)	3 (20.0)	8 (18.2)	41 (77.4)	9 (100.0)	3 (100.0)	
1～5万t未満	69 (33.8)	1 (2.9)	0 (0.0)	15 (46.9)	10 (66.7)	32 (72.7)	11 (20.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	
5～10万t未満	16 (7.8)	0 (0.0)	1 (7.7)	9 (28.1)	2 (13.3)	3 (6.8)	1 (1.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	
10～50万t未満	34 (16.7)	20 (57.1)	8 (61.5)	6 (18.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
50～100万t未満	9 (4.4)	6 (17.1)	1 (7.7)	1 (3.1)	0 (0.0)	1 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
100～500万t未満	5 (2.5)	5 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
500～1000万t未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
1000万t以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	

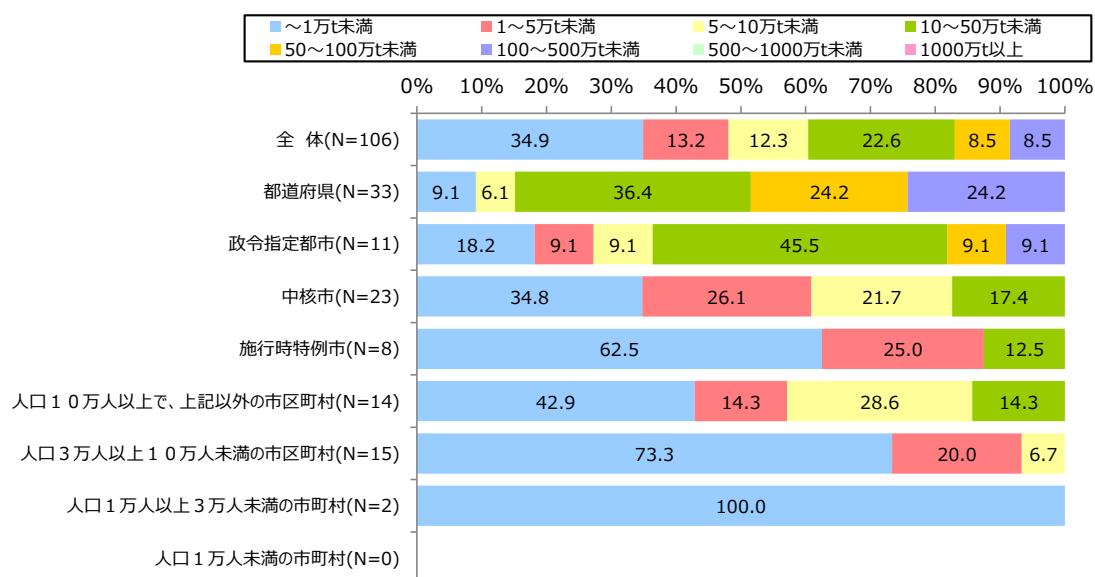
v) 代替フロン等 4 ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等 4 ガス分野の基準年度排出量は、「～1 万 t 未満」（34.9%）が最も多く、「10～50 万 t 未満」（22.6%）、「1～5 万 t 未満」（13.2%）と続く。

図表 276 区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等 4 ガス分野）



図表 277 区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等 4 ガス分野）
【団体区分別】

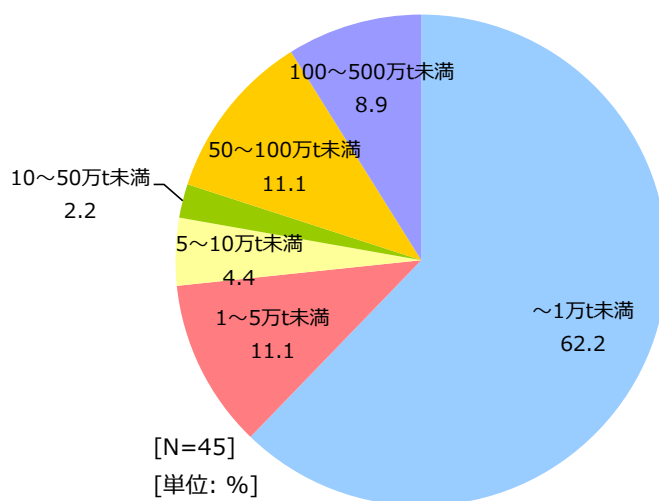


	全 体	団体区分									N数 (%)
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 、 人 口 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 1 0 万 人 以 上	町 0 人 村 1 0 万 人 以 上	万 人 口 未 満 1 万 人 以 上	市 人 口 未 満 1 万 人 以 上	
回答数	106 (100.0)	33 (100.0)	11 (100.0)	23 (100.0)	8 (100.0)	14 (100.0)	15 (100.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
～1万t未満	37 (34.9)	3 (9.1)	2 (18.2)	8 (34.8)	5 (62.5)	6 (42.9)	11 (73.3)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
1～5万t未満	14 (13.2)	0 (0.0)	1 (9.1)	6 (26.1)	2 (25.0)	2 (14.3)	3 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
5～10万t未満	13 (12.3)	2 (6.1)	1 (9.1)	5 (21.7)	0 (0.0)	4 (28.6)	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
10～50万t未満	24 (22.6)	12 (36.4)	5 (45.5)	4 (17.4)	1 (12.5)	2 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
50～100万t未満	9 (8.5)	8 (24.2)	1 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
100～500万t未満	9 (8.5)	8 (24.2)	1 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
500～1000万t未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
1000万t以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	

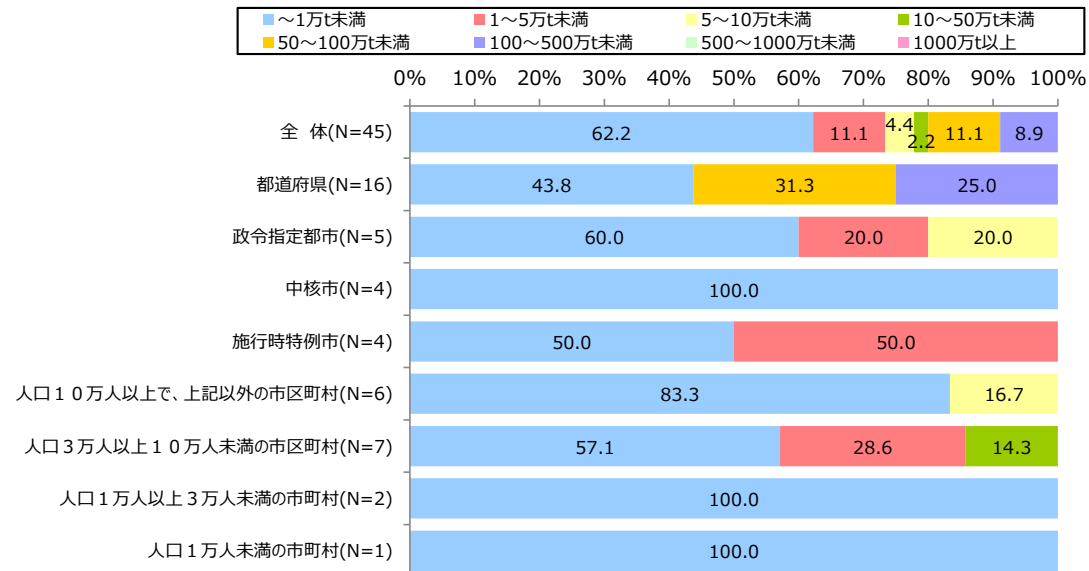
vi) 森林等の吸収源

区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源分野の基準年度排出量は、「～1万t未満」(62.2%)が最も多く、「1～5万t未満」(11.1%)、「50～100万t未満」(11.1%)と続く。

図表 278 区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）



図表 279 区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）
【団体区分別】

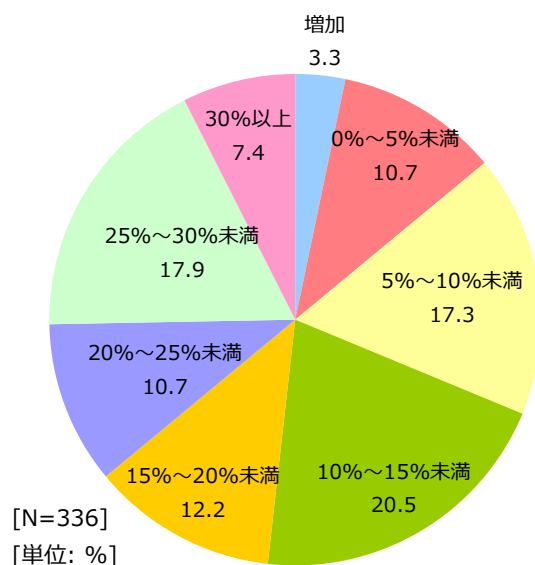


N数 (%)										
全 体	団体区分									
	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区 で 人 口 1 万 人 以 上	町 0 万 口 人 3 未 満 の 市 以 上 区 1	万 人 人 口 未 1 満 万 の 人 市 以 上 村 3	市 人 町 口 村 1 万 人 未 満 の		
	回答数	45 (100.0)	16 (100.0)	5 (100.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	6 (100.0)	7 (100.0)	2 (100.0)	1 (100.0)
	～1万t未満	28 (62.2)	7 (43.8)	3 (60.0)	4 (100.0)	2 (50.0)	5 (83.3)	4 (57.1)	2 (100.0)	1 (100.0)
	1～5万t未満	5 (11.1)	0 (0.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	2 (28.6)	0 (0.0)	0 (0.0)
	5～10万t未満	2 (4.4)	0 (0.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	10～50万t未満	1 (2.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
	50～100万t未満	5 (11.1)	5 (31.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	100～500万t未満	4 (8.9)	4 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	500～1000万t未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
1000万t以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	

8) 区域施策編における点検年度、目標年度の排出量削減率

区域施策編を策定済みの団体において、目標年度排出量の基準年度からの削減率は、「10～15%未満」(20.5%)が最も多く、「25～30%未満」(17.9%)、「5～10%未満」(17.3%)と続く。

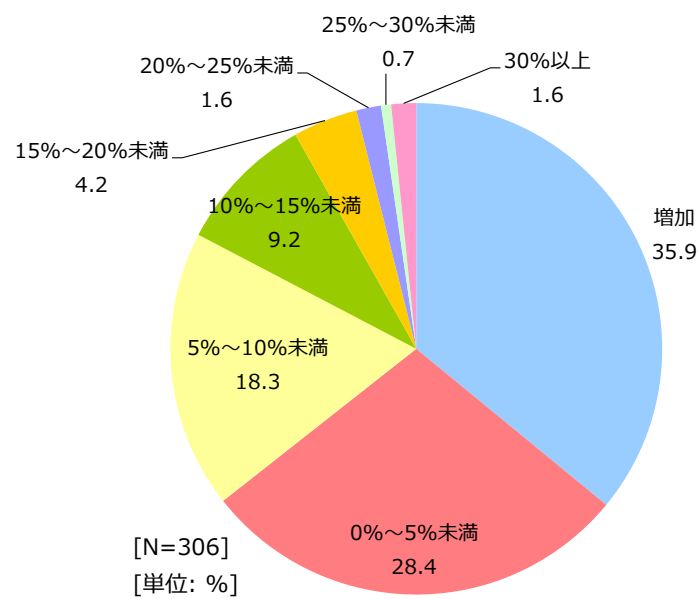
図表 280 区域施策編における目標年度排出量の基準年度からの削減率



		回答数	%
	全 体	336	100.0
1	増加	11	3.3
2	0%～5%未満	36	10.7
3	5%～10%未満	58	17.3
4	10%～15%未満	69	20.5
5	15%～20%未満	41	12.2
6	20%～25%未満	36	10.7
7	25%～30%未満	60	17.9
8	30%以上	25	7.4

区域施策編を策定済みの団体において、直近点検年度排出量の基準年度からの削減率は、「増加」（35.9%）が最も多く、「0～5%未満」（28.4%）、「5～10%未満」（18.3%）と続く。

図表 281 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率



		回答数	%
	全 体	306	100.0
1	増加	110	35.9
2	0%～5%未満	87	28.4
3	5%～10%未満	56	18.3
4	10%～15%未満	28	9.2
5	15%～20%未満	13	4.2
6	20%～25%未満	5	1.6
7	25%～30%未満	2	0.7
8	30%以上	5	1.6

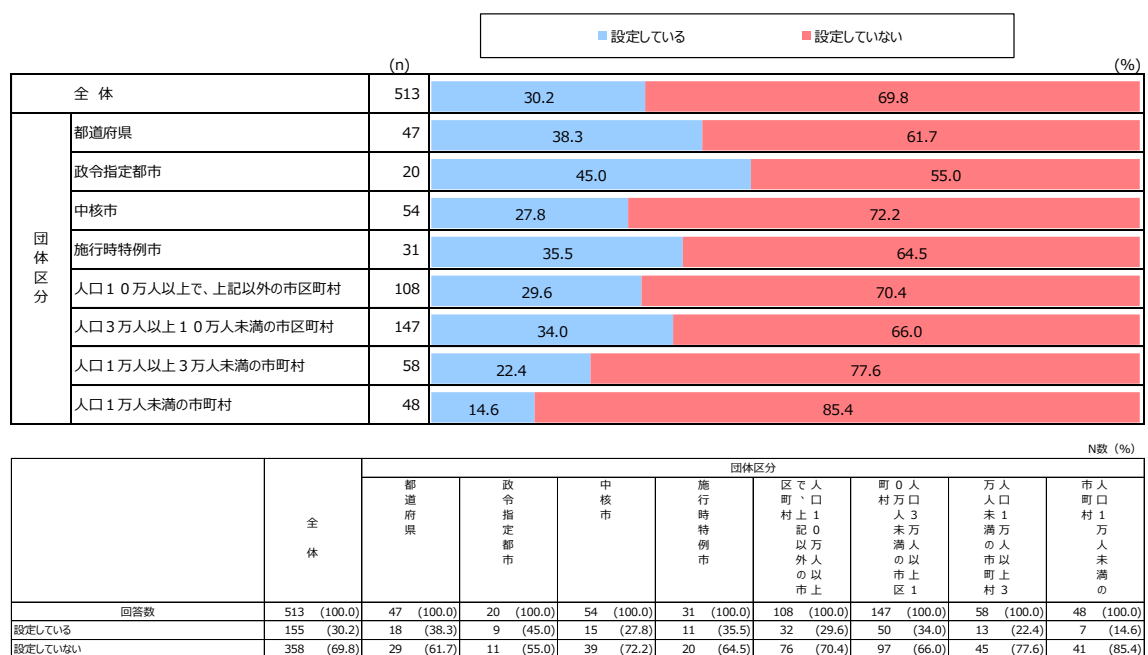
9) 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無（部門・分野別）

①部門別

i) 産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 30.2%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

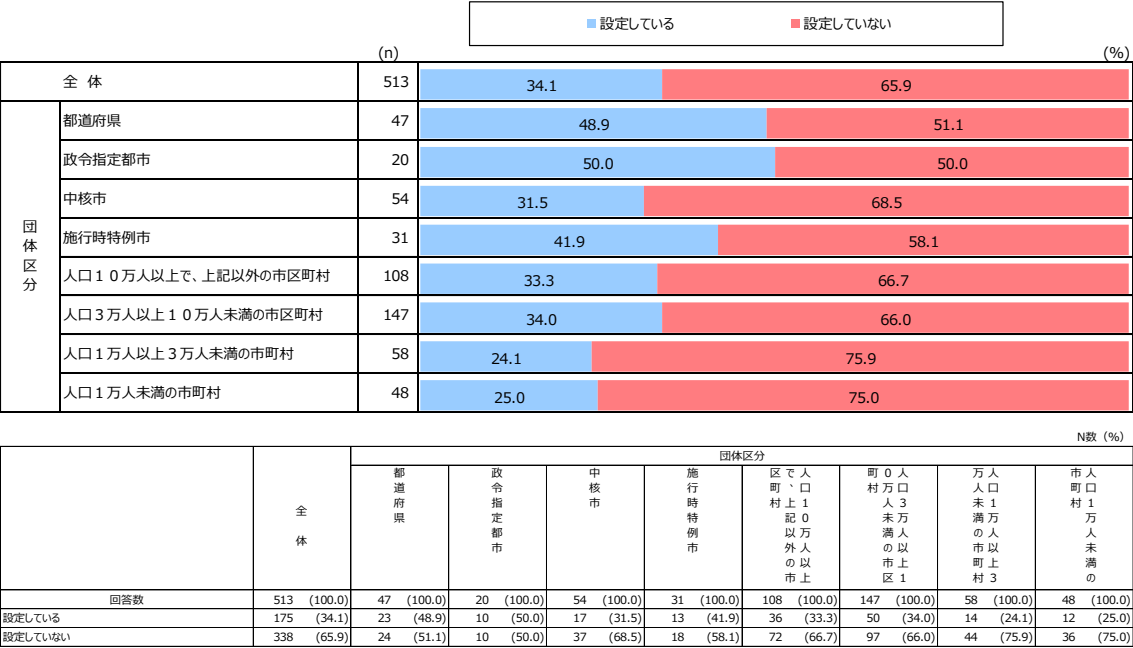
図表 282 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
i)産業部門【団体区分別】



ii) 業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 34.1%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

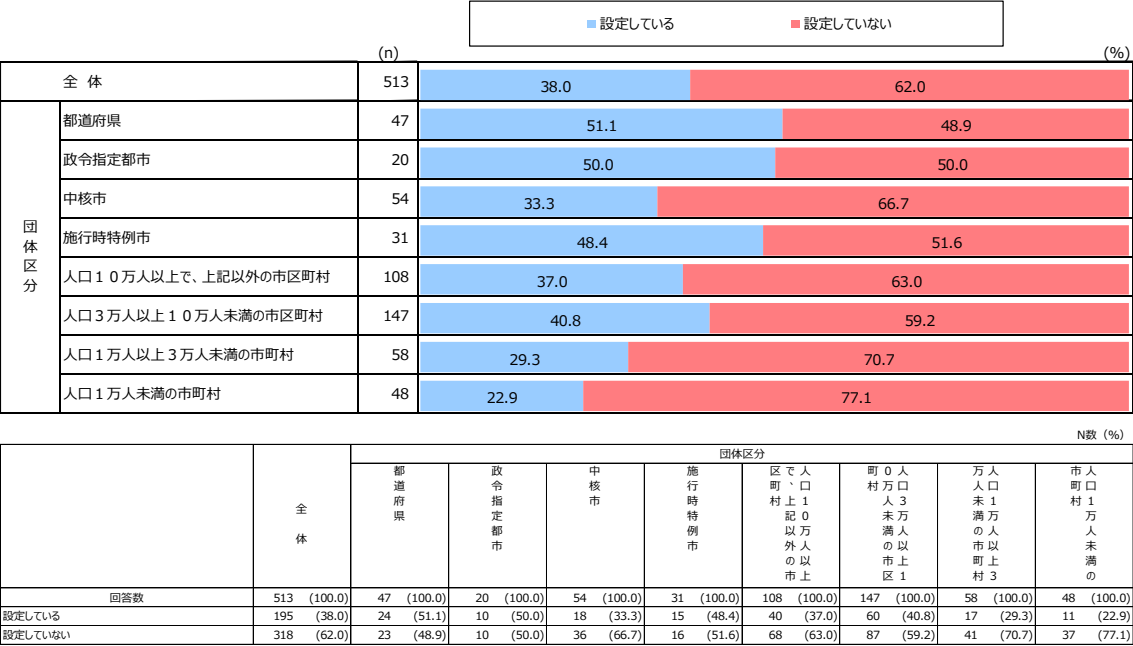
図表 283 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
ii) 業務その他部門【団体区分別】



iii) 家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 38.0%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

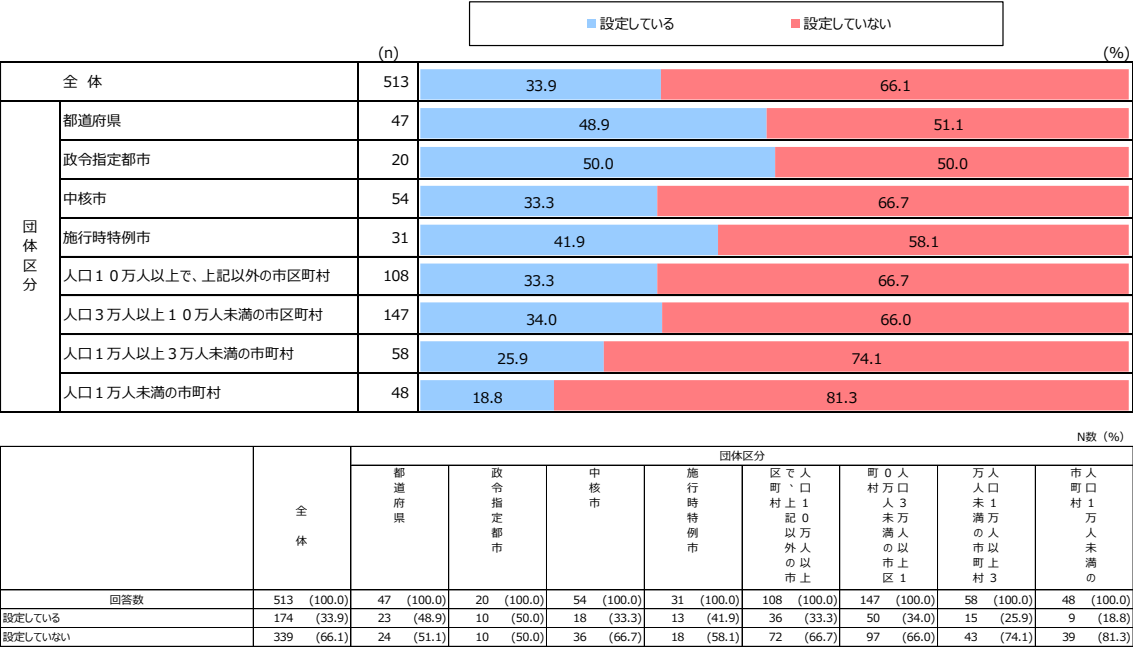
図表 284 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iii) 家庭部門【団体区分別】



iv) 運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 33.9%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

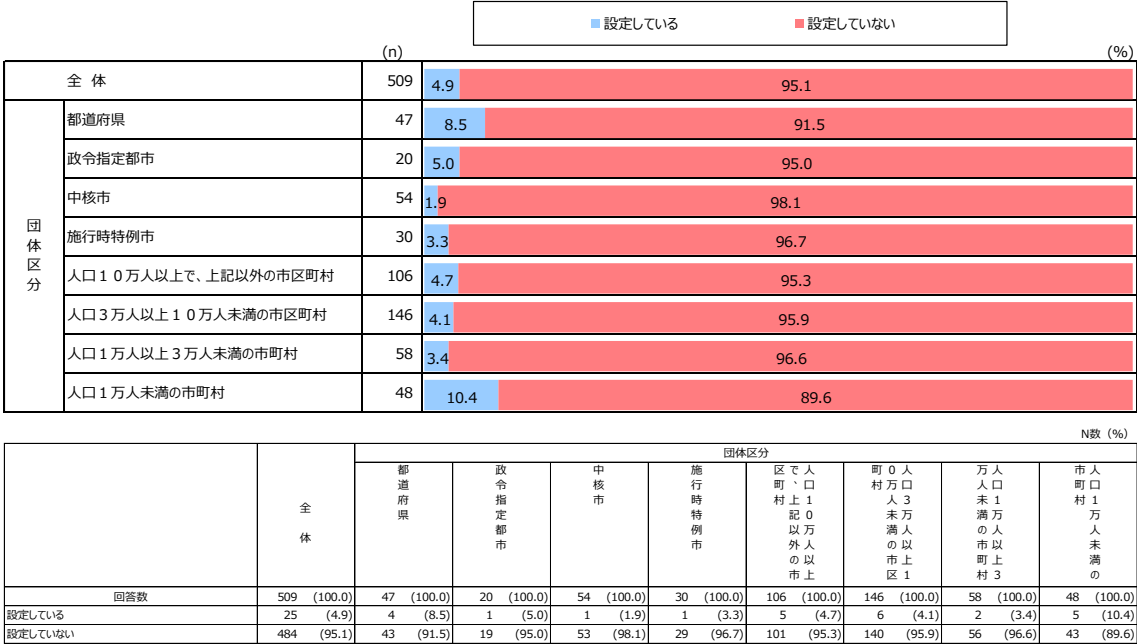
図表 285 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iv) 運輸部門【団体区分別】



v) エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 4.9%である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

図表 286 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
v) エネルギー転換部門【団体区分別】

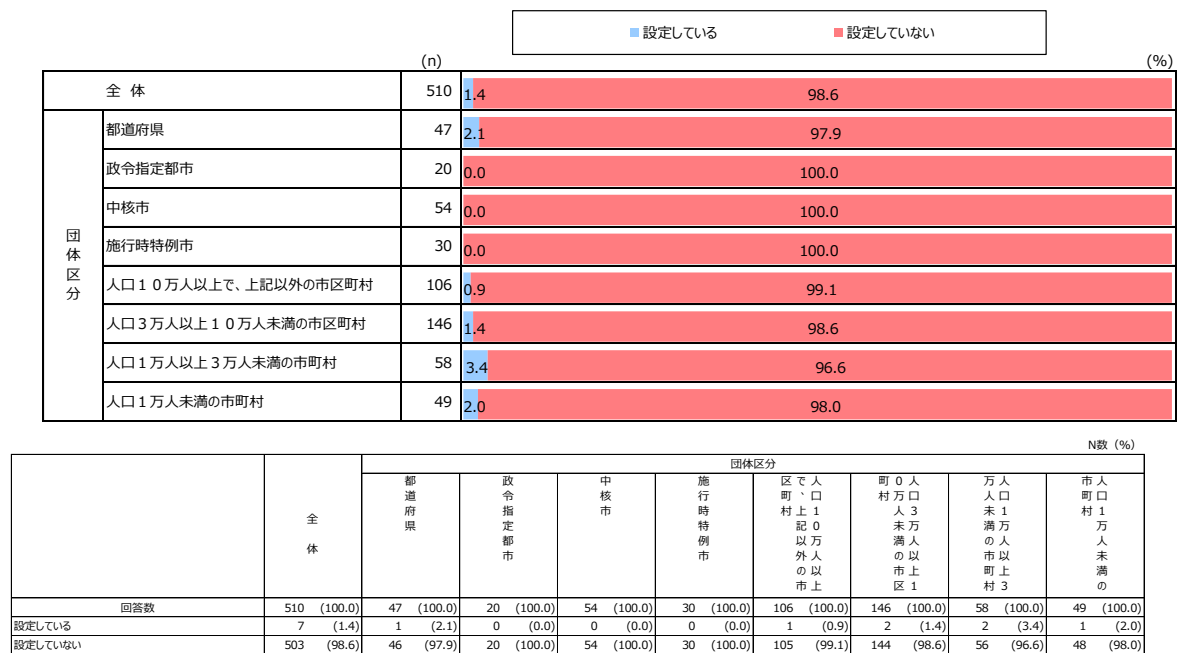


②分野別

i) 燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 1.4%である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

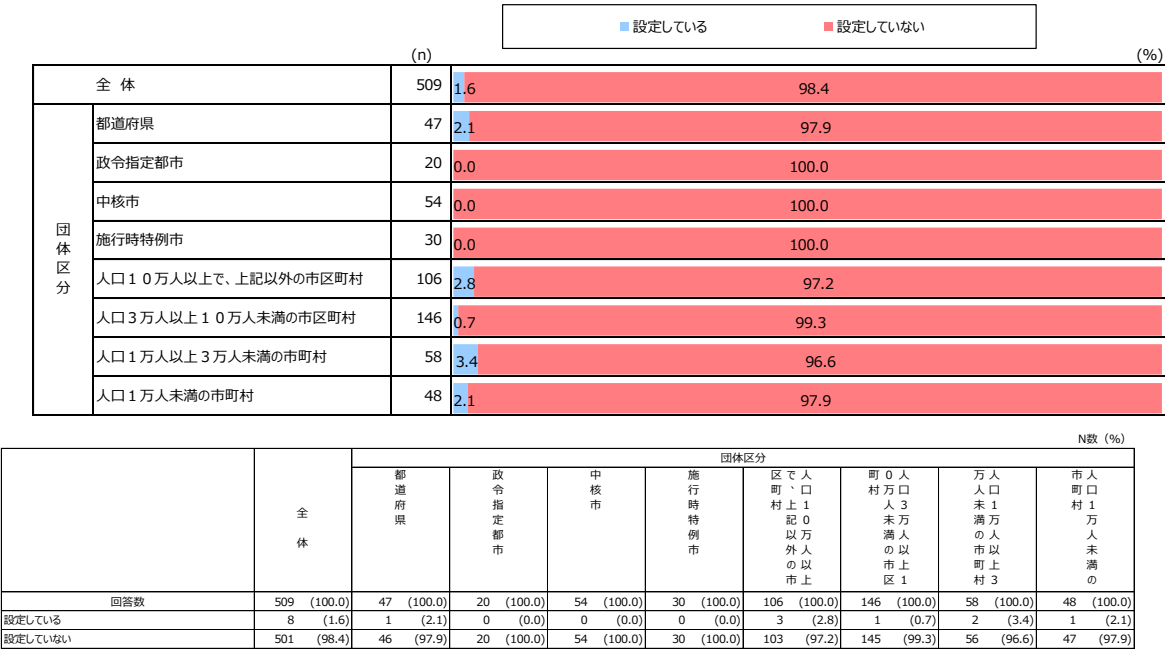
図表 287 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
i) 燃料の燃焼分野【団体区分別】



ii) 工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業のプロセス分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 1.6%である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

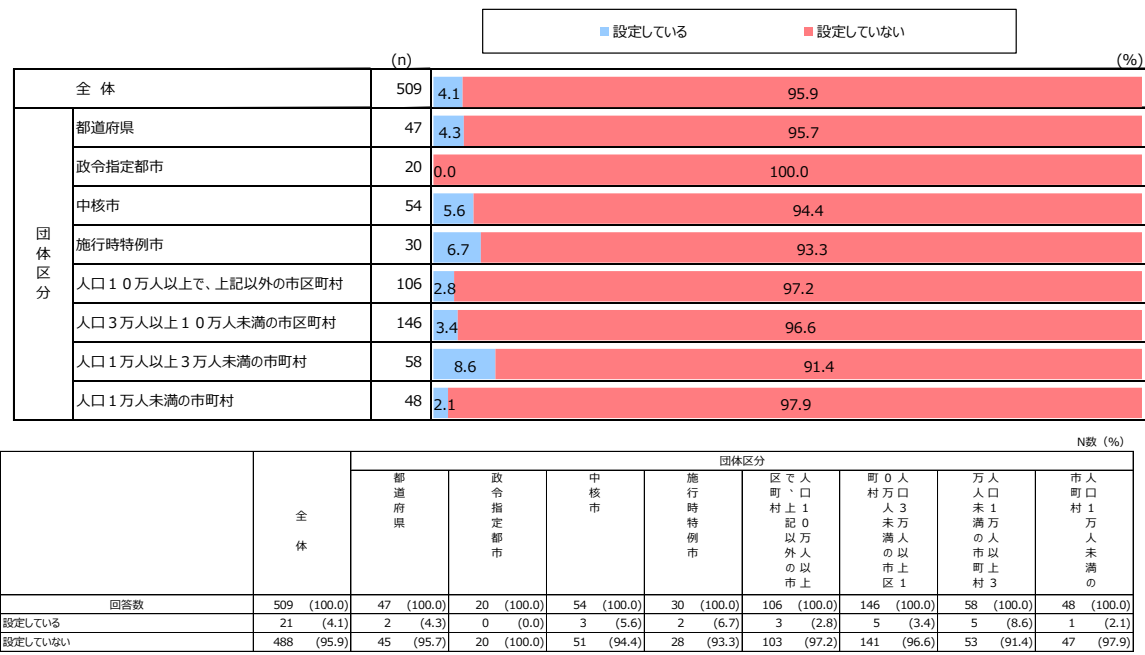
図表 288 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
ii) 工業プロセス分野【団体区分別】



iii) 農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 4.1%である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

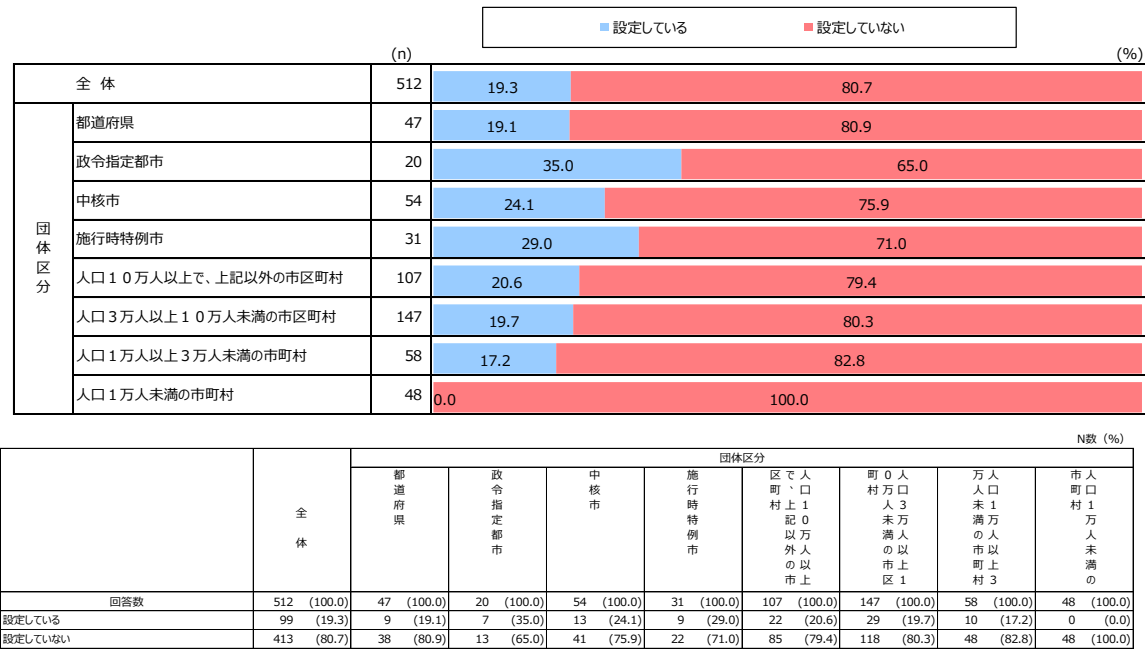
図表 289 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iii) 農業分野【団体区分別】



iv) 廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 19.3%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

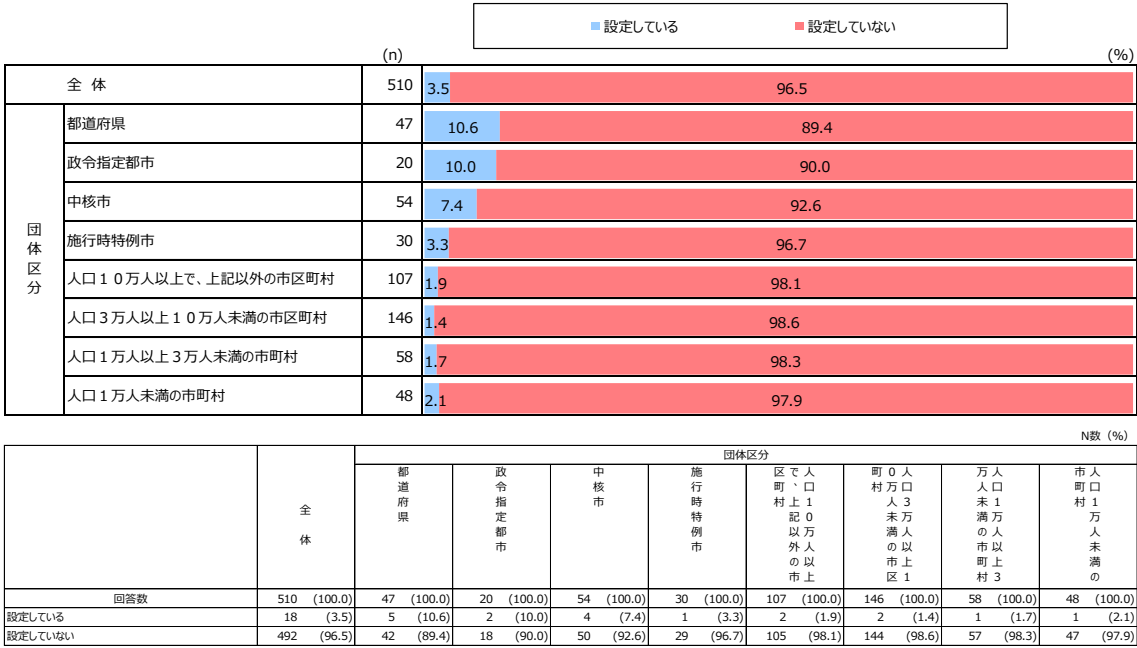
図表 290 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iv) 廃棄物分野【団体区分別】



v) 代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の3.5%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 291 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
v) 代替フロン等4ガス分野【団体区分別】



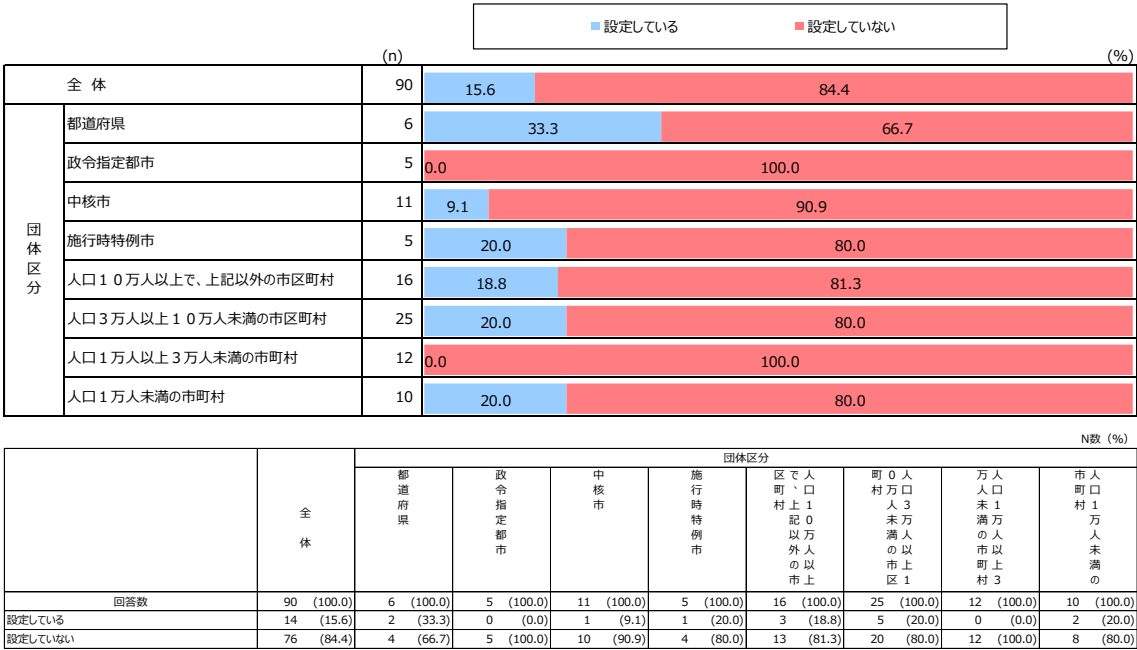
10) 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無（部門・分野別）

①部門別

i) 産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 15.6%である。

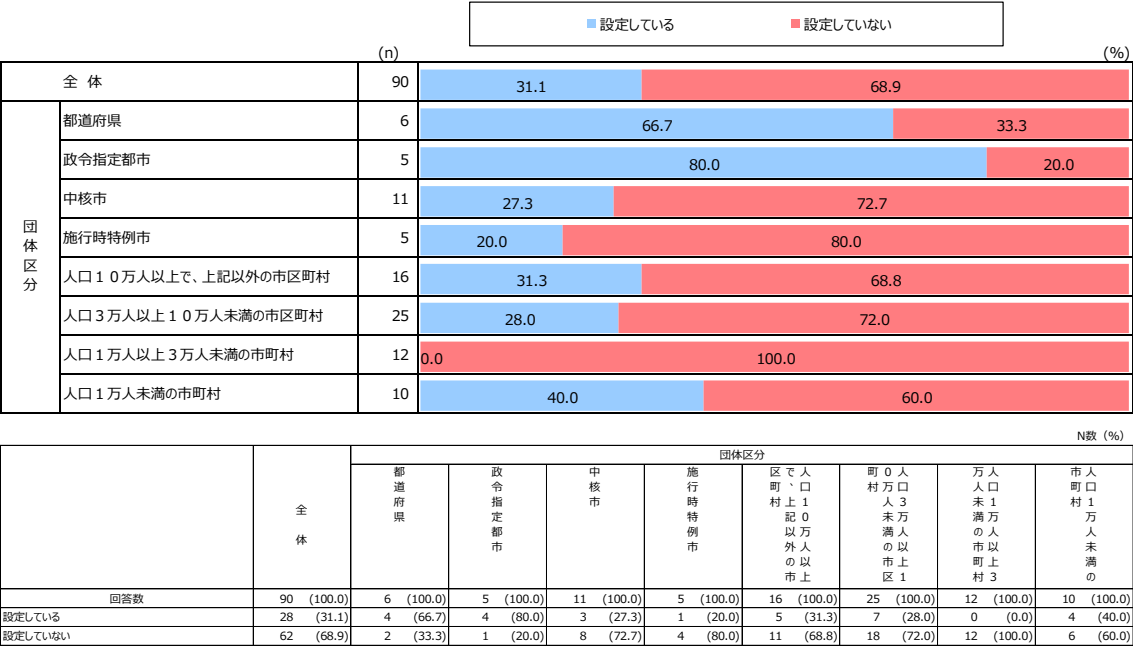
図表 292 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(1)産業部門【団体区分別】



ii) 業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 31.1%である。

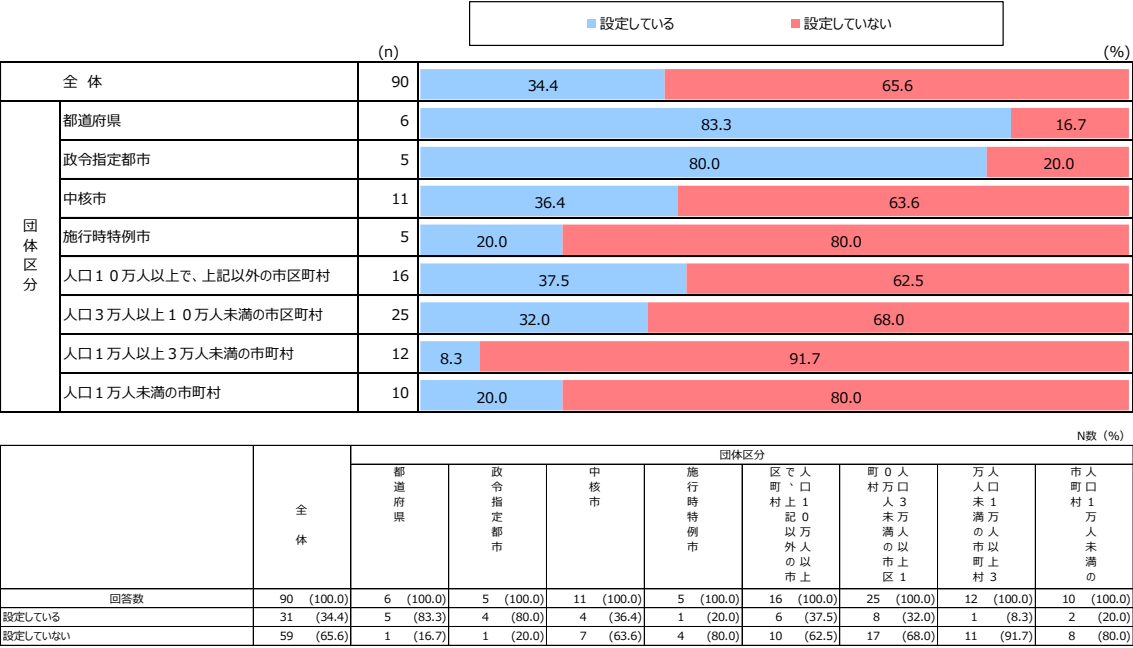
図表 293 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(2) 業務その他部門【団体区分別】



iii) 家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 34.4%である。

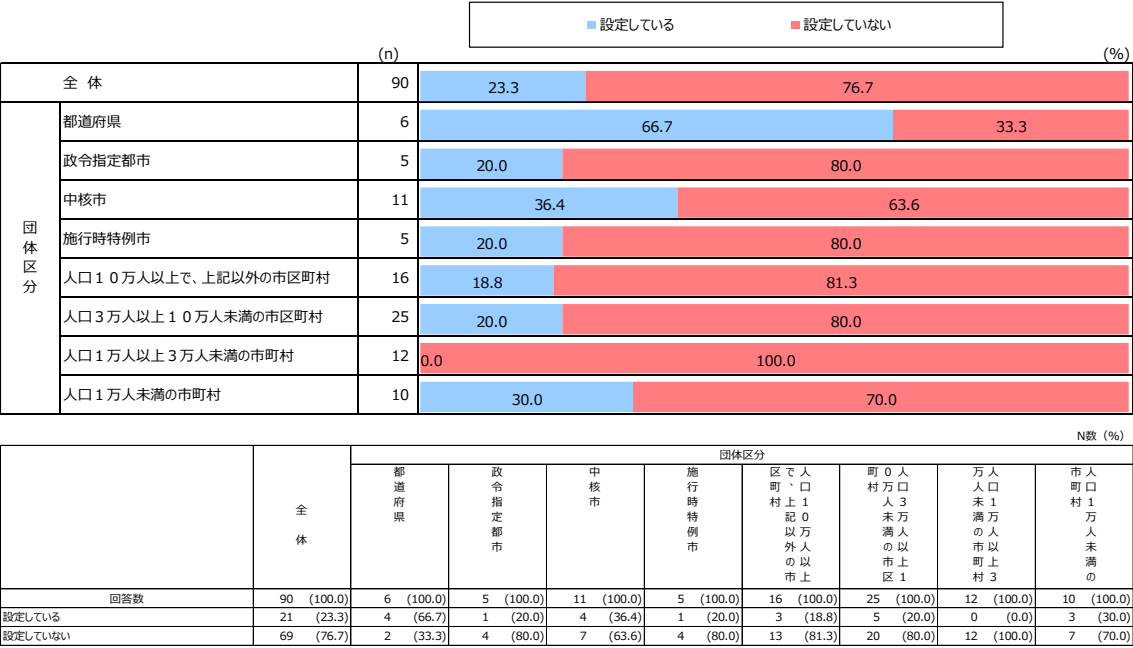
図表 294 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(3)家庭部門【団体区分別】



iv) 運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 23.3%である。

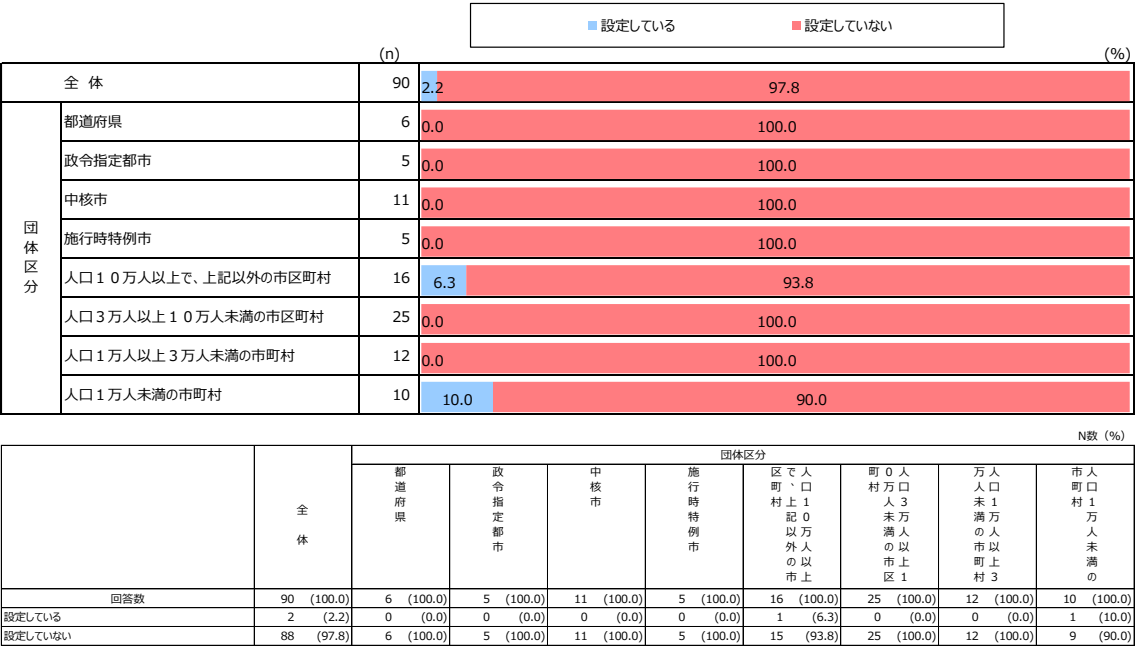
図表 295 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(4)運輸部門【団体区分別】



v) エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 2.2%である。

図表 296 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(5) エネルギー転換部門【団体区分別】

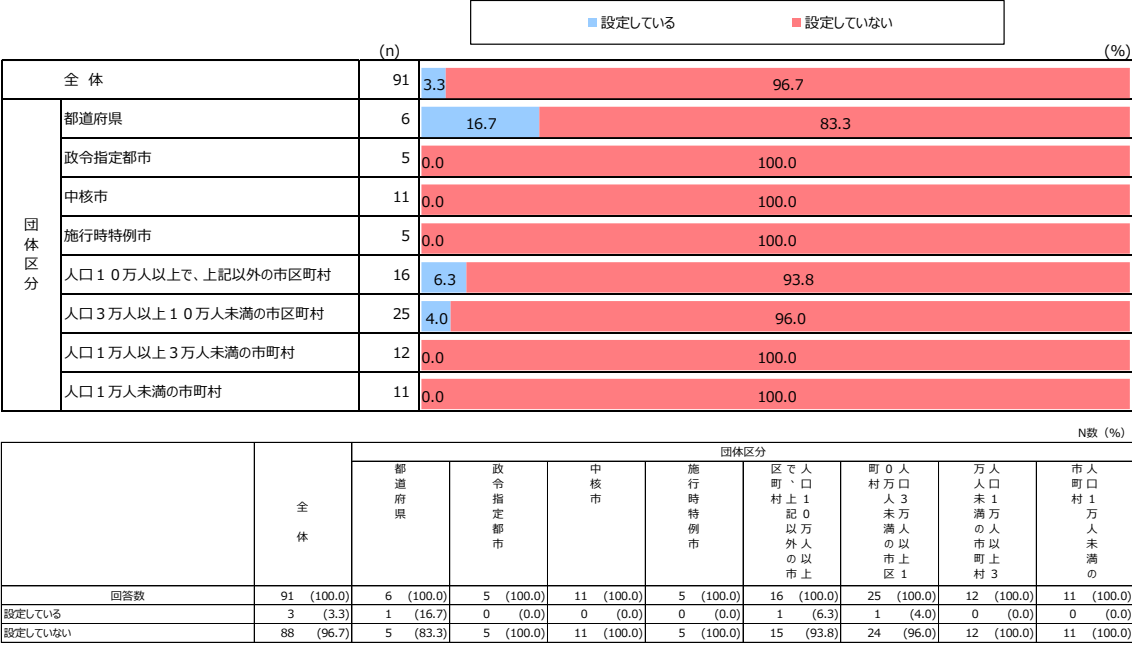


②分野別

i) 燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 3.3%である。

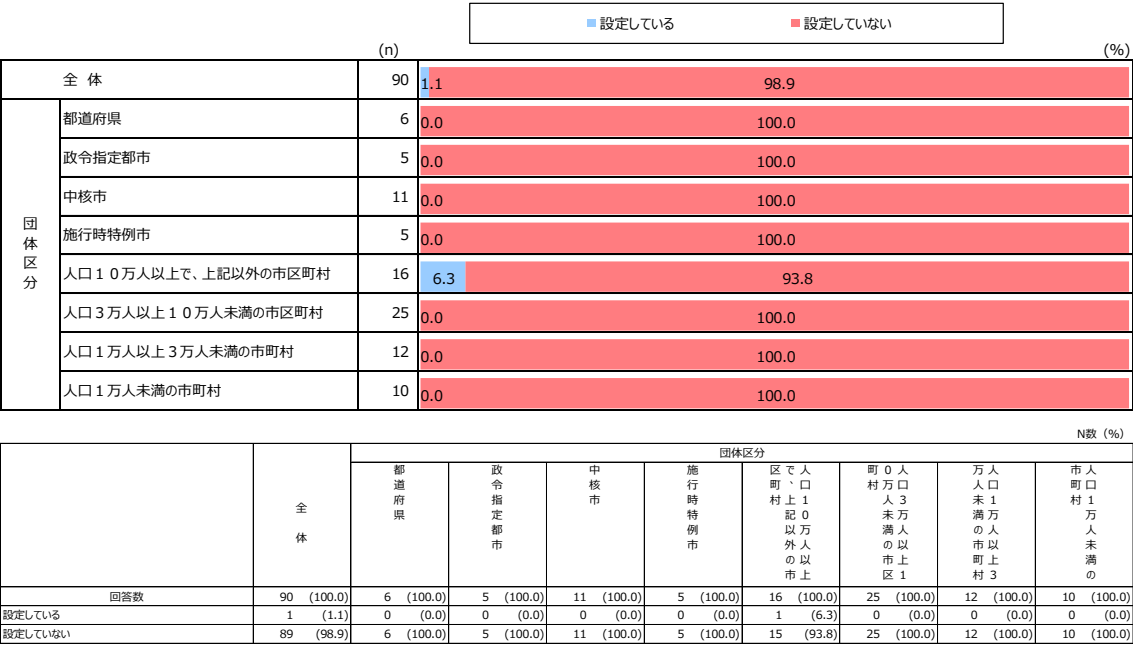
図表 297 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(6)燃料の燃焼分野【団体区分別】



ii) 工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 1.1%である。

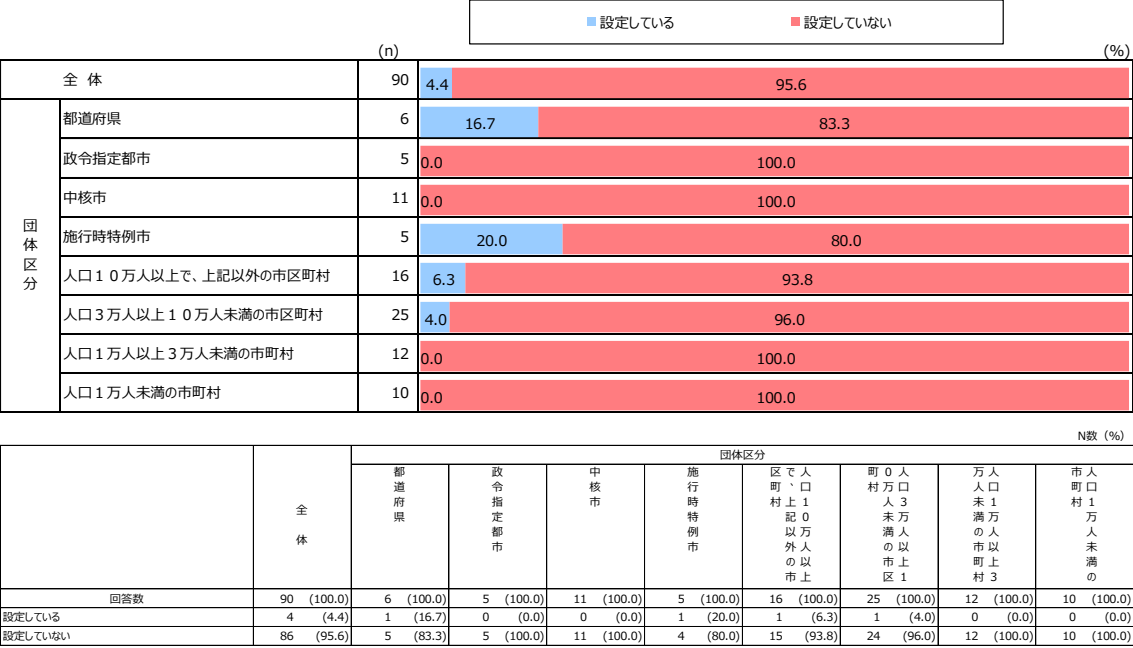
図表 298 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(7)工業プロセス分野【団体区分別】



iii) 農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 4.4%である。

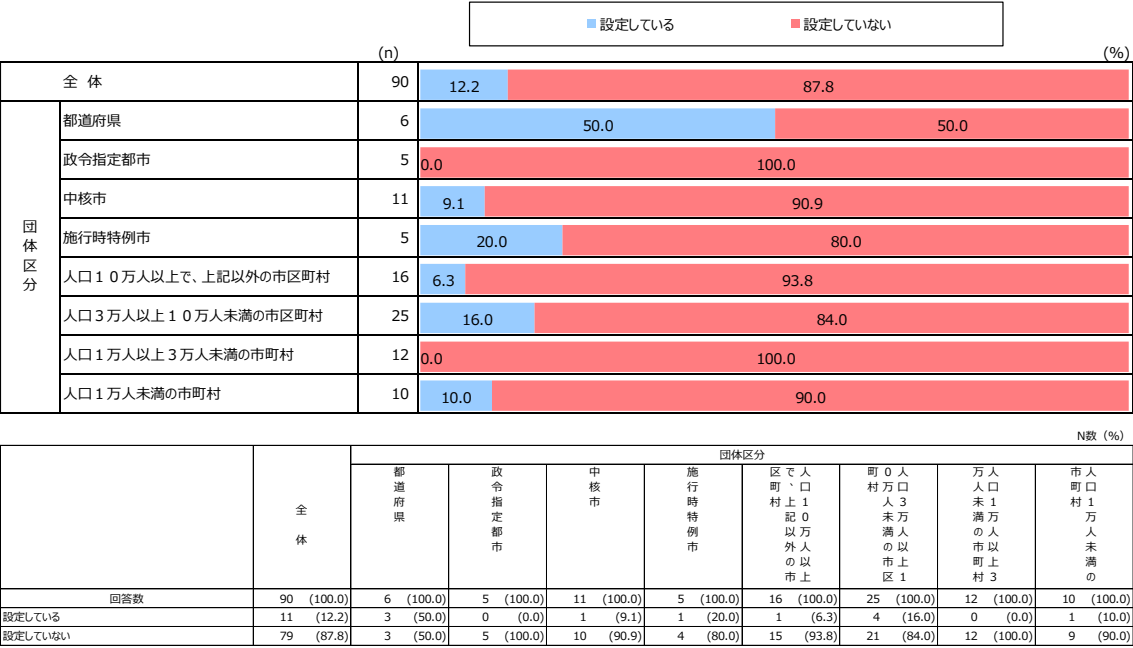
図表 299 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(8)農業分野【団体区分別】



iv) 廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 12.2%である。

図表 300 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(9)廃棄物分野【団体区分別】



v) 代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の2.2%である。

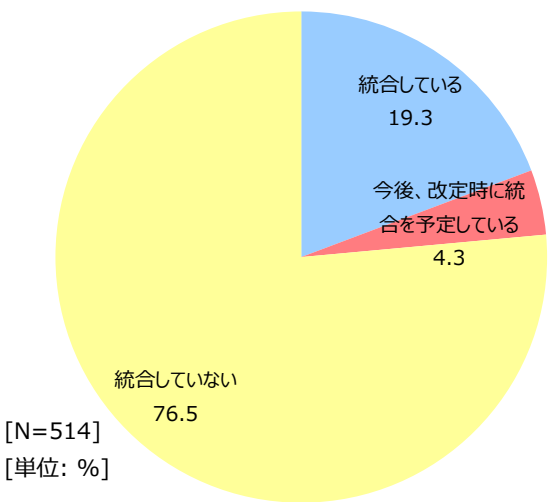
図表 301 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(10) 代替フロン等4ガス分野【団体区分別】



1 1) 区域施策編と事務事業編との統合の状況

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と事務事業編との統合の状況は、「統合している。」団体が 19.3%、「今後、改定時に統合を予定している。」が 4.3%存在する。

図表 302 区域施策編と事務事業編との統合の状況



地方公共団体の区分別に見ると、区域施策編と事務事業編の統合を図っている団体は、大規模な団体にも小規模な団体にも一定数存在している。

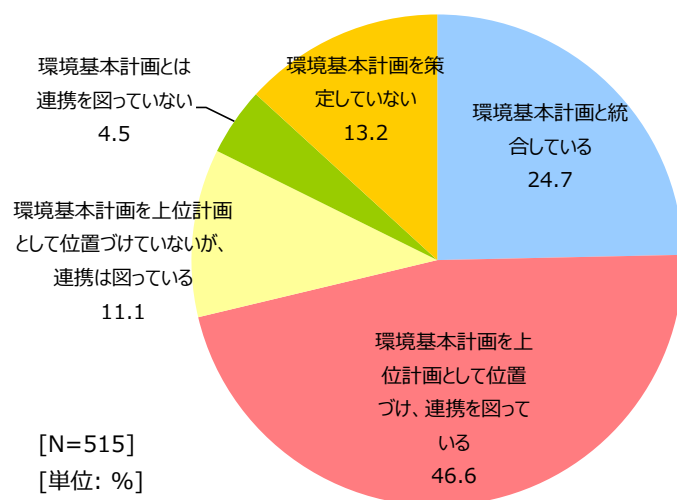
図表 303 区域施策編と事務事業編との統合の状況【団体区分別】

			(n)			■ 統合している ■ 今後、改定時に統合を予定している ■ 統合していない			(%)		
全 体			514			19.3	4.3		76.5		
団 体 区 分	都道府県		47			25.5	0.0		74.5		
	政令指定都市		20			40.0	0.0		60.0		
	中核市		54			18.5	5.6		75.9		
	施行時特例市		31			25.8	0.0		74.2		
	人口10万人以上、上記以外の市区町村		108			14.8	3.7		81.5		
	人口3万人以上10万人未満の市区町村		147			12.2	3.4		84.4		
	人口1万人以上3万人未満の市町村		59			20.3	10.2		69.5		
	人口1万人未満の市町村		48			31.3	8.3		60.4		
N数 (%)											
		全 体	団体区分								
			都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	区で人口10万人以上の市	町0人口10万人以上の市	万人人口10万人以上の市	市人口10万人以上の市	
回答数		514 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	147 (100.0)	59 (100.0)	48 (100.0)	
統合している		99 (19.3)	12 (25.5)	8 (40.0)	10 (18.5)	8 (25.8)	16 (14.8)	18 (12.2)	12 (20.3)	15 (31.3)	
今後、改定時に統合を予定している		22 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (5.6)	0 (0.0)	4 (3.7)	5 (3.4)	6 (10.2)	4 (8.3)	
統合していない		393 (76.5)	35 (74.5)	12 (60.0)	41 (75.9)	23 (74.2)	88 (81.5)	124 (84.4)	41 (69.5)	29 (60.4)	

12) 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況

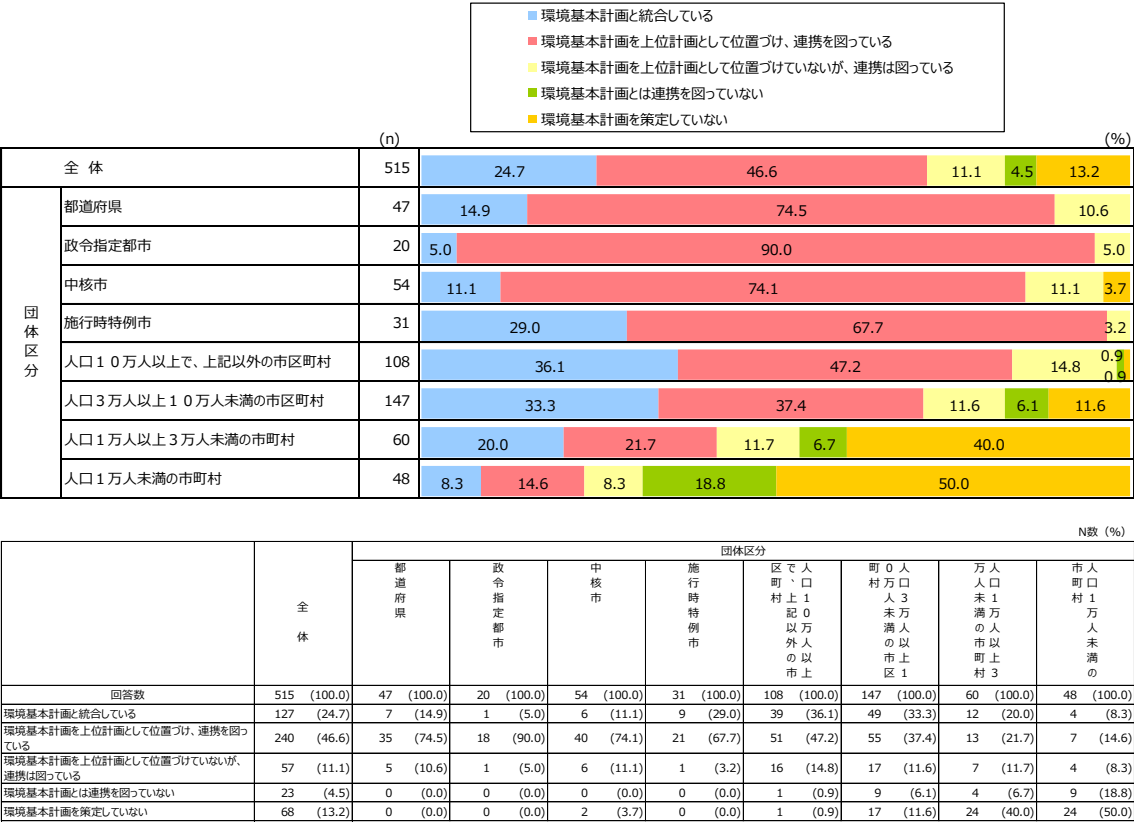
区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況は、「環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。」(46.6%) が最も多く、「環境基本計画と統合している。」(24.7%) が続く。

図表 304 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や施行時特例市より人口規模の大きい市では「環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。」の割合が高く、人口規模が小さくなると「環境基本計画と統合している。」の割合が相対的に高くなる。一方、人口3万人未満の市町村では、そもそも「環境基本計画を策定していない」団体が多い。

図表 305 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況
【団体区分別】



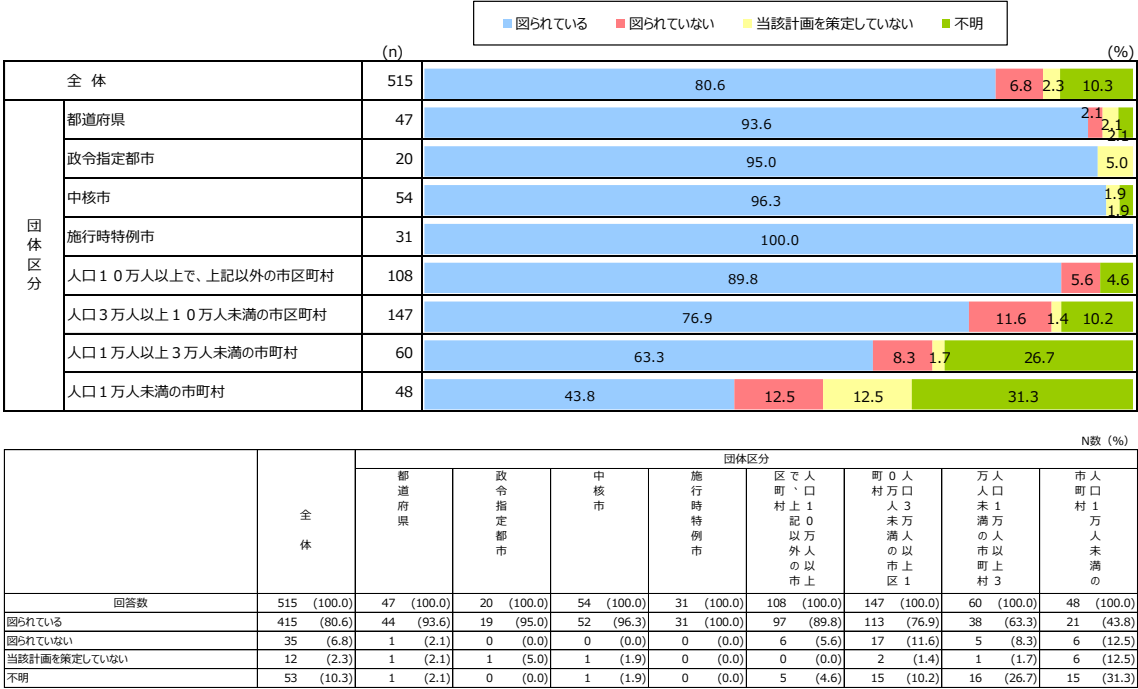
13) 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

①総合計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と総合計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の80.6%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 306 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

①総合計画【団体区分別】



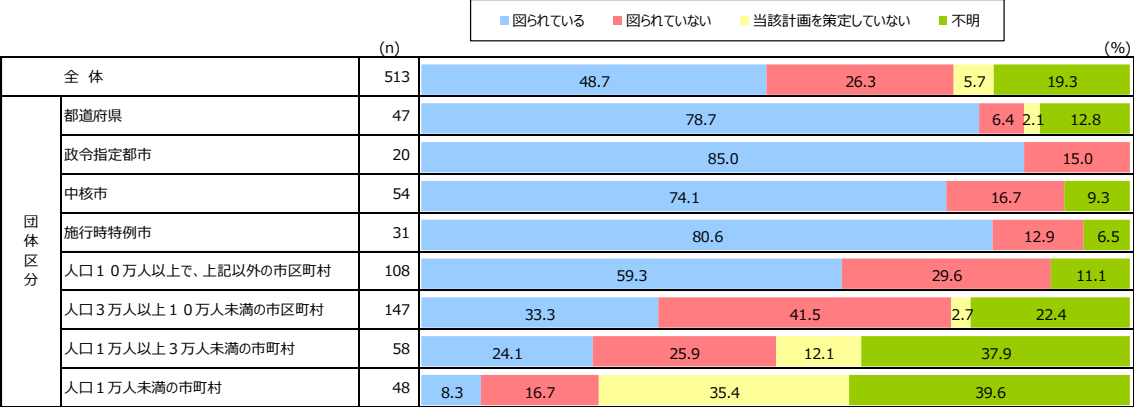
②「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の48.7%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 307 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

②「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」

【団体区分別】

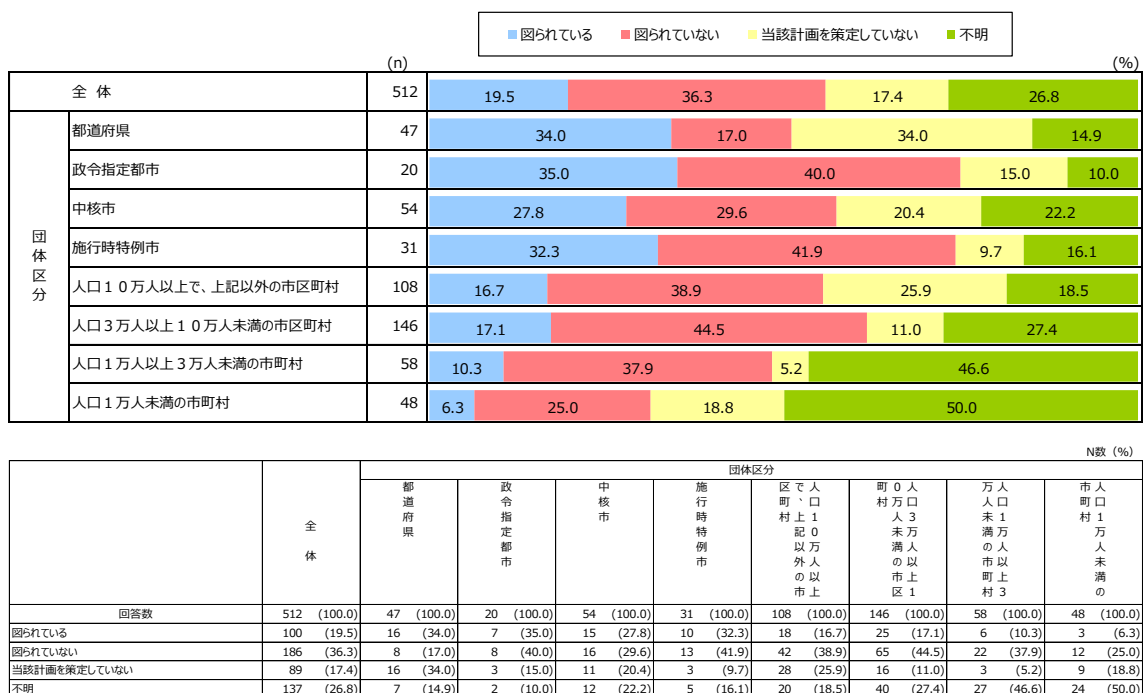


		N数 (%)									
	全 体	団体区分									
		都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人 町、口 村上1 記0 以万人 外人 の以 市上 区1	町0人 村万人 人3 未万人 満人の 以市上 区1	万人 人口未 1万人 満人の 市以 町上 村3	市人 町口 村1 万人 未満 の		
回答数	513 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	108 (100.0)	147 (100.0)	58 (100.0)	48 (100.0)		
図られている	250 (48.7)	37 (78.7)	17 (85.0)	40 (74.1)	25 (80.6)	64 (59.3)	49 (33.3)	14 (24.1)	4 (8.3)		
図られていない	135 (26.3)	3 (6.4)	3 (15.0)	9 (16.7)	4 (12.9)	32 (29.6)	61 (41.5)	15 (25.9)	8 (16.7)		
当該計画を策定していない	29 (5.7)	1 (2.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (2.7)	7 (12.1)	17 (35.4)		
不明	99 (19.3)	6 (12.8)	0 (0.0)	5 (9.3)	2 (6.5)	12 (11.1)	33 (22.4)	22 (37.9)	19 (39.6)		

③「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」
 区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 19.5%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

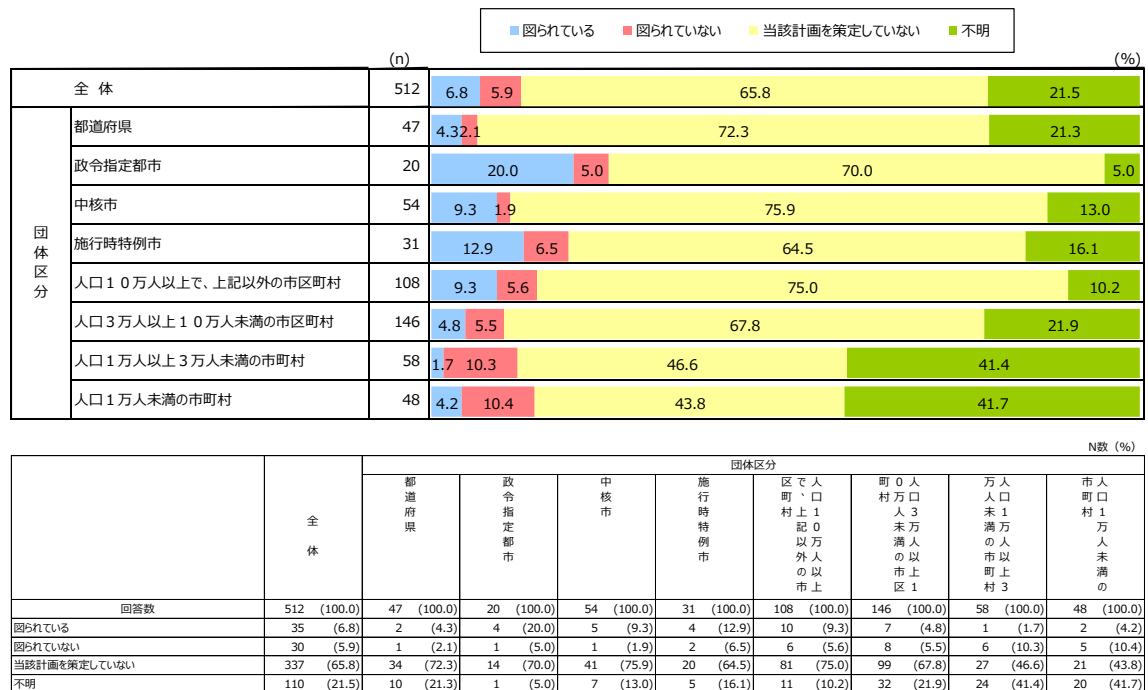
図表 308 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

③「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」
 【団体区分別】



④「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」
 区域施策編を策定済みの団体において、「都市の低炭素化の促進に関する法律」
 に基づく「低炭素まちづくり計画」を策定していない団体が全体の 65.8%を占め
 ており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の
 6.8%にとどまる。

図表 309 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
 ④「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」
 【団体区分別】

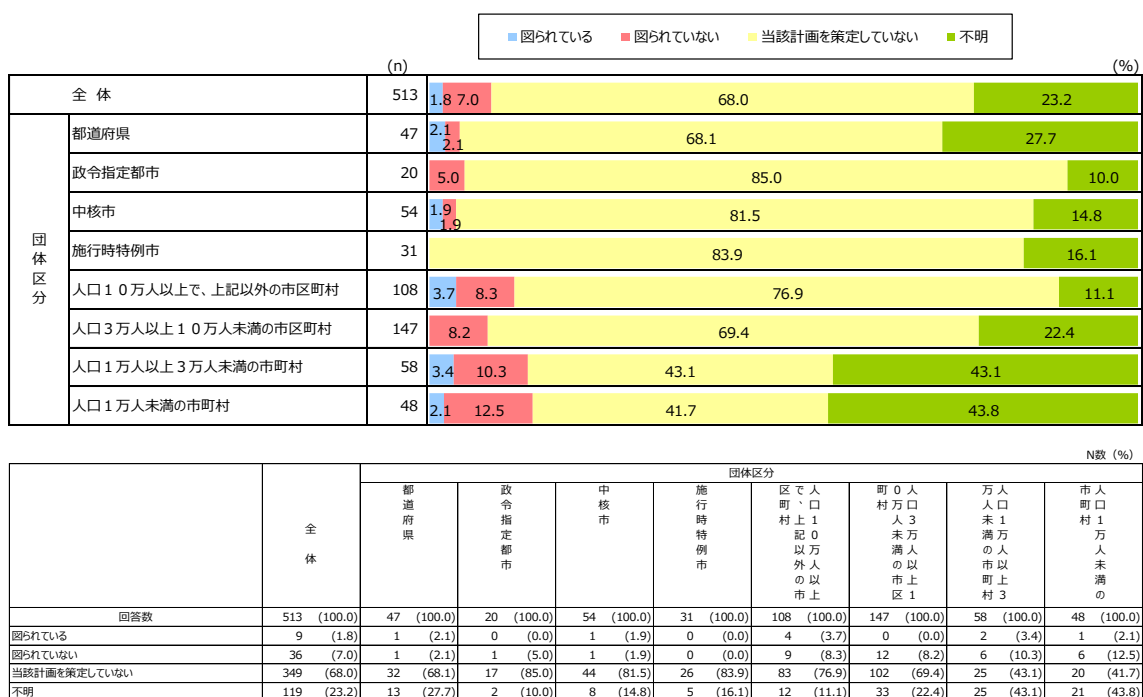


⑤「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」

区域施策編を策定済みの団体において、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」を策定していない団体が全体の 68.0%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 1.8%にとどまる。

図表 310 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

⑤「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」【団体区分別】



⑥「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」

区域施策編を策定済みの団体において、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」を策定していない団体が全体の41.5%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の16.0%である。

図表 311 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑥「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」【団体区分別】

図られている

図られていない

当該計画を策定していない

不明

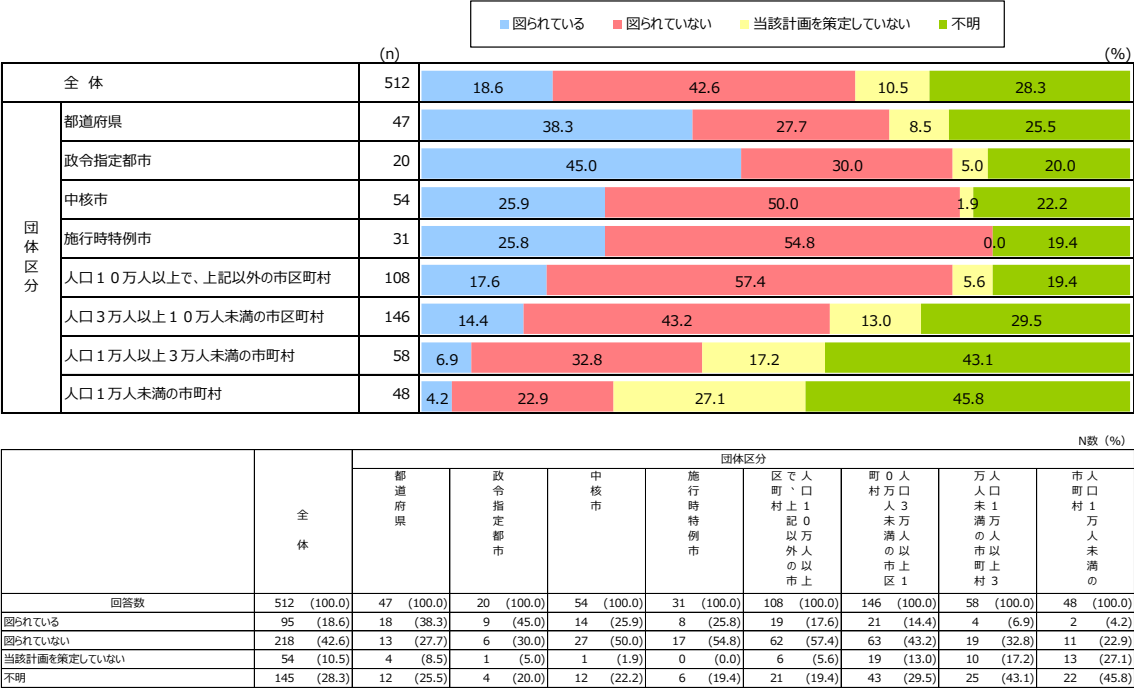
		(n)					(%)
全 体		511	16.0	15.9	41.5	26.6	
団 体 区 分	都道府県	47	19.1	12.8	48.9	19.1	
	政令指定都市	20	45.0	10.0	30.0	15.0	
	中核市	54	29.6	7.4	44.4	18.5	
	施行時特例市	31	32.3	22.6	35.5	9.7	
	人口1 0万人以上で、上記以外の市区町村	107	18.7	21.5	40.2	19.6	
	人口3万人以上1 0万人未満の市区町村	146	8.2	15.8	46.6	29.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村	58	8.6	13.8	32.8	44.8	
	人口1万人未満の市町村	48	2.1	16.7	37.5	43.8	

		団体区分									N数 (%)
		全 体	都 道 府 県	政 令 指 定 都 市	中 核 市	施 行 時 特 例 市	区で人口1 万人以上の 市町村	人口10万人 以上の市町村	人口10万人 以上の市町村	人口10万人 以上の市町村	人口10万人 以上の市町村
回答数		511 (100.0)	47 (100.0)	20 (100.0)	54 (100.0)	31 (100.0)	107 (100.0)	146 (100.0)	58 (100.0)	48 (100.0)	
図られている		82 (16.0)	9 (19.1)	9 (45.0)	16 (29.6)	10 (32.3)	20 (18.7)	12 (8.2)	5 (8.6)	1 (2.1)	
図られていない		81 (15.9)	6 (12.8)	2 (10.0)	4 (7.4)	7 (22.6)	23 (21.5)	23 (15.8)	8 (13.8)	8 (16.7)	
当該計画を策定していない		212 (41.5)	23 (48.9)	6 (30.0)	24 (44.4)	11 (35.5)	43 (40.2)	68 (46.6)	19 (32.8)	18 (37.5)	
不明		136 (26.6)	9 (19.1)	3 (15.0)	10 (18.5)	3 (9.7)	21 (19.6)	43 (29.5)	26 (44.8)	21 (43.8)	

⑦公共施設等総合管理計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と公共施設等総合管理計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 18.6%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

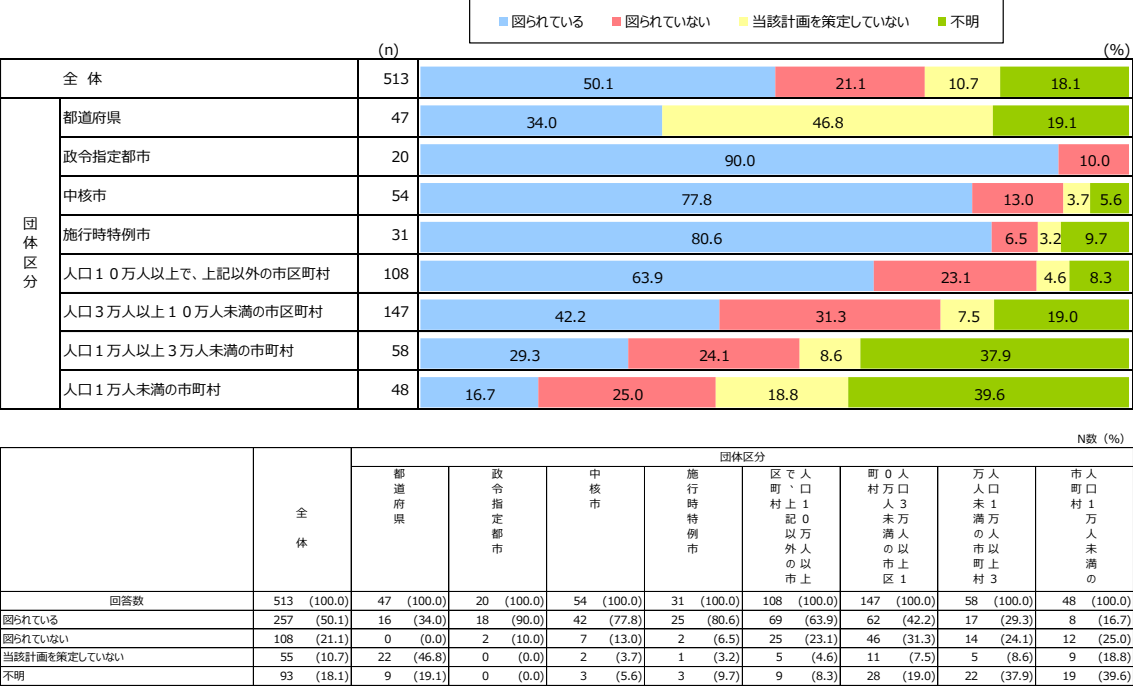
図表 312 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑦公共施設等総合管理計画【団体区分別】



⑧一般廃棄物処理基本計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と一般廃棄物処理基本計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 50.1%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

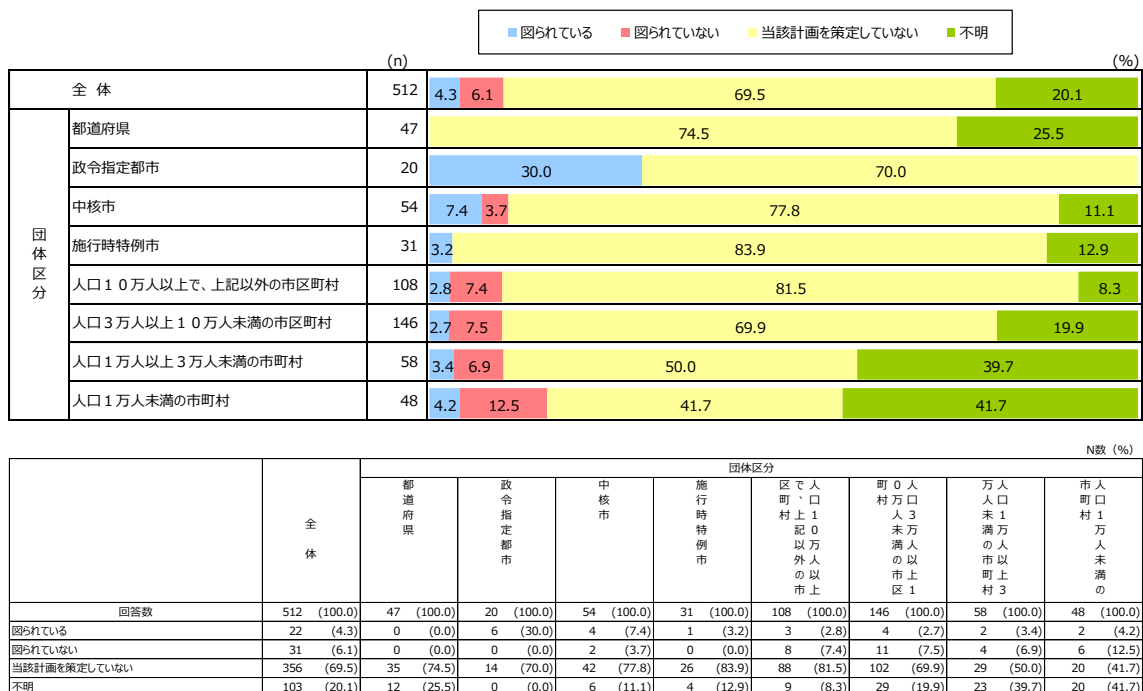
図表 313 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑧一般廃棄物処理基本計画【団体区分別】



⑨環境モデル都市アクションプラン

区域施策編を策定済みの団体において、環境モデル都市アクションプランを策定していない団体が全体の 69.5%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 4.3%である。

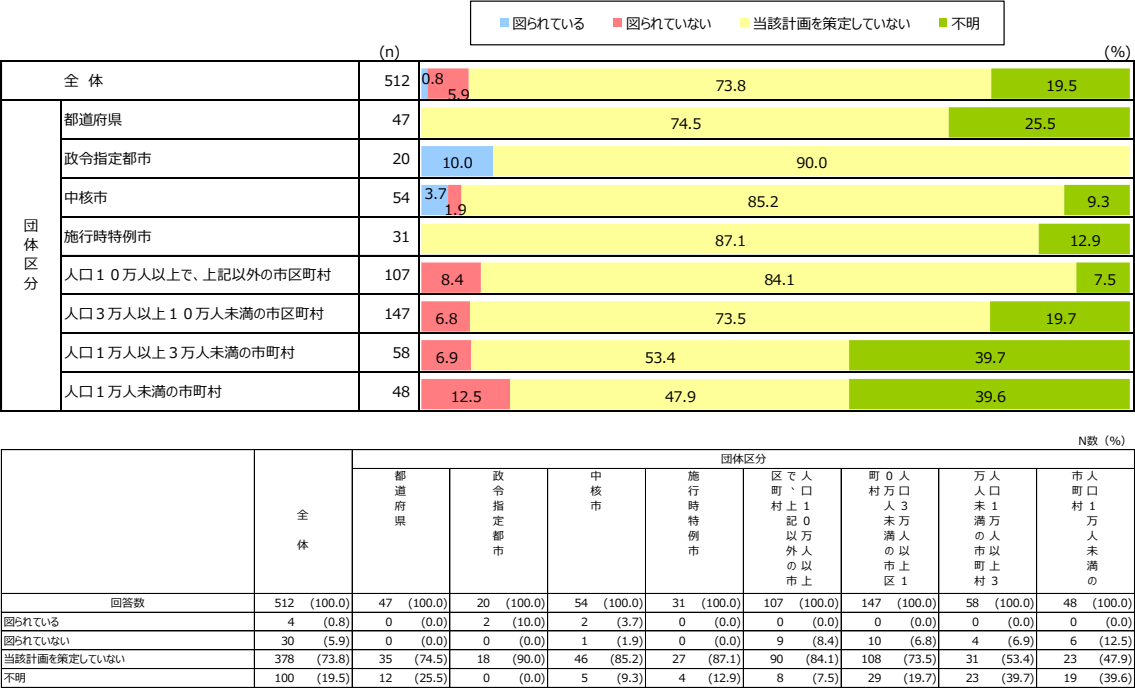
図表 314 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑨環境モデル都市アクションプラン【団体区分別】



⑩環境未来都市計画

区域施策編を策定済みの団体において、環境未来都市計画を策定していない団体が全体の 73.8%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 0.8%である。

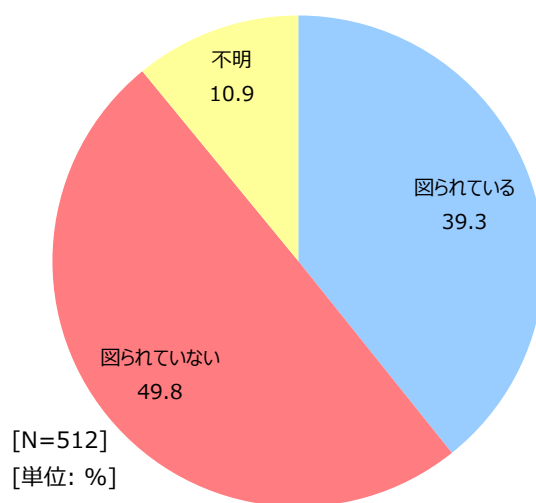
図表 315 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑩環境未来都市計画【団体区分別】



14) 他の行政計画に基づく個別事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）の地球温暖化対策との調和・連携の状況

区域施策編を策定済みの団体において、他の行政計画に基づく個別事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）と地球温暖化対策との調和・連携が「図られている。」と回答した団体は全体の 39.3%である。

図表 316 他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との調和・連携の状況



地方公共団体の区分別に見ると、「図られている。」と回答した団体の割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 317 他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との
調和・連携の状況【団体区分別】

